

# 平成24年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第1号）

平成24年3月5日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第 1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 2号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 3号 上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 4号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 6号 上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第 9 議第 7号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 8号 上牧町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 9号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第11号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議第12号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第15 議第13号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第16 議第14号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第17 議第15号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第18 議第16号 平成23年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について
- 第19 議第17号 平成24年度上牧町一般会計予算について
- 第20 議第18号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第21 議第19号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について

- 第 2 2 議第 2 0 号 平成 2 4 年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 2 3 議第 2 1 号 平成 2 4 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 2 4 議第 2 2 号 平成 2 4 年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第 2 5 議第 2 3 号 平成 2 4 年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 2 6 議第 2 4 号 寄附の受納について
- 第 2 7 議第 2 5 号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 9 議員提出議案第 1 号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 0 意見書案第 1 号 都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書（案）
- 第 3 1 意見書案第 2 号 公的年金の充実を求める意見書（案）
- 第 3 2 意見書案第 3 号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）
- 第 3 3 決議案第 1 号 議会改革に取り組む決議（案）
- 第 3 4 予算特別委員会の設置及び委員の選任について

#### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 4 まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	土地開発公社 常務理事	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭
保険年金課長	五藤博行		

---

職務のため議場に出席した事務局員

局長	下間常嗣	書記	山下純司
----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成24年第1回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） これから本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 初めに、招集者のあいさつ並びに所信表明をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） おはようございます。

本日、ここに平成24年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

皆様方には、町行財政と土地開発公社の健全化に向けての取り組みに格別のご指導、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、お詫びを申し上げます。土地開発公社の件につきましては、大変申しわけなく思っております。

さて、国の平成24年度予算が日本再生元年予算と位置づけ、一般会計の総額90兆3,339億円で、昨年度より2兆777億円も減額予算となりました。日本再生重点化措置として、経済社会の真の再生に資するための予算を重点配分とし、東日本大震災からの復旧復興費を別枠としての事業等が盛り込まれました。その結果、国債発行額は、昨年とほぼ同額の44兆2,440億円と3年連続で税収を上回る結果となっております。また、国において平成24年2月17日に社

会保障と税の一体改革大綱が閣議決定され、今国会で審議をされていますが、直接国民に負担のかかる部分であり、国会において十分議論をしていただき、国民にわかりやすい改革で安心できる社会保障制度の確立を望むものでございます。

さて、上牧町は、平成20年度決算で地方公共団体財政健全化法による早期健全化団体となり、住民の皆さんにご負担やご心配をおかけいたしました。平成22年度決算で早期健全化団体から脱却をいたしました。これもひとえに住民、議会の皆様のご協力とご理解の賜物とお礼を申し上げます。土地開発公社につきましては、財政問題特別委員会で長時間ご審議をいただき、また、外部監査法人からも厳しい指摘をいただきました。二度とこのようなことを繰り返さないためにも、抜本的対策として土地開発公社を解散させることが、住民の方々に安心していただける一番の方法であると考えております。今後も土地開発公社の財政負担の大きな影響は続きますが、財政健全化への取り組みを緩めることなく、計画的な財政運営に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本年も2月より、町の財政状況や今後の見通し等を住民の皆さんに説明し、意見交換を行うためのタウンミーティングを始めており、厳しいご意見や要望、貴重なご提案をいただきました。参加人数の多少はございますが、開催当初とは少しずつ雰囲気も変わってきたかのように思います。これからは、内容も工夫しながら継続し、住民とともに協働と参画のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今年度も厳しい財政状況の中での予算編成となりましたが、今できること、やらなければならないことを一つずつ確実に行ってまいりたいと考えております。

それでは、平成24年度上牧町一般会計予算でございますが、前年度比5.3%増の71億2,632万5,000円といたしました。増額の主な要因につきましては、米山新町線及び桜ヶ丘新町線の街路事業でございます。

歳出の性質別内訳では、まず、義務的経費でございますが、退職手当組合負担金の改正及び給与削減の戻しなど人件費の増加により7.3%の増、額にして1億143万円が増加したものの、扶助費3.5%の減、公債費8.3%の減、合わせて額にして1億5,418万8,000円の減となり、義務的経費全体で1.4%の減、額にして5,275万8,000円の減額となりました。

投資的経費につきましては、米山新町線及び桜ヶ丘新町線の街路事業を進めるため、普通建設事業費が248.2%の増、額にして6億9,078万3,000円の増額となりました。

予算項目別では、まず、歳入におきましては、社会情勢において長引くデフレ感や景気の低迷でございますので、町税として税制改革により町民税の個人分、町たばこ税と合わせて

約3,300万円の増収の見込みで、固定資産税は評価替えで約5,100万円減の見込みとなり、町税として、当初予算対比では1,700万円程度の減収となる見込みでございます。予算額として、20億412万8,000円を見込んでおります。

地方特例交付金は約2,900万円の減額、地方交付税は1,800万円の増額を見込んでおり、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額では823万円の増額となる見込みでございます。

また、企業からの寄附金として繰入金で2億9,000万円を見込んでおります。

歳出につきましては、職員給与の削減を平成18年4月より実施しておりましたが、本年4月より5%を戻し、支給できるように予算計上をいたしました。

次に総務費では、住民とともに協働と参画のまちづくりをさらに進めるために、平成22年度より住民の公募と各種団体の代表の方々と熱心に協議をいただいております（仮称）上牧町まちづくり基本条例の策定事業を、平成23年度に引き続き協議をしていただくための予算を計上いたしました。また、平成22年10月に住民の方々と上牧町補助金制度検討委員会を設置、1年をかけて協議をいただき、意見書としてまとめていただきました。その中で、補助を受ける機会をより公平にするために公募の原則として提言をいただき、本年度に創意と工夫による町民と町との協働のまちづくりを推進する補助金の交付と、判定委員会開催にかかる費用を含めて公募型の補助事業として、補助限度額30万円とし、150万円予算を計上いたしました。

次に、民生費では、将来の日本を支える子どもたちを、今、私たちが支えるという思いから、子育て支援の施策の1つとして、乳幼児医療費の所得制限撤廃と対象年齢を9歳児までの乳幼児等医療費助成の拡大を実施することとし、3,000万円を計上いたしました。

また、障害者福祉事業について、聴覚障害者と、認識と理解を深めるための手話養成講座を開催いたします。

次に、土木費では、社会資本整備交付金の活用で、住民生活に直結した道路整備として維持修繕を効果的、効率的な計画を策定する調査の実施、また、都市計画街路米山新町線及び桜ヶ丘新町線道路事業を民間事業者の協力も得て、5億750万円計上いたしました。

次に、教育費では、教育施設で過年度において、I s 値0.3未満の建屋は順次改修工事を実施してまいりました。さらに、地震防災緊急事業第4次5カ年計画により、I s 値0.3以上0.7未満の建屋で、上牧第二小学校の耐震補強設計、耐震実施設計を実施するため、3,782万6,000円の予算を計上いたしました。

次に、災害対策については、昨年に引き続き、防災士資格修得に係る費用の助成、新たな

自主防災組織の結成に係る支援として、地域の防災力のさらなる向上を図っていききたいと考えております。

次に、土地開発公社欠損金の補てん、供用済みの土地の買い戻しについても予算措置をしております。

本定例会は、このほか、地域主権改革一括法関連による条例改正等をはじめ、平成23年度各会計補正予算案、平成24年度各会計当初予算案、上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任、人権擁護委員候補者の推薦など25議案、諮問第1号を提出いたしておりますが、特に上牧町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、納税者の負担を軽減するための改正も行っております。それぞれの案件につきまして、上程の都度ご説明を申し上げます。何とぞ慎重にご審議いただき、議決、同意賜りますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。所信表明並びに招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。



### ◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉川議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉川米義 登壇）

○議会運営委員長（吉川米義） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成24年第1回定例会の議会運営委員会を、去る3月1日午前10時から全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました結果、会期は3月5日から3月15日までの11日間とし、会期日程及び議案付託表につきましては、お手元に配付しております会期日程並びに議案付託表のとおりと決しました。

なお、15日の本会議最終日の開議時間は、町長公務のため午前11時からと決しました。

一般質問につきましては、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

また、議員懇談会で協議されました議会改革検討委員会の設置については、議長の諮問機関として委員会を設置することを承認いたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（東 充洋） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、吉川議員、11番、服部議員を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定について

○議長（東 充洋） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

◎議第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第3、議第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議題の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、これから提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

地域主権改革一括法等の施行に伴います条例の改正であります。内容につきましては、条例第3条第1号中、同条第2号中、第4条第1号、第6条1号及び第7条中の「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第4、議第2号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第2号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について。

上牧町営住宅条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第2号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

地域主権改革一括法等の施行に伴います条例の改正であります。内容につきましては、第2章中第3条の次に「町営住宅の整備基準は町長が別に定める」といたしました整備基準として1条が加えられました。また、入居者の資格条件の枠が拡大されるとともに、入居者の収入金額が新たに明文化されております。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上が主な改正点でございます。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第3号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第5、議第3号 上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第3号 上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第3号 上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

地域主権改革一括法等の施行に伴います条例の改正であります。内容につきましては、新たに第9条の2で技術者の設置、第9条の3で技術管理者の資格について条文が加えられ、

また、第10条一般廃棄物処理計画の中で処理計画を「公表するもの」から「公表するよう努めなければならない」と改正されております。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上が主な改正点でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第4号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第6、議第4号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第4号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（竹島正智） 議第4号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

地域主権改革一括法等の施行に伴い、社会教育法の一部が改正され、これまで社会教育法で定められておりました公民館運営審議会委員の任命基準が、改正後は、文部科学省令で定められた基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとされました。このため上牧町公民館設置条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、公民館運営審議会委員の委嘱基準といたしまして、第5条に「第1号、学校教育及び社会教育の関係者、第2号、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号、学識経験のある者」を加えるものでございます。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上であります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第7、議第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

第1条は、人事院勧告によります給料表の全部改正でございます。

第2条は、給与の抑制ということで、平成18年度に給与構造改革が実施されました。このことによりまして、従来の給与と改革後の給与との差が生じました。現行給与は保障することになっておりますので、経過措置として差額については支給するというので、経過措置されております。その経過措置の継続に対する条例制定であります。

第3条は、地域手当の支給停止にかかわる延長のための改正でございます。

附則、第1条。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第2条は、現行の給与削減率10%を平成24年度に5%に改正する条例制定でございます。

第3条は、若年層の給与については、民間給与に比べまして低い部分がございますので、この条例で調整措置ができると定めております。

第2項は、前項の調整期間措置が25年度においても行えると定めております。

第3項は、育児短時間勤務職員についても前第1項、第2項が適用されると定めておりま

す。

第4項は、育児短時間勤務職員の残就業時間に対する雇用処遇についても前項が適用されると規定しております。

第4条は、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が規則で定めると規定しております。

以上が改正内容です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第6号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第8、議第6号 上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第6号 上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第6号 上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定（案）について、説明いたします。

第1条は、物品の借り入れ、または、役務の提供等を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければならない場合は、地方自治法施行令第167条の17の規定により条例を定めることにより、長期継続の契約の締結ができるとありますので、根拠法により趣旨を定めております。

第2条につきましては、長期継続契約のできる対象項目を定めております。

第3条につきましては、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると規定しております。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上です。議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第7号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第9、議第7号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第7号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第7号 上牧町税条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

第95条につきましては、たばこ税率の引き上げによる改正でございます。旧三級品以外のたばこにかかるたばこ税の税率を、1,000本につき4,618円から5,262円へ644円引き上げ、附則第16条の2第1項では、旧三級品の紙巻きたばこを2,190円から2,495円へ305円引き上げるものでございます。

次に、第9条の削減につきましては、個人住民税における退職所得の10%税額控除が廃止されることによるものでございます。

附則第22条につきましては、東日本大震災により被害を受けたことにより、災害関連支出を行った場合の雑損控除の特例措置に対する整備でございます。

第2項、第3項につきましては、旧第2項、第4項の削除により項ずれとなることによる改正でございます。

附則第25条は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保として、平成26年度から平成35年度までの個人住民税を均等割額3,000

円に500円を加算するものでございます。

附則1条。この条例は、公布の日から施行するものでありますが、各号に掲げる規定は各号に定める日から施行するものでございます。

第2条及び第3条は、当該改正規定の経過措置を定めております。

以上が改正内容でございます。議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第10、議第8号 上牧町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第8号 上牧町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について。

上牧町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第8号 上牧町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

現在実施をいたしております福祉医療制度の中に乳幼児医療費助成事業がございます。これは、乳幼児を養育している住民の方々に対し、当該乳幼児の医療費の一部を助成し、乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図る目的において実施をいたしております。その対象年齢は、ゼロ歳から就学前の6歳まででございます。また、その要件として所得制限を定めております。今回の改正は、現在の対象年齢ゼロ歳から就学前となります6歳までを小学3年生まで拡大をし、従来制限をしておりました所得制限を撤廃するものでございます。以上の改正に伴いまして、条例の題名を「上牧町乳幼児助成条例」を「上牧町乳幼児等助成条例」に改めるものでございます。

第1条の2項第2号につきましては、対象年齢を9歳に拡大することによる改正でございます。

第2条第2項、第3項を削るとありますのは、所得制限の撤廃に係る改正でございます。

附則。この条例は、平成24年8月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議第9号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第10、議第9号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第9号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(塚 尚起) 議第9号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について、説明いたします。

今回の条例改正は、国民健康保険税に係る税率の改正でございます。

第3条第1項中「100分の8.3を100分の8.0に改める」とありますのは、国民健康保険税の所得割額に係る税率の改正でございます。

第4条中「100分の50を100分の20に改める」とありますのは、国民健康保険税の資産割額に係る税率の改正でございます。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。改正後の上牧町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(東 充洋) 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第10号の上程、説明

○議長(東 充洋) 日程第12、議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(塚 尚起) 議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例(案)について、説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険料に係る保険料率の改正でございます。

第2条につきましては、平成24年度から平成26年度までの介護保険料の改正でございます。

改正前では、同条第4号の第5段階に定めております4万7,000円が基準額でしたが、改正後は第5号の第6段階に定める5万8,800円が基準額となります。改正後は、年額1万1,800円、率にして25.1%の増額となっております。

同条第1号の第1段階と第2号の第2段階につきましては、基準額の0.5に当たります2万9,400円になります。第3号の第4段階につきましては、基準額の0.75に当たる4万4,100円となります。第4号の第6段階につきましては、5万8,800円で、これが基準となります。第5号の第7段階につきましては、基準額の1.13に当たる6万6,400円、第6号の第8段階につきましては、基準額の1.3に当たる7万6,400円、第7号の第9段階につきましては、基準額の1.55に当たる9万1,100円となります。第8号の第10段階を今回新たに設定をし、基準額の1.8に当たる10万5,800円といたしました。

附則の第1条では、この条例の施行期日を平成24年4月1日と定めております。

附則第2条では、経過措置をあらわしており、附則第3条では、基準額の0.70に当たる4万1,200円を第3段階と設定し、附則第4条では、基準額の0.83に当たる4万8,800円を第5段階と設定しております。

今回の一部改正におきましては、被保険者の負担軽減の観点から、負担能力に応じたよりきめ細やかな段階設定を行い、改正前の8段階に新たに2段階を追加し、10段階の設定にしております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第11号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第13、議第11号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第11号 公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

1. 指定管理者を指定する公の施設及び所在地。上牧町障害者福祉センター。上牧町大字上牧1875番地の3。

2. 指定管理者の名称。上牧町社会福祉協議会 会長 今中富夫

3. 指定管理の指定の期間。平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第11号 公の施設の指定管理者の指定について、説明いたします。

平成19年4月1日より、上牧町社会福祉協議会に指定管理者として上牧町障害者福祉センターの施設管理をお願いしておりましたが、指定期間が平成24年3月31日までとなっておりますので、今回、平成24年4月1日より平成29年3月31日までの5年間の指定管理者の指定を引き続きお願いするものでございます。

以上です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第12号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第14、議第12号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第12号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。

平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第12号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について

説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,211万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,782万円とするものでございます。

内容について説明いたします。6ページの地方債の補正につきましては、桜ヶ丘新町線街路事業に伴う用地費に係る起債の借り入れによるものでございます。

説明書3ページ、歳入では、地方交付税の特別交付税で3,900万円の増額補正。民生費国庫負担金、児童福祉費負担金では、子ども手当の見直しによりまして6,922万4,000円の減額。

4ページ、国庫補助金、土木費国庫補助金の都市計画費補助金では、社会資本整備総合交付金で3,336万円の増額補正。

5ページ、寄附金、土木費寄附金の都市計画事業費寄附金では、都市計画街路に伴う寄附金として5,000万円の予算措置を行っております。

6ページ、基金繰入金、減債基金繰入金で、町債の繰上償還に係る財源として5,000万円の取り崩し。町債の土木費、都市計画街路事業費で、8,810万円の増額補正を行っております。

次に7ページ、歳出の児童福祉費の児童措置費、扶助費で子ども手当の見直しにより7,253万4,000円の減額補正、。

8ページ、都市計画費、都市計画街路費の公有財産購入費で桜ヶ丘新町線用地購入費として1億7,880万円の増額補正。

10ページの公債費元金の償還金利子及び割引料で、繰上償還に係る8,247万8,000円の増額補正。利子の償還利子及び割引料では、1,882万5,000円の減額補正。基金費の財政調整基金の積立金につきましては、都市計画街路事業に係る寄附金等で5,244万3,000円の増額補正を行っております。

以上が補正の概要です。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第13号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第15、議第13号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第13号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第13号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ971万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,230万9,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきまして、款9繰入金で、1,044万6,000円の減額計上いたしました。これにつきましては、歳出の人件費等の減額によるもので、一般会計からの繰出金を戻し入れるものでございます。また、同ページで款9繰入金として73万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、歳出の出産育児一時金に係る財政調整基金の取り崩しでございます。

次に4ページ、歳出に入りますが、総務費では、人事異動による人件費の減額でございます。

款2の保険給付費は、出産育児一時金の追加分として210万円を計上いたしました。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第14号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第16、議第14号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（下間常嗣）** 議第14号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について

平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○**議長（東 充洋）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○**住民福祉部長（塚 尚起）** 議第14号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ12億7,760万1,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金で100万3,000円を計上いたしておりますが、これにつきましては、歳出の保険給付費の補正額の国庫負担分の25%でございます。同じく項2国庫補助金で147万円を計上いたしておりますが、これにつきましても、歳出の電子計算費システム改修費に係る2分の1に当たる国庫補助金でございます。

次に、款4支払基金交付金で120万4,000円を計上いたしておりますが、これも同じく歳出の保険給付費の補正額に係る30%を補正するものでございます。款5の県支出金につきましても、同じく歳出の保険給付費の12.5%を補正するものでございます。

続きまして、説明書4ページの一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費に係ります町負担分及び電子計算費の一般財源分でございます。

基金繰入金につきましては、1号保険料の負担分であります。80万3,000円でございます。

続きまして歳出、5ページでございますが、先ほど歳入で申し上げました電子計算費システム改修費用及び高額医療合算介護サービス費の平成22年度分、23年度分でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長（東 充洋）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第15号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第17、議第15号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第15号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第15号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ947万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億7,364万9,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、説明書3ページの歳入の下水道使用料が、使用水量の減少により530万円の減額。一般会計繰入金87万7,000円の増額、下水道事業債510万円の減額を計上しております。

歳出は、説明書5ページの下水道総務費が、流域下水道維持管理市町村負担金の減額などにより304万円の減額、下水道事業費465万2,000円の減額、公債費177万9,000円の減額を計上しております。

以上です。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第18、議第16号 平成23年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）

について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣）** 議第16号 平成23年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について。

平成23年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

- 議長（東 充洋）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。  
水道部長。

- 水道部長（枚本和敏）** 議第16号 平成23年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、説明いたします。

既定予算の収益的収入を100万円増額し、収益的収入の合計額を4億8,327万1,000円とするものです。また、収益的支出を827万円減額し、収益的支出の合計額を4億6,200万円としていますが、補正内容は、水道使用料の減少に伴うものが主な補正要因でございます。

次に、資本的収支ですが、既決の資本的収入を380万円増額し、資本的収入の合計額を380万1,000円に補正するものでございます。補正内容は、新設の社会福祉施設よりの負担金でございます。

以上です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第17号の上程、説明

- 議長（東 充洋）** 日程第19、議第17号 平成24年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣）** 議第17号 平成24年度上牧町一般会計予算について。

平成24年度上牧町一般会計予算については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

- 議長（東 充洋）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第17号 平成24年度上牧町一般会計予算（案）について、説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億2,632万5,000円と決めました。前年度対比プラスの5.3%、3億5,834万8,000円の増額となりました。

第2条の債務負担行為につきましては、8ページ第2表で、土地開発公社に対する債務保証58億円を53億円に削減しております。

第3条地方債につきましては、9ページ第3表のとおり、各事業に係る借入総額は4億5,953万円と定めております。

次に、予算の各項目概要について説明いたします。

歳入の町税では20億412万8,000円で、前年度対比マイナスの0.9%、金額にして1,761万1,000円の減額となっています。地方特例交付金は、子ども手当、自動車取得税に係る減税に対する交付金減によりまして、前年度に比べましてマイナスの71.6%、金額にして2,959万6,000円の減少となっております。地方交付税では、前年度に比べまして1,800万円の増加の25億5,500万円を見込んでおります。国庫支出金では7億9,973万6,000円で、前年度対比プラスの22.9%、1億4,916万2,000円の増額。寄附金では、都市計画街路に係る寄附金として2億4,000万円の計上をしております。

次に、歳出の総務費関連では、土地開発公社の健全化を図るため、欠損金処理として、前年度同様1億5,000万円の予算措置を行っておりますが、そのうち3,700万円を公社の欠損金補てんとし、残る1億1,300万円につきましては、公社不用地の買い戻しを行って公社の財政健全化の推進を図っております。

給料につきましては、平成18年度より削減の継続を行ってまいりましたが、今回削減率を10%から5%に軽減するための予算措置を行っております。

衛生費関連では、保健衛生費の予防費で、子宮頸がん等ワクチン及び日本脳炎予防等の接種事業につきましては、前年度同様接種に係る全額助成を行うため、委託料として7,931万7,000円の予算計上を行っております。

土木費関連では、米山新町線及び桜ヶ丘新町線街路事業に係る工事請負費として2億8,500万円、公有財産購入費で2億3,108万円の予算計上を行っております。また、土地開発公社の財政健全化計画で、前年度同様本年も供用済み土地の買い戻しとして、欠損金補てんに代わる公社公有地購入として、住環境整備費の公有財産購入費で2億1,086万9,000円を計上して

おります。

教育費関連では、I s 値0.3以下の学校施設については、既に耐震化補強工事は完了しておりますが、I s 値0.3から0.5の学校施設について耐震補強及び実施設計委託料の計上を行っております。

以上が、主な内容でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第18号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第20、議第18号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第18号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算について。

平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第18号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算（案）について、説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億4,373万6,000円と決めました。前年度対比3.53%で、9,014万4,000円の増額となりました。

それでは、歳入から説明いたします。

2 ページ第1表で、款1国民健康保険税で6億2,296万7,000円、前年度対比0.34%、額にしまして214万4,000円の増額となっております。これは、国民健康保険加入者の増及び徴収率アップによるものでございます。

次に、款3国庫支出金で6億1,449万7,000円、前年度対比3.26%の減でございます。款4療養給付費交付金で1億477万1,000円、前年度対比で41.8%の増。これは、退職被保険者医

療費の伸びでございます。款5前期高齢者交付金で7億4,556万8,000円、前年度対比18.8%の増。款6県支出金で9,238万円、前年度対比0.96%の減。款7共同事業交付金で2億2,243万2,000円、前年度対比3.29%の減。款9繰入金で1億577万6,000円。款10保険基盤安定繰入金で1億3,239万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出でございますが、4ページの款1総務費で5,783万4,000円を計上し、款2保険給付費で18億3,361万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、前年度とほぼ同額の計上をいたしております。款3後期高齢者支援金等で3億1,410万円、前年度対比14.59%の増。これは、後期医療費の伸びでございます。款6介護納付金で1億3,000万円、前年度対比16.07%の増。款7共同事業拠出金で2億7,846万2,000円、前年度対比17.82%の増。款8保険事業費で2,446万5,000円で、前年度対比12.37%の減。款10予備費で50万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が当初予算の主とした内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第19号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第21、議第19号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第19号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。  
住民福祉部長。

- 住民福祉部長（塚 尚起） 議第19号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,854万1,000円と決めました。前年度対比11.74%で、2,296万1,000円の増となっております。

それでは、歳入から説明いたします。

款1後期高齢者医療保険料で1億5,771万5,000円、前年度対比14.35%の増でございます。款3繰入金で5,760万円を計上いたしました。この内訳でございますが、事務費繰入で1,431万円、保険基盤安定繰入金で4,329万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、款1総務費で157万4,000円、款2後期高齢者医療広域連合負担金で2億1,360万5,000円を計上いたしました。この内訳といたしまして、事務費負担金で1,259万8,000円、保険料で1億5,771万5,000円、保険基盤安定分で4,329万632円となっております。款3保険事業費で336万2,000円を計上いたしております。これは、健康診査と保健事業に要する経費をそれぞれ計上いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第20号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第22、議第20号 平成24年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第20号 平成24年度上牧町介護保険特別会計予算について。平成24年度上牧町介護保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。  
住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第20号 平成24年度上牧町介護保険特別会計予算（案）について、説明いたします。

平成24年度介護保険特別会計予算につきましては、第5期介護保険事業計画によります介

護保険料の算定、標準給付費見込額及び地域支援事業費を反映いたしております。

第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,893万4,000円と定めております。第2項介護サービス事業勘定の歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ694万9,000円と定めるものでございます。

平成24年度予算額につきましては、前年度予算額に対して20.83%、金額にいたしまして2億3,371万3,000円の増となっております。

次に、予算の概要について説明をいたします。

款1保険料で3億1,843万6,000円を計上いたしました。前年度対比32.84%、額にいたしまして7,872万2,000円と大きく伸びております。次に、款3国庫支出金で2億5,871万5,000円、款4支払基金交付金で3億7,426万5,000円を計上いたしました。次に、款5県支出金で1億9,841万8,000円を計上いたしました。この県支出金には、緊急雇用創出事業補助金186万1,000円が含まれております。次に、款7繰入金で1億9,909万4,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費で3,323万8,000円を、款2保険給付費で12億7,780万5,000円を計上いたしました。前年度対比21.92%の大きな増となっております。款3地域支援事業費で3,758万8,000円を、そして、款6予備費で30万円を計上いたしました。

以上が当初予算の主な内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

### ◎議第21号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第23、議第21号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第21号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第21号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,270万4,000円と決めました。

内容につきまして、歳入では、公的資金補償金免除繰上償還制度を活用いたしまして、高金利で借り入れをした事業債710万円を繰上償還するものでございます。これによりまして、約92万7,000円の利息の減額を図ることができます。また、貸付金元利収入として557万4,000円を計上しております。

歳出では、公債費も償還、1,092万1,000円、また、基金への積立金として144万7,000円を計上しております。

以上が、主なものでございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第22の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第24、議第22号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第22号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計予算について。

平成24年度上牧町下水道事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第22号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計予算について、説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,862万1,000円と決めました。

平成24年度の当初予算は、平成22年度、23年度に引き続き3カ年実施の公的資金補償金免

除繰上償還費を計上していますが、平成23年度当初予算と比較いたしますと89.11%減となっています。なお、繰上償還費を除いた予算は、前年度とほぼ同規模の予算となっております。

歳入につきましては、下水道使用料が、前年度当初予算に比べ1.59%、金額で401万4,000円の減額の2億6,204万6,000円。一般会計繰入金1億3,078万5,000円、町債1億6,570万円等を計上しています。

歳出につきましては、下水道費として使用料減に伴う県への維持管理負担金等が、前年度に比べ338万1,000円減の1億6,278万円。下水道建設費では、新町・三軒屋地区における地区内公共事業の都市計画道路と同時施工する下水道事業などとして、5,250万円の事業費を計上しています。公債費は、総額で前年度比27.64%減の3億2,477万9,000円となり、繰上償還金を除く公債費は、前年度比0.7%の減となっています。

第2条債務負担行為につきましては、4ページ第2表のとおり、水洗便所改造者が金融機関より借り入れる資金に対し、債務の損失補てんを定めております。

第3条地方債は、4ページ第3表のとおり、特別措置分も含め、借入総額は1億6,570万円となっています。

以上が、当初予算の概要でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

### ◎議第23の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第25、議第23号 平成24年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第23号 平成24年度上牧町水道事業会計予算について。

平成24年度上牧町水道事業会計予算については、別紙のとおりである。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第23号 平成24年度上牧町水道事業会計予算について、説明いたします。

まず、業務の予定量としましては、平成23年度当初予算と比べ、給水戸数で83戸増の6,817戸、年間総配水量は、7万4,082立方メートル減の199万5,765立方メートルと決めました。

次に、収益的収入は、前年度当初予算と比べ、820万7,000円減の4億7,406万4,000円です。水道料金では472万5,000円の減収、給水分担金についても346万5,000円の減収となっています。

収益的支出は、700万円減額の4億5,500万円と決めました。

続きまして、資本的収支の予算は、平成23年度に比べ、支出を1,450万円増額の2,750万円と決めました。資本的支出につきましては、昨年度に比べ大幅な増額となっていますが、これは、地域水道ビジョンの策定業務及び配水池の耐震診断業務などの予算を計上したことによるものでございます。

そして、第6条の議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を6,830万6,000円計上しております。

以上です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第24の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第26、議第24号 寄附の受納について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第24号 寄附の受納について。

下記のとおり寄附を受けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫  
記。

1. 寄附金額 都市計画街路事業に関する協定書（以下「協定書」という）に基づく証拠金5,000万円、並びに街路事業完了後において確定した当該事業費のうち、寄附者が負担すべ

き事業費から協定書に基づく証拠金を控除した金額。

2. 寄附の目的 都市計画街路事業の町と寄附者の相互協力による着実な遂行に資するため。

3. 寄附者 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 ユニー株式会社 代表取締役社長 前村 哲路

4. 寄附の条件 町の責めに帰する事由あるいは事情により、都市計画街路事業の遂行の断念、または協定書の解除に至る場合は、町は証拠金の全額を無利子で寄附者に返還するとともに、寄附者が店舗開設に必要とされる当該事業を完成させるための費用及び店舗開設遅延に伴う逸失利益についても支払うこと。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第24号 寄附の受納について、説明いたします。

今回の寄附採納の申し出先であるユニー株式会社とは、都市計画街路事業米山新町線及び桜ヶ丘新町線の事業費負担について協議を進めてまいりましたが、平成24年2月20日に双方が合意し、協定書を締結しております。

締結した協定書の内容でございますが、事業費用につきましては、国費相当額を町が、その他をユニー株式会社が負担するとしております。また、双方が一方的に個々の事業を断念した場合の取り扱いにつきましても明記しており、ユニー株式会社が店舗建設を断念した場合でも、街路事業に係る費用の負担分はいただくこと、逆に町が街路事業を途中断念した場合は、受納していた寄附金を返還するとともに店舗開設に必要とされる街路事業を完成させる費用及び店舗開設遅延に伴う逸失利益を支払うこととしております。

このことから、寄附金を受納する場合、地方自治法第96条第1項第9号の「負担つきの寄附または贈与を受けること」に該当する条件付きの寄附となるため、協定書にも寄附の受納に係る議会の議決が効力の条件となっております。

今回、協定書に基づき、平成24年2月21日に証拠金として5,000万円の寄附採納願いがありましたので、受納するに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第25の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第27、議第25号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議題の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第25号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を上牧町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

記。

北葛城郡上牧町下牧2丁目10番26号 吉村博行 昭和24年10月17日生まれ。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（今中富夫） 議第25号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明をいたします。

今回、上牧町固定資産評価審査委員会委員として吉村博行さんを選任したいと考えております。吉村博行さんにつきましては、深い見識と豊富な経験をお持ちで、上牧町固定資産評価審査委員会の委員として最適任であると考え、選任いたしたいと思っております。

なお、吉村博行さんの経歴につきましては、お手元に提出させていただいているとおりでございます。

同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第28、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成24年3月5日提出 上牧町長 今中富夫

記。

北葛城郡上牧町大字上牧2571番地1 蒲池捷義 昭和18年12月7日生まれ。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長(今中富夫) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明いたします。

今回、人権擁護委員として蒲池捷義さんを推薦したいと思っております。蒲池捷義さんにつきましては、深い見識と豊富な経験をお持ちで、人権擁護委員として最適任であると考え、推薦いたしたいと思っております。

なお、蒲池捷義さんの経歴につきましては、お手元に提出させていただいているとおりでございます。

同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(東 充洋) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任者とするに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任者とするに決定いたしました。



#### ◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第29、議員提出議案第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。  
職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 議員提出議案第1号。

2012年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 吉川米義。

賛成者 上牧町議会議員 康村昌史、同、石丸典子、同、木内利雄、同、富木つや子、同、  
芳倉利次。

上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例(案)。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規  
定により提出します。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

7番、康村議員。

○7番(康村昌史) 7番、康村昌史です。

ただいま議題とされました議員提出議案第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの  
報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について、趣旨説明を申し上げ

ます。

現在、第4条の2において、町議会議員の重複報酬の禁止を定めておりますが、国政選挙、県政選挙の開票立会人などの特別職についても、監査委員と同様に報酬の支給を可能とするために改正案を提出するものでございます。

何とぞ議員各位のご賛同を賜り、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内議員。

○6番（木内利雄） すみません。ちょっと疑問に思ったんですが、一番下の方に第4条の2中、「ただし」の次に「国政選挙、県政選挙の特別職の職及び」で書いておるんですが、これ、町長選挙もしくは町議会議員選挙はどうなんです。特に町長選挙ですね。

○議長（東 充洋） 議長が答えていいんですかね、これは。

（「提出者が」と言う者あり）

（「理事者が答えたらええがな」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 理事者でいいですか。

（「理事者はおかしい」と言う者あり）

○議長（東 充洋） だれが。提出者ですか。

7番、康村議員。

○7番（康村昌史） ただいまの木内議員の質問に対してお答えさせていただきます。

この議案の趣旨は、議員は基本的に上牧町から報酬を得ていますので、この上牧町に関する職務については、報酬は支給しないということであります。ここで書いております国政選挙、県政選挙といえますのは、その費用弁償は国や県からされております。したがって、ここに規定してありますのは、国政選挙、県政選挙については、監査委員と同様に報酬の支給を可能とすると。ただし、町長選挙あるいは町議会議員選挙につきましては、その費用弁償が上牧町となるため、それは除外されるというふうに私は解釈いたしております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 了解しました。

○議長（東 充洋） ほかに質疑ございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎意見書案第1号の上程、説明

○議長(東 充洋) 日程第30、意見書案第1号 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(案)、これを議題といたします。  
職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 意見書案第1号。

2012年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 堀内英樹。

賛成者 上牧町議会議員 長岡照美、上牧町議会議員 辻 誠一、上牧町議会議員 石丸典子、上牧町議会議員 富木つや子、上牧町議会議員 芳倉利次、上牧町議会議員 吉川米義、上牧町議会議員 服部公英。

都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

堀内議員。

○1番(堀内英樹) 1番、堀内です。

都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(案)。

朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、2012年1月20日の閣議で独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針を決定しました。首都圏や近畿圏、中部圏を中心に約76万戸、約200万人が暮らす都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を経営管理する都市再生機構について、業務の見直し、分割再編、スリム化を内閣府に設置する有識者による検討の場で検討の上、本年中に方向性について結論を得ることとし、都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）は、居住者の居住の安定の維持等の公共性を十分踏まえ、中略させていただきますが、会社化の可能な部分について、全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得るとしています。

民主党政権は、2010年4月独立行政法人の事業仕分けで高齢者、低所得者向け住宅の供給は、自治体または国に移行し、市場家賃部分は民間に移行と事業縮小を表決しました。1月20日、この閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された独立行政法人の制度、組織の見直しについてでは、都市再生機構を特殊会社化することとあわせて、特殊会社化に当たっては、本法人の住宅の居住者の居住の安定を維持する必要があるため、これを踏まえた移行プロセスを検討する必要があるとしています。

このことは、あくまで特殊会社化を前提にしており、移行プロセスに言及しているのは、特殊会社化が賃貸住宅居住者に多大な影響を及ぼすことを自認したものと、みずから認めたものと言わざるを得ません。閣議決定では、行政刷新会議の決定が変わっている部分もありますが、政府が都市再生機構賃貸住宅の特殊会社化を図ろうとしているのは明白です。

都市再生機構賃貸住宅は、その経営管理主体は、もともと日本公団住宅として出発し、統廃合を3度繰り返して2004年から独立行政法人都市再生機構となっていますが、半世紀以上にわたって蓄積されてきたかけがえのない公営住宅です。2007年に制定された住宅セーフネット法では、明らかに公的賃貸住宅に位置づけられています。団地には、居住者の自治会活動が結実し、コミュニティーが形成されています。防災、防犯活動も活発に取り組みられ、地域の防災、防犯拠点の役割を果たしています。高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世代にとっても安心、安定の居住の場であります。

居住者の実態は、全国自治会協議会が2011年9月に実施した第9回団地の生活と住まいのアンケート調査では、60歳以上の世帯主が約70%を占め、年金生活者が急増し、世帯年収375万円以下が70%、その中で251万円以下は49%に達しています。78%の世帯が公団、略称UR賃貸住宅に長く住み続けたいと願っています。居住者の居住の安定を確保すること、安心して住み続けられる公営住宅を維持させることが政府の責務であります。政府に居住者の意見

を反映していただき、次の事項を実現されるよう要望いたします。

第1、都市機構賃貸住宅は、公共住宅として本町の住宅政策をはじめ、まちづくり、防災、防犯計画等に積極的な役割を担っており、特殊会社化すべきでない。今後とも政府が直接関与する公共住宅として継続すべきであること。

2、都市機構賃貸住宅では、居住者の高齢化と低収入化が急速に進んでいる一方、子育て世代にとっても必要な公共住宅であり、政府は、都市機構賃貸住宅が住宅セーフティーネットとして位置づけられていること、及びこれまでの国会附帯決議を十分踏まえて居住者の居住の安定を推進すべきであること。

3、政府は、公共住宅の役割を明確にするとともに民間、公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2012年3月5日 奈良県上牧町議会。

趣旨は以上でございますが、片岡台3丁目でございます都市再生機構賃貸住宅でございますが、上牧町全世帯の約2割近くを占める、上牧町でも世帯構成あるいは人口構成でも大変高い住宅でございます。そういうことも十分考慮に入れていただき、議員各位におかれては、この意見書（案）をぜひ採択いただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

### ◎意見書案第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第31、意見書案第2号 公的年金の充実を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 意見書案第2号。

2012年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 石丸典子。

賛成者 上牧町議会議員 堀内英樹。

公的年金の充実を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

5番、石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

公的年金の充実を求める意見書の趣旨説明を行います。

政府は、税と社会保障の一体改革を進めようとしています。年金制度についても、今後の国会で議論されるところです。全国消費者物価指数が前年度より下落したため、年金は、4月から物価スライドにより0.3%減額されます。また、2000年から2002年までの間、物価下落時に行われた物価スライドの凍結抑制の累計が2.5%になっています。これを高齢者はもらい過ぎという理由で、今後3年間で解消しようとしています。2012年は0.9%、2013年は0.8%、2014年は0.8%です。これらの合計で、ことしは1.2%もの減額が予定されています。単年度でこれほどの引き下げは今までにありません。

また、賃金や物価が上昇するときにも年金額を抑制するマクロ経済スライドの導入や、年金支給年齢の引き上げも検討されています。今年度は、介護保険料の値上げや後期高齢者医療保険料の値上げの年で、高齢者の生活は深刻です。年金は、老後の生活を支える命綱です。今の政府案では高齢者も若者の将来も不安だらけです。

この意見書案のもととなった内容は、全日本年金者組合奈良県本部から議会議長あてに届けられました。上牧町議会として一致できる文面に修正させていただき、提案しております。

それでは、意見書（案）の朗読をいたします。

公的年金の充実を求める意見書（案）。

政府は、税と社会保障の一体改革を進めようとしています。特に年金においては、本来水準と特例水準の差2.5%を3年程度で解消するといいい、支給額を引き下げるものになっています。その上、マクロ経済スライドを毎年発動し、0.9%の引き下げを続け、さらに支給開始年齢を68歳から70歳まで引き上げるなど、高齢者の厳しい生活実態を無視した改革と言わなければなりません。

今、高齢者は、政府の資料でも単身世帯で年収50から100万円未満が最も多く、150万円未満が半数以上であり、税や社会保険料の増額で生活費として使える年金は、減少の一途をたどっています。老齢基礎年金のみの受給者860万人の43.9%は、65歳を待たずに前倒しで減額受給しており、支給開始年齢の引き上げも年金額の引き下げもできる状況にはありません。

高齢化社会の中で公的年金制度を持続可能とするためには安定的な財源確保が必要です。政府は年金の将来像を示し、国民にわかりやすく、納得できる、持続可能な充実した年金制度設計とするために下記の事項を強く要望します。

記。

1. 年金2.5%の引き下げとデフレ経済化のマクロ経済スライドの発動を止めること。
2. 年金支給開始年齢のさらなる引き上げをしないこと。
3. 低年金者への加算は、生活できる十分な額にすること。
4. 受給資格期間を短縮した場合には、現在、受給資格年数に満たない高齢者の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2012年平成24年3月5日 奈良県上牧町議会。

以上であります。

議員の皆様には、慎重審議の上、ぜひ採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎意見書案第3号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第32、意見書案第3号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 意見書案第3号。

2012年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。

賛成者 上牧町議会議員 富木つや子。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

2番、長岡議員。

○2番（長岡照美） 2番、長岡照美でございます。

今回の意見書について、案文の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）でございます。

父子家庭が年々ふえており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定であります。子育て等でも多くの課題を抱えていますが、父子家庭と母子家庭とでは、行政による支援の内容に大きな差があります。児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかし、このほかにも母子家庭が受けられる行政による支援制度、就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金などの多くが、父子家庭では受けられません。

よって、政府におかれましては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭にも対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望いたします。

記。

1. 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするともに、父と子がともに暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

2. 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業、及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2012年3月5日 奈良県上牧町議会。

各議員におかれましては、慎重に審議の上ご賛同賜り、採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第33、決議案第1号 議会改革に取り組む決議（案）、これを議題と

いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 決議案第1号。

2012年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 堀内英樹。

賛成者 上牧町議会議員 長岡照美、上牧町議会議員 辻 誠一、上牧町議会議員 石丸典子、上牧町議会議員 富木つや子、上牧町議会議員 芳倉利次、上牧町議会議員 服部公英。

議会改革に取り組む決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

1番、堀内議員。

○1番（堀内英樹） 1番、堀内英樹です。

それでは、議会改革に取り組む決議（案）、朗読をもって、趣旨弁明とさせていただきます。

平成23年11月に上牧町土地開発公社（以下、公社という）に関する個別外部監査報告が行われた。公社破綻経緯の検証の中で「町民を代表して執行機関を監視すべき議会は、町の債務負担限度額の増加が一過性のものでなく、町の財政規模からして看過、見過ごすことができない水準に達している点について、なぜこれほどの金額の債務負担行為の設定が必要であるのかを慎重に議論すべきであった」と指弾された。

また、再発防止策と今後の取り組みに関して「町議会においては、町の厳しい財政状況等も踏まえ、これまで以上に事業計画の策定や、その進捗状況等の管理、用地取得やその管理状況などについて、町に説明を求めるとともに議会の監視機能（検査権、監査権、100条調査権、一般質問）を強化することが必要である」との問題提起を受けた。

公社の役員は、町長をはじめ町の幹部職員で構成され、公社による土地先行取得が議会の承認を必要としないという制度上の制約があった。また、個別外部監査人が指摘したように町長の独裁とも言える状況下で事業を強行してきたのは、あくまでも執行機関である町当局であると言わなければならない。しかし、多額の債務負担行為が一般会計予算案の主要項目として、毎年度の議会に付議されてきたことは紛れもない事実である。

このことに関し、私たち上牧町議会は、個別外部監査の指摘を真摯に受けとめなければならない。20年度決算で財政早期健全化団体へ転落したこととあわせ、公社が破綻状態に陥っ

たことにより、住民の皆様並びに関係各位に多大な心配と重い将来負担をかける結果になったことを心から陳謝する。同時にこうした過ちを二度と繰り返すことがないように議会を挙げて取り組み、ここに下記の決意を表明する。

1. 議会の機能が十二分に発揮できるよう議会を挙げて改革に取り組むこと。
2. 議長の諮問機関として議会改革検討委員会を設置すること。
3. 住民向けの議会報告会など実現可能な取り組みを可及的速やかに実行すること。

以上を決議する。

平成24年3月5日 上牧町議会。

以上でございますが、全議員、ぜひとも慎重審議をいただき、全会一致で可決いただきますことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎予算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（東 充洋） 日程第34 予算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

平成24年度予算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、平成24年度予算案件については、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時05分

○議長(東 充洋) 再開いたします。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、堀内議員、4番、吉中議員、5番、石丸議員、6番、木内議員、8番、富木議員、11番、服部議員、以上6人の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時09分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。



**◎予算特別委員会正副委員長の互選結果について**

○議長（東 充洋） 休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会の委員長に吉中議員、副委員長に富木議員という報告でございます。



**◎議第1号から議第7号、議第9号から議第24号、意見書案第1号から**

**意見書案第3号の委員会付託**

○議長（東 充洋） ただいま議題となっております議第1号から議第7号、議第9号から議第24号、意見書案第1号から第3号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、一般質問については、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については、1人1時間以内とすることに決定いたしました。



**◎散会の宣告**

○議長（東 充洋） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 0時10分

# 平成24年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成24年3月13日（火）午前10時開議

### 第1 一般質問について

- 1番 堀内英樹
- 5番 石丸典子
- 7番 康村昌史
- 11番 服部公英

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	土地開発公社 常務理事	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭
福祉課長	竹島正貴	まちづくり 推進課長	西山義憲
住宅土地管理 課長	松井真文	環境課長	田中雅英
生き生き対策 課長	吉川師郎	保険年金課長	五藤博行
上下水道課長	大東四郎	教育総務課長	為本佳伸
社会教育課長	吉川淳		

---

職務のため議場に出席した事務局員

局 長 下 間 常 嗣 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、3.11、昨年の3月11日東日本の大震災がございました。今なお復旧のめども立たず、住民の皆さん方が大変苦勞されているという状況の中であります。そして、我々議会においても、3.11のあのすさまじい甚大な被害に対し、また多くの生命が奪われたというような状況の中で黙祷を捧げたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、黙祷したいと思います。傍聴者の皆様もどうかご協力のほどよろしくお願いたします。それでは、黙祷。

（黙祷）

○議長（東 充洋） それでは、黙祷終わります。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いします。



◇堀内英樹

○議長（東 充洋） それでは、1番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（1番 堀内英樹 登壇）

○1番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。1番、堀内英樹です。

きょうは、よそいきの声帯をつけておりますのでご迷惑かと思いますが、お許しいただきたいと思います。

東日本大震災から1年が経過しました。被災地の復興が遅々として進まず、国の政治形態は目に余るものがあります。この間、我が上牧町は、財政早期健全化団体から脱却、再生への第一歩を踏み出しました。第二段階として第三セクター等改革推進債を活用し、土地開発公社の解散へ向けての取り組みが進行中です。

上牧町の確かな再生のためには、さらに第三段階の取り組みが不可欠であると考えます。陸上競技の三段跳びに例えると、ホップ、ステップ、ジャンプのジャンプが何よりも大切です。そこで、私の質問は、大きく分けて2つです。

その1、上牧町の確かな再生に向けての取り組みについて、①、上牧町を確かに再生させるためには、第三セクター等改革推進債による土地開発公社解散にとどまらず、健全財政の確立と、町役場の抜本改革が不可欠です。

町長は、どのように上牧町を再生させようと考えておられるのか、所信をお伺いしたい。

②、平成19年に策定された、第4次上牧町総合計画の目標年次は、基本構想が29年、基本計画で24年となっております。後期の基本計画の策定にとどまらず、この機会に総合計画そのものから見直すことを提案しますが、町としての考えはどうか。

③、個別外部監査報告の再発防止策と今後の取り組みとして、町議会のガバナンス機能強化、監査機能の強化のほか、職員のコンプライアンス意識の強化が提起されました。この再発防止策に対する理解と具体的な取り組みについて、町長の見解をお聞かせいただきたい。

大きな項目の2であります。住民福祉にかかわる施策の推進について。

①、24年度から乳幼児医療費助成制度を、小学校3年生まで拡大する施策が盛り込まれました。一連の子育て支援施策の目的と今後のまちづくりについて、町の見解はどうか。

②、長年にわたり住民要望が強かった国民健康保険税の一部引き下げが提案されました。今後の国民健康保険事業の運営の基本方針について、町の見解はどうか。

③、第5次介護保険事業計画に基づき、介護保険料が大幅に引き上げられました。第5次

計画の主要施策と今後の事業運営について説明をお願いしたいのであります。

以上が私の質問項目です。質疑は一問一答でお願いし、再質問は、質問者席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それでは、最初、町長に対するお尋ねでございますが、町長、よろしくお願ひします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、堀内議員の第三セクター等改革推進債による公社の解散にとどまらず、健全財政の確立、抜本改革が不可欠だと、町長はどのように上牧町を再生させるのかというお尋ねでございます。

まず、住民の方々には、土地開発公社の件につきましては、大変ご心配と迷惑をかけているということでございます。今まで過去事業を進めていく上について、いろんな形で土地の買収を行ってきた結果、その土地が十分利用ができなくて、いまだに置き去りにしているということが、今日の公社の大きな問題でございます。

これを二度と繰り返さないということにつきましては、公社を解散させるということが一番最良な解決策であるというふうに考えております。ただ、このことにつきましては、大きな財源が必要でございますので、平準化した償還、こういうものを考えながら、上牧町の財政状況の中で十分判断をしながら、これを解決していくと、当然、その部分につきましては、財源として償還が必要になってくるわけでございますので、これは住民の方々にも大変ご迷惑をおかけするということになります。

ただ、その財源をしっかりとこれから確保していく必要がございますし、あわせて今少子高齢化が大変進んでおる中でございますので、高齢化はこれはやむを得ないわけでございます。少子化、これをどうしていくのか、このことをしっかりと考えていくまちづくり、これを私としては積極的に取り組む必要があるというふうに今考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 先ほど、壇上でも申し上げたんですが、第三セクター等改革推進債活用して、土地開発公社を解散すると、これは最善の策だろうというお話、それからこれから将来、少子高齢化、これはもう避けて通れないので、ここのところをしっかりと視野に入れて町政運営を、まちづくりやっていきたいと、こういうお話でございました。

先ほど、壇上でも町長申し上げたんですが、やはり先ほど、陸上で言うとホップ、ステッ

プ、ジャンプと言います。ホップ、早期健全化団体から第一段階ですが脱却しました。今、町長のお話のステップ、第二段階、このところはまだこれからいろんな作業、それから手続等も残りますが、来年度、25年度には土地開発公社を解散させたいと、こういうお話でございました。これはもう当然そのとおりだろうと思います。

問題は、先ほども申し上げたジャンプ、第三段階なんですけども、町長、少子高齢化は確かに社会現象から見ればそういうお話なんですけども、もう少し上牧町の場合、足元というか、よく考えなきゃいけないのは、やっぱりこの財政運営、このところが大変つまずいたわけです。したがって、ゆるぎない健全財政といいますか、が1つ。そして、やはり生まれ変わった町行政、役場、こういうものをどういうふうに築いていくかということが大変大事だろうと思うんですね。

町長も常におっしゃっているんですが、稼ぎの範囲内でやはり安定した財政運営をやるんだと、つまり経常収支比率で100は超えてはならないし、できれば90以下で運営していきたい、これも大事です。入るを量って出づるを制す、ここで私も何度目か申し上げているんですが、これ、やはりもう財政運営の原則にしていきたい。

それから、もう1つは、住民のために働く、住民のためにこそ働く役場というか職員というか、一部の奉仕者じゃなく全体の奉仕者であるという憲法の言葉があるんですが、そういうことを身をもって取り組む職員であってほしい。

この2点も、町長、大事だと思うんですがどのようにお考えですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただいたこと、これは非常に重要でございます。いろんな中でちょっと私の考え方もお話をさせていただきたいなというふうに考えておりますが、この24年度につきましては、ちょっと私としてはいろんな考え方を持っておりまして、25年度からの準備の年度にしたいなというふうに考えております。

それと言いますのも、先ほど言いました高齢化の問題、少子化の問題、これはもう避けては通れないわけでございますので、今、国も地方も非常な財政難でございます。その原因の1つというのは、今まで現金的な給付、こういうものが相当数、国の方でも施策としてやってきておられます。それと、地方自治体もそういう考え方に合わせて、特にバブル期あたりに現金給付的なものの考え方、福祉施策、これをかなりとってきております。上牧町はそう大きな部分ではございませんが、そういう考え方が一時期主流になったという時期がございます。

これからそれでいいのかと、国自体ももう破綻しておるわけですから、地方もそれによって破綻をしてきているというのも、これ事実でございますので、現金給付的な施策からサービス給付の施策にしっかりと切りかえていく必要があるというふうに、私は考えております。その下準備、準備をこの24年度しっかりとやりたいなど。

そういう意味では、職員一人一人がそういう考え方になってもらわないとこれは進まないわけでございますので、きのう予算特別委員会の中でも、木内議員からもご指摘をいただきました。職員がしっかりと今何が重要なのか、どういうことが必要なのかということ、しっかりとやっぱり勉強すべきだろうと、研修をしっかりとやれと、こういうご意見もいただいておりますので、24年度はそういう考え方のもとに進めていきたいというふうに考えております。

難しく考えずに、例えば住民から相談事がある、要望があると、これは当然我々は法令遵守、コンプライアンスをしっかりとやる機関でございますので、そういう中で法的にはなかなか難しいということであっても、ちょっと見る角度を変えること、やり方を工夫することによって、その人の例えば要望、これはもう完全にだめなものだめでございますが、やっぱり相談事として要望としてあったときに、見る角度、考え方ちょっと変えるだけでできる部分というのは多くあるわけでございますので、そういう考え方ができる職員、そういうことをしっかりと住民にサービスとして届けられる、そういうやっぱり組織としてこれからつくっていく必要があると、そういうふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、町長からしっかりと整理した考え方を述べていただきました。町長のこの公社の解散だけじゃなくて、やはりそれから先をしっかりと見据えておられるという印象を受けます。特に、現金給付的な、ばらまきの行政から、やはりもう少し少子高齢化というふうな時代背景をもとにした町政運営を目指していきたいと、これはもう非常に大事なことだと思います。

そこで、町長、当然これ、②の項目に関連しますので、そこへ入らせていただきますが、これは第4次総合計画なんです、ここは29年、これは平成19年に策定されています。杉田町長時代ですね。29年が目標年次です。10年ですから。その5年目、基本計画、ここはもう24年度が目標になっています。ところが、そのこの総合計画そのものをいろいろと見ますと、ここにこの最初の部分だけちょっと改めてコピーさせていただいたんですが、大分実情と上牧町の現状とそぐわない点がたくさん出てきているということで、私はもう後期のこ

の基本計画だけじゃなくて、もう一遍、ゼロからゼロベースで見直してはどうかと、決して一旦つくった計画だからこれは見直してはいけないということは何もありませんから、もう少し積極的に物事を考えて見直してはどうかというふうに考えております。

その点は、担当部長、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） ちょっと違う立場から、現在、本町では、町の最高規範と言われております上牧町まちづくり基本条例というものを、制定に向けて公募型の町民の皆様を中心として策定準備をしていただいている最中でございます。

先ほど出ておまして、このスケジュールでございますけれども、来年の3月、一応完成といたしますか、条文の完成ができるんであろうというスケジュールが出ております。

これによりまして、今後その完成で基本構想の位置づけ、あるいは策定のプロセスにおける町民の参画の方策と構想の具体的な名称などを盛り込んで、住民の方と共同で製作をしていきたいという考えを持っておりますので、もう少しその時期を待っていきたいというような思いを持っております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、まちづくり基本条例の策定が進められております、議会から議長と私、委員として出させていただいておりますが、きょうも傍聴席に何人かの策定委員もお顔も拝見します。

このまちづくり基本条例のスケジュールは、来年3月、あるいは春あたりめど、1年後めどにと、こういうスケジュールを示されたんですが、このまちづくり基本条例の町行政の中での位置づけと、つまり総合計画基本構想の部分、ちょっと意味合いというか目的が違うように思います。

そこのところを、基本条例が策定できないことには基本構想に手をつけられないということではなくて、基本条例はどちらかというと、船をどういうふうにあやつるかというマニュアルだと思います。基本構想、総合計画あるいは基本構想というものは、どこの港へ向かって行くんだと、目的地を中心に組まれるものですから、そこのところは、両方、両方うまくマッチしないと、なかなか上牧丸というのは真っすぐ行かない、順調に巡航できない。当然、船長は町長です。

だから、そこのところは前後してもよろしいですから、基本構想そのものをこの機会に見直んすだという問題提起をさせていただきました。特に顕著なのは、もう人口想定なんて全

然違うんですよ。ここに書かれている人口想定、2万6,000です。29年度で。今の状況から見ると、もう上下違うんですね。だから、人口想定がもう違ってしまうと町の規模そのものが違いますし、いろいろな面で違ってきますから、やっぱりこれはもうかなり実情に合わない。

それからもう1つは、「夢」「感動」「友愛」のある美しいまちづくりーみんなで築くパークタウン上牧ーという、大変言葉は美しいですが、キャッチフレーズが並んでおります。そして、それと上牧町のここ数年歩んできた現実と見比べると、大変落差があるんですよ。もうこの基本構想とは違う方向へ行ってしまうと、現実には。

住民の皆さんから、「何がその夢と感動、友愛だ」と、「この住民生活の実態を見てくれ」という皮肉まで私いただきました。そのとおりだろうと思います。そういう意味で、ここはまちづくり基本条例と合わせて、もう基本構想そのものを根元から検討し直すんだと、町長、これはぜひやっていただきたいんですけど、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっておられるとおり、当初のつくった段階から今現在大きく数値も変わってきております。それで、今、まちづくり基本条例を検討していただいておりますので、その趣旨から考えましても、当然これは基本構想を見直すのが当然だろうというふうに私は考えております。まちづくり基本条例ができ上がった段階、その後において、上牧町の基本構想、基本計画、これについてはその趣旨をもとにして改めて皆さん方でご検討いただくというのが、私は一番いい方法ではないのかなと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 総合計画、基本構想については、今、町長からも答弁をいただきましたが、その方向でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、③に行かせていただきますが、これも町長わずらわせますが、個別外部監査報告の再発防止策と今後の取り組みとして、職員のコンプライアンス意識の強化という問題提起がありました。この再発防止策に対する受けとめ方と、具体的にどのように今後取り組んでいかれるのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 外部監査からいろいろご指摘をいただいた中に、職員のコンプライアンス意識、法令遵守こういうものが足らなかったのではないかとご指摘をいただきました。当然、これは当然開発公社の監査に絡んで、当然職員から監査法人が聞きとりをしていただいた結果、そういう感想をお持ちになったのだなというふうに読ませていただいております。

当然、我々としても、それぞれ所管で担当している部署において、それぞれ条例なり自治法なり法律がそれぞれあるわけでございますので、担当者は当然それをしっかりと理解をするというのはもう当然でございますので、先ほど申し上げましたように、24年度、今年度新たに出発をするために、職員の研修、こういうコンプライアンス意識、こういうものもしっかりと持てるようなものの考え方、しっかりとそれぞれの所管でやるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 外部監査の中で、こういうふうに言われております。「一連の公社をめぐる問題の中には、町の役職員や担当者の実施してきたことが必ずしも適正かつ公正な判断とは言いがたい」という指摘。このコンプライアンス意識という強化、あるいは欠如してたんじゃないかというお話なんです、外部監査人、大分頭をひねられたというか、随分悩まれたと思いますね。そういうことが、普通は法令遵守というふうに単純に訳してしまうんですが、それだけではなくて、もうそれ以前の、例えば法令遵守以前の公務員としての自覚とか、あるいはその公務員の倫理に欠けることが多々あったんじゃないかというふうにも思います。

だから、そういったこの表現が、報告書を読んでいますと、行間にちらちらやっぱり感じるんですね。そこのところを、研修だけではなくて、本当にもう少し根元の部分から町長ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員からおっしゃっていただいた外部監査人の聞き取り調査の中で、職員がそれぞれ説明をしておるわけですが、そこで言う、私も法令遵守意識というのか、認識というのか、はっきりと例えば条例のどうだとか、自治法でどうだとか、そういうことではなしに、その手順、考え方が、その当時の流れの中で押されてしまっているという表現がいいのか、流されてしまっているというような、やっぱり事務处理的なものが監査人としては肌で感じられたのかなという気持ちでございます。

それぞれ所管の中で、職員が考えていること、今おっしゃっていただいているようなことが、それぞれ意見として述べられるような、意見を闘わせられるような、そういうような雰囲気、職場づくりが私としては一番大事だろうというふうに、やれるやれない、こういうことは別にして、それぞれの意見、考え方、そういうものがしっかりと職場の中でみんなで話し合えるような、そういう雰囲気づくりがやっぱり一番大事なのではないかというふうに考

えております。

そういうことが日々なされる、そういう職場であれば、いろんな問題はおのずと解決するのではないかというふうに考えておりますので、そういう職場づくりに、それぞれ幹部が一生懸命にこの24年度取り組みたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） きのうちまで予算特別委員会3日間やらせていただきました。その中でも、例えば町営住宅の共益費です、電気代の話です。これは明らかに違法性があるとまで言いませんが、極めて不適切であるということは認めておられます。しかし、いろんな過去のいきさつからして予算計上されたと。それから、滞納整理行く前に督促状を出しておられなかった、家賃ですね。というふうなこと。これなんか、もう明らかにここで言う厳密な意味での本当に法令遵守に触れる問題です。

過去にも、ある町長がこういうことがありました。滞納整理に出向いた幹部職員に、もうそこへはそれ以上はもう行くなと、そこでやめとけと言って、後ろからスカートの裾を平気で踏むようなことまで指示された。これは幹部職員から直接聞きました。「もうやってられませんよ、堀内さん」と言われました。

こういうことが、やはり現在あるとは言いませんが、まだまだその現実のところがつているのが現実ですから、こういうひどい例はないとしても、まだまだ探せばあります。その点、町長、基本的なところに立ち返って、やはり公務員としてどうあるべきかという問題も含めて、あくまでも本当に住民の皆さんにも必要な税金から給料が払われているんだということも認識していただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただきましたことについては、しっかりと踏まえて取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） もう1つ、私先ほど、倫理的なあるいは心構えの問題を少し申し上げましたが、最近、町長、JALは日本航空2年間で会社更生法から立ち直ったと、これは国策でやっている部分もありますが、しかし、JALの現場で大変な取り組みが行われたことも事実です。それは何かというと、稲盛さんという会長、奉仕で会長を務めた方ですが、JALフィロソフィ、つまりJAL哲学、これは哲学というよりむしろ知恵を大事にしようという考え方だと思いますが、随分職員にたたき込んでいかれました。

こういう、民間でございますが、先例もあるわけで、ほかにも数えればたくさんあります。すばらしいJALとなるために、採算意識を高めるということ、これはサービス業ですから、企業ですから当然です。「売り上げを最大に経費を最小に、公明正大に利益を追求する」これは企業として当たり前のことです。

すばらしい役場になるためにどうすればいいか、ここのところは、私考えてみたんですが、やはり奉仕精神を高める、つまり同じサービス業でも行政の場合、企業とは目的が違いますから、だから先ほど申し上げましたように、やっぱり給料というのは税金から支払われているんだと、基本的には。住民のために働くということが一番大事なんだということで、大きな誇りを持って、やはり住民から感謝される、そういう役場であってほしいし職員であってほしいというふうに、このJALフィロソフィの教訓からも感じるんですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただいたことについては、そのとおりだろうと思います。公務員と民間とはちょっと若干違うわけでございますが、考え方は同一だろうというふうに思います。我々も、住民の方々がいろんな相談に来られるわけでございますので、まず相手の言い分をしっかりと我々は聞きとって、その上でどう判断するのかということ、やっぱりそれぞれの職員が認識することが一番大事だろうというふうに思います。

そういう中で、やれること、やれないこと、してあげられるようなものの考え方、方法、そういうものをそれぞれがしっかりと住民の方々にご相談ができる、そういうような仕組みづくりがこれから一番大事なのではないかなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） よろしくお願ひしたいと思ひます。

これも、この議会で出てきましたが、職員、一般職の職員給与を5%戻すと、町長は来年以降、地域手当と、それからさらにカットしている5%を戻したいと、こういう考えを表明されたんですが、今回の5%はいいとしても、やはり今の状況で、今の役場の状況、今の職員さんの状況で、いや元へ戻すよという話は私は大変厳しいと思っております。

やはり、住民の皆さんの理解も十分に得られるように頑張ってお願ひしたいと、これはもう指摘だけにさせていただきます。

それでは、大きな項目の住民福祉にかかわる施策の推進について、よろしくお願ひします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 子育て支援施策の目的と今後のまちづくりについてという見解

ということですが、少子化の進展、地域社会の変化や核家族化、情報化、社会構造の急激な変化に伴い、次世代を担う子どもを取り巻く環境の変化、また日本経済の長引く景気低迷による経済不安の中、少子化対策として保護者の経済的負担軽減が重要と考えます。

今回、地域や家庭で子どもが生き生きと健やかに育つまちづくりの一環として、乳児医療費の助成拡大を提案させていただきました。

また、本年度、小さいことではございますが、学童保育につきましても、夏休みの保育時間を拡張させていただきました。平成24年度では、冬休み、春休みにおきましても、同じ形で実施をする予定をいたしております。

今後におきましても、子育て支援につきましても、子育て世代が今何を要望されているのか、いろんな場所で意見を聞かせていただきまして、経済負担の軽減、また働かれるお母さんたちの環境整備等、子どもを産み育てることに喜びを感じられるまちづくりを目指して、現状において取り組めることから、一つ一つ進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、部長から説明いただきました。今回、この予算措置で町単費で1,200万円負担増になると、こういうお話でした。予算特別委員会でも。町長、最近子育て支援、非常に施策の大事な柱として、ここ一、二年位置づけられて、今、部長からお話があった学童保育であるとか、それから今回の医療費、乳幼児の医療費を小学校3年まで拡大すると。将来的には、できれば小学校6年、あるいは中学3年までというものも視野に入れておられるというふうなお話もあったかと思えます。

この子育て支援とかについて、まちづくりという観点から、町長、タウンミーティング等でもいろんなところでいろんな表現を使いながらお話なさっているんですが、この子育て支援によって、町長、まちづくりとしてはどういうまちづくりを目指されるのか、そのところを端的にお聞かせいただければありがたいんですが。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） その子育て支援につきましても、いろいろちょっと考え方があるんですが、端的にとおっしゃるんで、やっぱり町の中で子どもの声がしない、そんな町というのは果たしていいのだろうか、将来的にわたってもそうなんですが、やっぱり子どもの元気な声が聞こえるということが、町を活性化する、元気づける一番の源だと、こういうふう考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 子育て支援の例えば今回1,200万円、1人当たり大体これでどのぐらいになりますかね。1万9,000円ぐらいになりますかね、人数で割ると、小学3年までね。

これをやはり年配の方々あたりは、やっぱりばらまきじゃないかと、こういう揶揄をされる方もいらっしゃるんです。私は決してそうではないと思っています。やはり、立派な将来投資であろうと、ほかの子育て支援策もあわせて、今度ほかにも子育て支援に関してはいろんな施策をとられると思いますが、やはりこれはひとつ今中町政の柱の1つとしてしっかり位置づけていただいて、今後拡充させていただきたい。私は、決してばらまきじゃなくて、立派な先行投資であると、将来投資であると、地域としても、いう考えでおりますが、町長いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 私、ここの二年子育て支援の話をよくさせていただいております。その理由というのは、今、日本の国内の人口の15歳から65歳、65歳以上と、分母、分子というのがあってどうなのかという議論がございます。ちょっと今数字ははっきりとあれなんですけど、2030年では分母15歳から65歳約8,000万人、65歳以上が6,000万人程度、これが2050年あたりではほぼ肩車状態になると、その肩車が、実際1人が1人を背負えるのかと、人数的にはそうなるんですが、今の現実ちょっと皆さんお考えいただいたらわかると思うんですわ。

若い人たちが結婚をしない、結婚ができない、こういう割合が男性で約40%、女性で20%。その結婚ができないという部分に、正規か非正規かと、この問題が大きく絡んでおります。この状態が将来続いていくようであれば、子どもが少子化なのに肩車、非正規の方々が肩車できるはずないんですよ。人数的にはほぼ肩車状況には数字上はなるんだけど、中身は決してそうではないと、この状況が続いていくようでは、これ日本の国がもう潰れてしまいます。

当然非正規の方々は税金も払わないし、年金も恐らくかけないだろうと、いずれかは生活保護に回っていかれると、そういう人数を分母で計算できるのかと、こうなってきたときに、やっぱりしっかりと子どもさんをふやしていかなと、今の高齢者の方々は大丈夫かなと思いますけども、うちの職員あたり、40代ぐらいの職員あたりが、そしたら年金もらえるときに肩車してもらえるのかということには決してならないだろうというふうに、私は感じております。

そういうことでは日本の国はもたんし、高齢者の方々も大変これ苦労されるわけでございますので、今しっかりと子どもさんを産んでいただいて、しっかりと育てていただくと、そ

の手助けを今できることからやろうというのが私の考え方でございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 町長、先ほど、私最初に政治の停滞、目を覆うものがあるというふうに申し上げましたが、町長、今の話、永田町へ向かってしっかり発信していただきたいと、そのぐらい格調のあるお話だというふうに私聞かせていただきました。

今後、やはり財政状況を見ながら、もう単発で終わらずに、やはりしっかりその外からも見えるし、上牧町は明らかに子育てしやすいよという期待が膨らむような施策を、今後も町長ぜひとっていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 大変厳しい財政状況、これからも上牧町は続くわけでございますが、その中でやっぱり工夫しながら積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今回、乳幼児の医療費の小3までのお話と、もう1つ明るい話題として出てまいりましたのは、国保税の引き下げの話です。

これは、本当に最近にないいいお話だと思います。まだまだ近隣他町と比べて必ずしも肩を並べるといふところまで行きませんが、それでも1歩を踏み出したということは大きいと思います。

今後も、国保のこの事業、国民健康保険事業もなかなか大変です。今後の事業運営の基本的な方針、担当部長としてどのように考えておられますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 国民健康保険は、加入者の平均年齢が高く、かつ所得が低いという構造的な問題を抱えております。その傾向は、近年の経済の低迷、少子高齢化によりさらに顕著になっているのが現状でございます。今回の改正は、給付の平等、負担の公平となる意味におきまして、税率改正を提案させていただきました。

今後の国民健康保険事業の基本的な方針といたしまして、昨年度に奈良県国民健康保険広域化支援方針が策定され、今年度その具体的に向けての国保のあり方、検討ワーキンググループで協議がなされております。

県は、市町村国保の状況を踏まえた広域化への環境整備が進むように、市町村には積極的に支援を行うとともに、市町村間の調整に取り組んでおります。町といたしましても、今後の国民健康運営に当たりましてこの方針を尊重し、市町村国保の広域化に向けた環境整備を

県とともに進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 国保事業の広域化の話、どうもそこに、これは大事です。上牧町にとっては大変大事です。本当に実現すれば、上牧町にとっても大変ありがたい話になると思います。そこへ行くまでにまだまだこれから町村合併の話じゃございませんが、紆余曲折あるように私は懸念しているんです。ぜひうまく行ってほしいと思います。

それと同時に、やっぱり上牧町の国保の体質的な話、ここも部長、ぜひ並行して取り組んでいただきたいと思うんです。特に、メタボの健診なんかも、必ずしも十分上がっているとは、受診率上がっているとは言いかねるし、やっぱり今年も予算で1ポイント徴収率上げられたですかね。92まで上がっていましたね。それはそれぞれありがたいんですが、ただ、上牧町の国保が抱えるいろんな問題があるんで、そののところはもう私どもがもうあえては申し上げません。もうようご存じですから、そのところを部長、しっかり取り組んでほしいんですけど、いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおりだと思います。今後、町といたしましては、まず病気にならない予防法、予防について、十分担当課と協議をいたしまして進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、大変お聞き苦しくて申しわけございません。一番最後の③の介護保険とも共通する問題がございまして、この予防の話ですが、介護保険第5次計画の主要施策と事業運営についてお尋ねしておりますので、③に行かせていただきます。

担当部課の方、よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 第5期介護保険計画の基本理念といたしまして、介護保険事業は、社会保障制度として運営される以上、地域の実情に応じ、受給者のニーズに対応したサービスの提供や、周辺地域との著しい格差のないような介護サービスを提供することが必要となります。

さらに高齢化が進む中で、将来において必要となる介護サービス供給体制を整備し、多様な介護サービスの担い手を確保するためには、地域において介護サービスを提供する体制の育成、確保を進めると同時に、上位組織や周辺地域との相互補完的な調整や総合支援の確立、

調整を図る必要があるといたしております。

ご質問の第5期介護保険事業計画の主要施策でございますが、第5期介護保険事業計画は、上牧町総合計画と第4期計画の基本的な考え方や趣旨を今後も踏襲していくという考えで、地域住民と行政の協働による社会福祉の実現に向けた4つを基本方針といたしております。

1つは、要介護状態の段階になる前から、要支援や要介護2まで継続的、効果的な介護サービスを行い、生活機能の低下防止に努めます。

さらに、介護保険のサービス提供により、要介護の重症化をおくらせることができるような質の向上を目指し、地域包括支援センターを活用した支援体制の実現を目指します。

2つ目は、健康と生きがいをづくりとして、健康づくりを促進するために、健康上牧21計画による事業を推進し、加えまして生きがいをづくりを促進するために、シルバークラブの多様な活動や組織づくりを支援いたします。

3つ目は、マンパワーの育成確保といたしまして、介護予防事業の推進と充実を図るため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、栄養士などの専門的人材の育成と確保を行います。

最後に、地域ぐるみのサポート体制といたしまして、友愛チームによる地域の見守り活動の充実に努めてまいります。

以上、4つの基本方針と主要施策といたしまして、積極的に推進をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今回、介護保険料を基準額4万7,000円から5万8,800円、25.1%引き上げ、大幅な引き上げです。今まで上牧町は割と高齢化率も低いということで、近隣に比べてまだ比較的安い部類に入っていましたが、もうそろそろ高いほうへ来ましたね。

あわせて、今いろいろとお話ございましたが、やっぱり先ほどの国民健康保険事業と同様に、やはり介護予防、あるいはまた病気の予防を、疾病予防をいかにやるかという予防的な取り組み、これが非常に大事だと思うんです。

そのところは、先ほども少しお話ございましたが、今度、町の事業として、ここが1つのキーポイントだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいんですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 介護予防ということでございますが、大きくは日常生活圏域ニ

ーズ調査を行っております。要支援、要介護認定者の予備軍となる二次予防事業対象者を把握しております。介護プログラムを作成して候補者の意向により、介護予防に関する教室等への参加、また通所型、訪問型事業を受けていただくような勧奨を行います。

また、一次予防事業の推進として、介護予防啓発とした地域での出前講座の開催、権利擁護、成年後見人制度講演会、高齢者教室、膝腰痛等の予防教室の実施や、介護予防事業の協力を願っております友愛活動、文化芸能事業、軽スポーツ大会、ハイキング等、運動活動の助成等につきまして、積極的に行ってまいりたいと考えております。

それと、健康と生きがいがづくりの促進といたしまして、住民参加型の健康上牧21による事業推進、またシルバー人材センターの支援、シルバークラブの多様な活動も支援したいと考えております。

以上の件でございます。包括支援センターを軸といたしまして、地域支援事業、予防給付に力を注いだ形で介護予防を図ってまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この予防的な取り組み、財政面でも非常に大事だと思っているんです。この24年度の会計、一般会計で見ますと、介護保険特会への繰り出し1億9,900万、それから後期高齢者医療特会2億2,500万、これ一般会計の6%なんです。計算しますと。しかも、23年の高齢人口ですが、これ住基台帳から拾われていますが5,665人、27年度の次期事業計画のとき、恐らく6,000人超えるだろうと思います。

したがって、ますますその財政面でも、一般会計の財政面でも負担が大きくなっていくという問題もありますので、この国保、国民健康保険、それから介護保険の周りも含めて、特にこの介護予防、あるいはその病気の予防、ここのところをやはり地域ぐるみの助け合いということの手法も含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に答弁よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおり、地域も含めて取り組んでまいりたいと考えております。今回、第5期に計画策定に当たりまして、課題等もニーズ調査によって整理しなければならないものが幾つか見えております。その部分も重点的に取り組んで進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） どうぞよろしくお願いいたします。長時間大変お聞き苦しい声で失礼い

たしました。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、1番、堀内議員の一般質問を終わります。

11時5分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（東 充洋） 再開いたします。



◇石 丸 典 子

○議長（東 充洋） 次に、5番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（5番 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） おはようございます。5番、石丸典子です。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書の内容に従って一般質問を行います。

5番、日本共産党の石丸典子です。今回の質問は、5項目からなっておりますが、まず第1点目は土地開発公社問題について、2点目が国民健康保険の税率改正と広域化について、3点目が子どもの医療費無料化の拡大について、4つ目が中学校の武道必修化に関して、5つ目がごみ処理計画についてです。

まず、1点目でありますけれども、昨年12月に報告されました個別外部監査結果では、歴代の町長とともに、町の幹部職員の責任が問題視されました。町長としてどのように受けとめておられますか。また、この土地開発公社問題を解決していくには、住民への説明が重要です。その方策を伺います。

2つ目の、国民健康保険の税率改正と広域化について。今議会に国民健康保険税の税率改正が出されました。上牧町の課税は、所得割、資産割、均等割、1人当たりに対して課税さ

れる分、また平等割、1世帯に対する課税です。この4方式で課税されておりますけれども、今回の引き下げは、所得割、資産割のみであります。均等割、平等割については引き下げが行われませんでした。すべての被保険者を対象にするべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。また、奈良県で一本化に向けた広域化に向けての取り組みをお聞きいたします。

3つ目は、子どもの医療費無料化の拡大についてです。子育て支援策として、平成24年度より町長の施策として、これまで県の基準でありました子どもの医療費の無料化ですけれども、入学前までを小学校3年生修了まで、また所得制限を撤廃する子育て支援策が提案されておりますけれども、さらにこの無料化を中学卒業まで拡大を提案したいと思いますが、試算で予算をお伺いいたします。

4、中学校の武道必修化に関してです。この4月から町内の中学校の体育の授業に、武道、これは柔道、剣道、相撲の中から各学校が選択をいたしますけれども、この武道の必修化が行われます。この必修化の目的と安全の確保についてお伺いいたします。

5つ目、ごみ処理計画について。上牧町の一般廃棄物処理基本計画は、平成7年3月に策定され、既に17年がたちました。計画の見直しについてお伺いいたします。

質問項目は以上であります。

再質問につきましては、質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それでは、順次答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 土地開発公社の問題でございますけれども、先ほどの議員の質問にもお答えをさせていただきました。今日に至っているということについては、我々行政側も大変大きな責任でございます。それは、しっかりと感じております。そういうことで、私としては、今この問題を解決するというので、住民の方々にも大変ご負担をおかけするわけでございますが、今解決しなければ、これを先延ばしにするということになりますと、なお一層住民の方々にも負担をかけるということになりますので、そういう気持ちで今取り組んでおるところでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 先ほどの議員にも答弁されておりましたけれども、町長と幹部職員の責任に対する認識ということで、特に私は確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、先

ほど来の答弁をお聞きしておりますと、「ご心配と迷惑をかけています」でありますとか、「今後職員研修に力を入れる」というあたりについては、大変、ちょっときつい言い方もわかりませんが、他人事のように聞こえます。現在の町長として、またこれまで町の幹部職員として携わってこられた面もありますから、まず、責任問題については明らかに、町として責任があるというところははっきり言明すべきだと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

まず、町としての総括を示すということで、町長のコメントなり何なりが必要だと思います。それから、今後の解決策というふうに行くべきだと私は考えるところですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） おっしゃるとおり、そういうつもりで、私はどの議員さん方にもこの質問があった場合はお答えをさせていただいているつもりでございます。当然、私も職員から町長にならさせていただいておるわけでございますので、職員当時は、公社の理事としても、また常務理事としても仕事をやっておりました。当然、私としては今おっしゃるように責任を強く感じております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 町の責任とともに、この個別外部監査報告でも議会の監視機能が弱かったということも指摘をされております。議会でのチェックは本来議員個々の責任で行うべきものだと私は思っておりますけれども、今回の3月議会の初日には、上牧町議会として今回の指摘を真摯に受けとめ、議会改革に取り組む決議を可決をしたところです。議会としても、しっかり町の議案に対する監視、しっかり議論を尽くすというところで力を尽くすということでございますけれども、なかなか町の姿勢が見えてきませんから、この辺は町民の皆さんにもしっかり示していただきたいと思っております。

それで、もう1つ大事なことは、この個別外部監査の報告も含めて、町としての総括を十分住民に説明をするというところが大事だと思いますけれども、この具体策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） この件につきましては、今、またタウンミーティングを始めておるわけでございますので、その中で、説明できる部分というのは説明をさせていただいております。

財政問題特別委員会がまだ開かれておるわけでございますので、こういう事柄が三セク債

を借りる段階にまでその委員会が継続されるのかされないのか、いつどの段階でということも私その時期を図ることもなかなかできないわけでございますので、そういう事柄がすべてやっぱり条件として整うと、そういう段階で、総括についてそういう内容については、その段階でしっかりとした説明ができる状況をつくりたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 私が申し上げましたのは、今後の対応策、その公社の解決策以前に町としての、なぜこういう公社の問題が起こったかということ町としての総括を示すという点で、住民に知らせるという意味で言わせていただきました。

例えば、一例を申し上げますと、個別外部監査結果の報告書の内容を広報かんまきで取り上げる、シリーズでこの問題を取り上げる、また、報告書を図書館や役場のロビーに配置をする、またこの公社問題について詳しくお知りになりたい方については、希望者に報告書をコピー代相当分の費用でお渡しするなどの具体策が考えているところですが、こういう、こういったあたりで、しっかりこの公社の問題についての説明を行っていただくという点はいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃった件について、議員の方からもご意見いただきました。

町長とも協議いたしまして、4月1日から3階の議会事務局と図書館の方にこの監査報告を常備いたしまして貸し出を行う予定をしております。それと、もう既にホームページの方にその掲載をしております。すべて閲覧いただける状態にはなっております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） そういうことを取り組んでいただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

既に、平成23年度のタウンミーティングを町長は各地域で実施しておられますけれども、短い限られた時間で、この公社の問題でなかなか説明もし切れないということもありますし、また、参加されない方については、広報等も見ていただけるということもありますので、まず公社の問題を解決していくという今途中の段階でありますし、財政問題特別委員会でもいろいろ議論をさせていただいておりますけれども、それより以前に町としてのこの公社問題の総括を出していただくと、町広報などで経緯の説明など、ぜひ入れていただきたいと思ひますので、その点はよろしくお願ひいたします。

町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） はい。わかりました。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それでは、次の項目、国民健康保険税の税率改正と広域化をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） すべての被保険者を対象にすべきであり、その見解はということでございますが、石丸議員のおっしゃるとおりかと考えます。

ただ、昨日も予算特別委員会で申し上げましたが、被保険者の方々にはそれぞれの要件がございます。その要件ある限りそれぞれの要件に応じた改正、見直しは大変難しいものがあると考えます。

今回は、以前からもご指摘をいただいております他町より、近隣町よりも高い部分、特に県内でも3番目に高い率であります均等割。それと広域町、郡内でも一番高い率となります資産割部分を見直したということでございます。

また、均等割、平等割につきましては、所得割、資産割のない方については、7割の減免がございます。

実際、約3,000人の方々がその影響を受けられておられるという状況でございます。それらを考慮いたしまして、今回の改正をさせていただきました。

確かに、均等割、平等割につきましても、他町と比較した場合、高いということは認識をいたしております。今後の国保財政の状況をかんがみながら、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

それから、続きまして、広域化の取り組みにつきまして、現在、県と市町村において、国保のあり方検討ワーキンググループで協議をいたしております。取り組み内容は、今後の広域化に向けた市町村国保財政の抱える構造的な問題、これは年齢構成、医療水準、所得水準、保険税の収納率、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在、県内市町村の格差などでございます。

県は平成27年度をめどに統一をすると公表をいたしておりますが、町といたしましてもこの方針を尊重し、市町村国保の広域化に向けた環境整備を県とともに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 税率改正のところですけども、そもそもこの税率改正が値上げが行われましたのは、平成19年の改正でありまして、これは後期高齢者医療制度が始まったときに、後期高齢者支援金分ということで、この75歳以上の支援金分として、この部分が税率改正に重なってきて、引き上げとなったわけですけども、値上げ額は平均で20%というふうな数値でありました。

それで、そのときに、所得割については、そのときの改正が7.7%が8.3%、これは医療分だけで申し上げておりますし、今回の税率改正も医療給付分だけで改正が行われておりますので、この部分だけで比較をさせていただきます。

所得割が7.7から8.3%に引き上げられました。資産割は、当初から上牧町では高い割合でありましたけれども、平成19年の時点では55%のところを50%に引き下げられております。これは、この部分だけ単純に比較ができませんので、この資産割については、後期高齢者支援金分と、介護納付金分についても、それぞれ4方式で課税されておりますので、資産割についてはすべての給付割合のところに加算されますので、それは申し添えておきたいと思えます。

それと、均等割ということで、1人当たりの負担するところについては2万2,200円から2万7,600円ということで、5,400円の引き上げです。それと、平等割、世帯当たりの課税ですけども、1世帯当たり2万3,400円が2万8,800円、これ、均等割、平等割、どちらもそれぞれ5,400円ずつの引き上げとなっております。引き上げ率はこの部分だけで見ますと、41%の引き上げとなります。

今回の税率改正は、この所得割8.3%を8.0%に、資産割については50%から20%ということで、一定の所得のある方、また資産をお持ちの方については大変軽減されるというところがあります。

委員会などでも資料でも出していただきましたけれども、固定資産10万円を固定資産税かかるところについては、大体4万円ぐらいの、この3万円から4万円ぐらいの軽減されるというふうな資料も出していただきました。

しかし、資産をお持ちでないところについては、今回の税率改正の恩恵が受けられません。財政の影響額約3,000万円ということで今回税率改正行われておりますけれども、この平成19年に改正により、保険税の引き上げが行われ、その後3年間毎年会計は黒字会計となり、基金残高、今年度に予算計上されておりましたところで約2億5,000万円ということで、もとも

とこの税率改正は赤字解消のための税率改正ではなく、後期高齢者医療制度に伴う税率改正、また平成19年度は財政の健全化のところでも全国的に力が入れられ、全部の会計を一緒に見るということもありますので、赤字が出ないようにということで、私は当初から便乗値上げということを指摘してきたんですけども、これらから上牧町では基金が積み立てられたという経緯がありますので、ぜひ、均等割、平等割についても、今後、検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、今回、きのうまで予算特別委員会が行われましたけれども、国民健康保険の特別会計の予算委員会でも資料を出していただきましたけれども、平成24年度予算、この税率改正以前の予算では、応能応益割、所得、資産のある方を応能割、応益というところは均等、平等割ということで、割合を出してみますと、応能応益割が53対47です。税率改正後は、応能割49.6、応益割50.4ということで、1人当たり、また世帯当たりの負担が50.4ということで、負担が多くなっておりますので、全被保険者に広く還元できるように、ぜひ検討をお願いしたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 昨日も申し上げましたが、予算作成段階での県の方針は、国保の統一がその準備調整期間平成29年ということ、それと平成31年度より実施をするという考えで進んでおりました。したがって、平成24年度から平成31年度までの8年間を想定しており、年間3,000万円の取り崩しを想定して2億4,000万円という影響を、基金より取り崩すといった考えで進めておりました。

しかし、今年に入りまして、サミットまたは新聞等で、統一時期が平成27年度からという方針が出されました。そうなりますと、当初での想定が変わってまいりますので、今後の方向、方針を見ながら、確実に県の統一年度が確定された段階で再度検討をしたいと考えております。均等割、平等割につきましても、他町と比較をした場合、かなり高い位置に属しております。それは認識しております。この分の改正につきましても、先ほど申しました今後の課題であると認識をいたしております。

今後、奈良県、国保の1本化としての開始年度がはっきりした確定した段階で、その部分も含めた再検討を協議したいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今、お聞きをしますと、税率改正は国保の広域化が前提になっておりますね。この国保の広域化といいますのは、国庫負担の削減ということで広域化推進が打ち出

されておりますけれども、特に今年度は社会保障と税の一体改革の1つとして挙げられている項目なんですね。

今お聞きしましたように、平成27年度にはすべての都道府県で広域化を実施するというふうな国の目標が定められていると、そのもとでの引き下げというふうに今とらせていただいたんですけども、広域化をしましても、国庫負担が引き下げられれば、それぞれの国保運営は大変ではないですか。今年度の予算でも予算委員会ではちょっとお聞きをしなかったんですけども、国庫負担率の引き下げが行われているかと思えますけど、その辺いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 確かに引き下げは行われております。引き下げが行われた部分は、県の補助金でその部分はカバーされると聞いております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 国庫定率負担が34%から32%に引き下がり、あと都道府県調整交付金ということで7%から9%ということで、これは都道府県で例えば高額の方であるとか、特定の分を処分する、処理するための交付金というふうに理解していますけれども、この処理を県全体でということで、国庫負担の削減というふうなものですけれども、広域化ですべて今の国保の破綻状況が解決するというふうには考えていないわけですが、その辺はいかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 先ほどちょっと私回答させていただきましたのは、基金の残高の観点から回答させていただきました。基金残高の2億4,000万円、2億5,000万円がございますので、その中で、先ほど申しました一本化の時期が今ちょっとずれてきていますので、その基金の全体の中で再度国保料金の国保税の検討を行うということでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それで1年間3,000万円が広域化までということで、3,000万円に焦点を当てて税率改正が行われたということですね。国保世帯3,500世帯ですから、仮に1世帯、単純に1万円の引き下げであれば3,500万というふうな単純な計算もできるわけですが、今回の税率改正で対象となる世帯数などは担当課ではわかりにくいのでしょうか。どのあたりまで対象となるか。

○議長（東 充洋） 保険年金課長。

○保険年金課長（五藤博行） 税率改正に伴います影響でございますが、2,170世帯でございます。

す。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） やはり、軽減世帯が約2,000世帯あるとはいえ、国保世帯全体でこの黒字分の解消を、被保険者への配分を行えるよう、今後税率改正を引き続き検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、広域化の準備状況についてもう少しお聞きをしたいと思いますが、この今回の国保の広域化では、保険料は一応統一ということになっているようですけれども、保険料決定の権限は自治体に残るといふような見解も示されていたと思いますけれども、例えば一般会計からの法定外繰入れも市町村の判断でできるというあたりはいかがですか。

○議長（東 充洋） 保険年金課長。

○保険年金課長（五藤博行） 今の段階では、市町村が個々の財政に抱える構造的な問題等々で議論の中でございます。はっきりしたことにつきましては、24年度における討論する会議の場所に出てくることになると思います。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） これから検討されていくということでお聞きをしておきたいと思いますが、国保財政はどの地域でも大変な問題でありますけれども、特に上牧町では、低所得層が多い、また滞納世帯も多いということで、二重に問題点を抱えていると思いますけれども、全国的にこの国民健康保険制度が皆保険制度を成し得てないというのは、最大の要因は保険料が高くなっていることということと、あと、歴代の政府によって国庫負担率の削減ということが一番大きく言われているところですが、1980年代には、保険、国保会計の半分であった国庫負担率、国保総収入の約50%であった国庫負担率が、現在では25%に激減されているということが大きな問題となっているところです。

今回は、国庫補助をさらに削減をするというふうな国保法の改正の法案も、今の通常国会にも提出されているところですが、同時に市町村の国保を都道府県単位に統合する広域化の計画がまさに進められようとしているところですが、公費負担をさらに減らしていく仕組みづくりにほかならないと思います。

よく、国民健康保険は助け合い、相互扶助でありますというふうなご説明されるわけですが、国民健康保険法の第1条において、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障、国民保険の向上に寄与することを目的とするということで、社

会保障制度の1つであるということがこの部分から読み取れます。また、国民健康保険は、他の医療保険には入れない人が最後に入る医療保険であって、医療のセーフティネットとなっておりますので、本当に社会保障としての役割が強いものだと言えます。

やはり、払える国民健康保険税にし、医療が必要なときに受けられる制度となるよう、力を、町としても力を尽くしていただきたいと思いますので、その辺についてはよろしく願いをしておきます。

それでは、子どもの医療費のところをお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 中学卒業までの拡大を想定しての予算額ということでございますが、まず、今年度の拡大分1年生から3年生までにかかる一般財源予測額は1,220万円となります。それで、該当人数は633人でございますので、1人当たりの医療費を算出いたしました。4年生から6年生までの該当人数及び中学1年生から3年生までの該当人数に乘じまして予測をいたしますと、4年生から6年生が768人で、一般財源予測額は1,458万円、中学1年生から中学3年生までが710人で、一般財源予測額は1,348万円となります。

したがって、単純計算ではございますが、1年から中学3年生まで拡大をした場合の一般財源予測額は4,080万円、年間約4,000万円の一般財源が必要ということでございます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 1人当たりの医療費で算出されていると思いますが、約4,000万円というふうな額が示されましたけれども、小学校の高学年、中学校になりますと、お医者さんにかかる回数もかなり減ってくると思いますので、一概にこの試算どおりということでも全国的にないようですので、ぜひ、この1年様子を見ていただきまして、中学卒業まで無料化の拡充をしていただきますよう検討をよろしく願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 町長も申しておりますが、最終目標は中学卒業までと申しております。また、住民の願いでもございます。ただ、財政負担が大きな課題となります。拡大財源はすべて経常経費となってまいります。町財政にのしかかってまいります。今しばらくは現在の状況で実績を見ながら将来の分析を行い、今後の財政状況を見ながら計画的に段階的に検討してまいりたいと考えております。

それと、本来、福祉医療というのは県と町の事業でございます。保護者の方々、また町負

担軽減のためにも、県の方にも拡大を強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） よろしくお願いいいたします。

県は、今年度の予算でも県としての市町村支援の拡充は行われていないというふうな状況も新聞発表されておりましたので、奈良県にも今後また私の方からも要望していきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、中学校の武道必修化についての項目をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、中学校の体育の授業に武道が必修化された経緯でございますけれども、平成18年の12月に教育基本法が改正され、その第2条に健やかな体を養うことと、伝統と文化を尊重しそれらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが定められました。

この教育基本法の改正を踏まえまして、平成20年3月に学習指導要領が改正され、移行期間を経て、本年の4月から中学校の保健体育において武道が必修化されることになったものでございます。

それから、目的はという質問でございますけれども、武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり、また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重する心を養うことができるようにという目的で取り入れるものでございます。

それから、もう1つ、安全の確保についてということのご質問でございました。

上牧町では、平成22年度から上牧中学校では剣道を、それから上牧第二中学校では柔道を行っております。剣道につきましては、剣道の防具はつけずに竹刀のみで行っております。礼法、基本動作を見につけ、素振りの練習や竹刀を構えているところに打ち込む練習をしております。また、体育教師4名で技術面、安全面の打ち合わせをして授業を行っております。

それから、全国的に保護者の方から危険性を懸念する声が上がっております柔道についての安全確保でございますけれども、上牧町の第二中学校で柔道が必修化されるわけなんですけれども、第二中学校には柔道の専門の体育教師が1名おります。その体育教師が、柔道の授業については、必ずその体育教師があたるということになっております。1年生は受け身

と寝技程度の指導にとどまり、2年生は習熟度に応じて基本となる投げ技についても指導しています。柔道の授業に関しましては、必ず補助の教員がつきまして、生徒同士での組み手の指導の際には、立っての組み手は実施せずに、お互い膝つきの状態での指導を徹底するように、常に安全面に気をつけながら指導をしているということでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今、答弁いただきました。特に、第二中学校では柔道が必修化になるということですが、特にこの柔道については、もし事故が起こった場合の死亡率、競技相当数10万人当たりの死亡確率を見ると、バスケットボールが0.4人、野球とサッカーについては0.3人に対して、柔道は2.4人と大変突出しているということ、先日NHKでもこの部分で放映されておりました。

奈良県の教育委員会がすべての中学校を対象に実施をされましたアンケートでは、施設や用具が不十分との声が多く、特に柔道については49%、剣道が55%、相撲が67%というところですが、あと、次いで指導方法や安全面に不安というところでも、それぞれ柔道25%、剣道32%、相撲22%というふうに、不安の声が、指導のところでも声が多いのが特徴なんですけれども、これ、それぞれ学校で以前から行われていたということですが、必修化によって変わるところはどこですか。平成24年度から変わるところは。これまでから行われていたのと変わるところ。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） もう既に22年度から実施されておりますので、特に女子生徒なんかでしたら、武道は選択で、今まででしたら選択から外すことができたんですけれども、これからは必修ということで、女子生徒も含めまして全生徒が武道を行うということになります。

女子の場合につきましては、年間6時間程度を予定しております。男子で12時間程度で、女子については体力的な面もございまして、投げ技というのはちょっと無理なので、受け身であるとか寝技であるとか、あるいは護身術あるいは礼法等が中心になると考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 女子生徒が加わるというところが大きく変わってくるかと思えますけれども、体育の先生1人が担当されるということでもありますけど、やはり資格の持った方が対応して、しっかり安全対策をするというところが大事だと思いますので、その辺については学校等の要望等も聞いていただいて、安全に実施されるようによろしく願いをしときます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） はい。わかりました。学校において、柔道に限らず生徒の安全は最重要課題であり、安全管理にこれからも努めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） ありがとうございます。

それでは、最後の項目でありますけれども、ごみ処理計画についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 本町の基本計画につきましては、平成7年に策定されてから15年の期間ということで定めております。平成21年度にこの期間が切れておるということでございます。さきの委員会の中でも、早急に基本計画を策定しなければならないのではないかという質問もございました。担当課といたしましても、現在ごみ処理問題特別委員会の中で、いろいろとその方向性について検討していただいております。

私は、そのときに申し上げておりますのは、この策定当時の建っている場所が上牧町の行政区域内ではなし香芝市の行政区域になっていると、簡単にこの建てかえしなければならないというような、そういう当時の処理計画になっておるわけですが、現在とは全くかけ離れたものになっております。この24年度を軸に、きちっとした方向性を定めまして、25年度にきちっとしたものをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） この上牧町のごみ処理計画ですけれども、一般廃棄物の処理基本計画ですけれども、上牧町では、ごみ処理施設をどうするかという課題があって、なかなかこの計画の見直しは行われないというふうな説明もありましたけれども、この一般処理計画の中身といたしますのは、処理量の見込みでありますとか、排出抑制策、また分別の区分、適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的な事項、また処理施設の整備ということで、ここで処理施設の整備が出てきますけれども、このように焼却場をどうするかだけでなく、処理量の見込み、ごみ処理の全体の計画を定めるものでありますから、今後のごみ処理施設をどうするかということにかかわらず、上牧町としての現在の状況、分析などをぜひ行っていただきたいと思っております。

その中で、特に平成7年にこの計画が策定されてから新たに入れられているのは、資源物のリサイクル、それとごみ処理の有料化ですね。ごみ袋でありますとか、利用券などで有料化が入ってきております。今の計画では、試行団体で、試行団体というか試作団体戻る地域があったりと、またごみの有料化についても検討課題というふうな項目で書かれております

けれども、実際の計画、有料化されて既に5年ぐらいたっていると思いますので、そのごみの有料化の導入の効果はどうであったかというあたりと、処理費用に関する情報の開示というところ、まず町民に対して知らせるといのが必要であると思いますので、その辺をまず資料づくり等をしていただきたいと思います。

そして、有料化の当初はごみが少し減っているけれどもリバウンドしてくるとというのが全国的な傾向とかありますし、またリサイクルをしているとかえって費用がかかっている部分もあちこちで報告もされておりますので、このあたりはまず町民に対する説明ということとでよろしく願いいたします。

ごみ袋有料化のときには、財政難ということで集中改革プランの中で有料化導入されました。また、同時にごみの減量化ということも目的の1つにされておりましたので、この両方の分野からぜひ分析を始めていただきたいと思いますので、そのあたりをよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 予算特別委員会の中でも、その件に多少触れさせていただきましたけど、分析は既に行っております。私の持つておる資料で申しますと、平成16年から21年、これが一番ごみの有料化を挟んでのちょうどいい5年間であろうかと思っております。

と申しますのは、当時有料化になるということで、いわば無料のうちにごみの処理をしておけるということで、かなり右往左往した年度がございまして、先ほど申しましたように、平成16年から21年のこの5年間でのデータといたしましては、可燃ごみで平成16年が4,848トンが、平成21年度で3,860トン、20.4%の削減を達成しております。不燃ごみ、粗大ごみ量に関しましては、平成16年度の1,094トン、21年度に808トンで、26.1%の削減を達成しております。数字的にはこんな感じです。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今、一部の説明をいただきましたけれども、こういうふうな数値を例えばグラフにされるとかで、処理の費用とごみの量など関係をグラフなどでつくっていただきまして、町の広報などでぜひ町民の皆さんにもお知らせをしていただきたいと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。今後の課題として取り組んでいただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 基本計画の策定とは別に、そういった形で町民の皆様にお知ら

せ、検討したいと思います。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） これをもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。  
した。

○議長（東 充洋） 以上で、5番、石丸議員の一般質問を終わります。

これにて、暫時休憩といたします。再開は、1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



#### ◇康 村 昌 史

○議長（東 充洋） 7番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（7番 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、康村昌史です。議長の許可を受けましたので、一般質問を行います。

その前に一言おわびを申し上げます。一般質問通告書をネットで事務局に送ったのですが、文字が抜けている部分があります。あとで読みますので、その部分の追加修正をお願いしたいと思います。主に、2の町おこしについての部分で文字が抜けております。あとで読みますので、追加をよろしく願いいたしたいと思います。

それと、2の町おこしについて、⑤の「その他」、この「その他」という文言は一般質問にはなじまないというふうに議長から修正するようと言われてましたので、この⑤の「その他」につきましては、「上記①から④以外の分野」に変更していただきたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私の一般質問につきましては、2つの大きな項目からなっております。1つ目は、行財政

改革について、2番目は町おこしについてであります。

1の行財政改革につきまして、上牧町の保有する車両について、ここでは話を簡略化するために、ごみ収集に関するものを除いております。この上牧町の保有する車両について、①、保有台数、管理方法、②、1台にかかる平均的な維持費、車検あるいは車両保険などのことですね。③番目はこの給油場所、給油場所が1か所に定めてあるのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。④のこの使用方法につきましては、今、この上牧町に何台の車両があるか私のはっきり把握しておりませんので、その辺の車両の使い方について教えていただければいいかと思っております。⑤番目に、車両にかかる年間予算額の推移について教えてくださいたいと思います。

2番目に、車両にかかる必要経費の削減についてです。

つまり私は、上牧町は上牧町の事務事業を遂行するために車を保有しております。今回の質問の目的はあくまでも土地開発公社の持つ不良債権処理のために、毎年元利合計で3億円以上必要であり一般会計を圧迫します。その分住民サービスの低下は避けられません。その上牧町の一般会計の負担を少しでも軽減し、住民サービスをふやすことが目的でありますので、その点を忘れないで答弁をお願いしたいと思います。

次に、2の町おこしについてであります。

上牧町土地開発公社の借金返済が町財政に重くのしかかっている、この「る」が抜けております。申しわけないです。そこで、総合的な町おこしを行い、住民の定住、自主財源等の確保「を」がちょっと抜けております。行われなければならないと思います。具体的な町おこしについての「て」が抜けております。質問いたします。

まず①、商業の分野、②、教育の分野、③、農業の分野、④、医療介護の分野、⑤、上記1から4以外の分野でございます。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） そこでは、先ほども申しましたように、話を簡単にするためにごみ収集車に関する車両を除きまして具体的な質問に入っていきたいと思っております。

このように、一定の車両を持っている上牧町あるいは会社などは、道路交通法あるいは道路運送車両法などにより、運行管理者を置かなければならないとあります。上牧町の現状について具体的に教えてくださいたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 今おっしゃっております運行管理者につきましては、これは自動車、運送業に対する管理者でございます。上牧町におきましては、安全運転管理者、これにつきましては、自家用車を5台以上使用している事業者に対して一応管理者を置くという義務がございます。上牧町におきましてはもう20台を超えておりますので、副管理者も置いております。一応、今言いましたように、上牧町におきましては安全運転管理者ということでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 安全運転管理者を置いて20台以上あると。実際、本当に何台あるんですか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 一応、一般車両でございますけれども、一応バスも含めて、先ほど消防車とまたパッカー車は除いておりますけれども、一応29台、うち3台がバスということで、一般車両につきましては、26台でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、話を簡単にするために事務事業に係る車の26台について話を進めていきたいと思っております。

それでは、その26台なんですけれども、1台に係るその維持費いうんですか、車検とかいろいろかかりますやんか、保険は当然フリートだと思うんですけれども、その辺も含めて1台に大体どれぐらいかかるものか教えていただきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 車検に係る一般的な平均をもってお答えさせていただきます。一応一般整備、車検につきましては6万9,000円、これは23年度実績の平均でございます。それと、車検に係る自動車の責任保険、自賠責保険、それと車検代行費、重量税の計4万7,500円、合わせて車検に係る費用でございますけれども、11万6,500円となっております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、次に先ほど言いました給油場所なんですけれども、この質問の趣旨は、やはり規模のメリットを追求して、つまりガソリン代をいかにして下げるのかということで当然業者と交渉すると思っております。だから、分散給油するよりは1カ所で給油したほうが、当然値段を交渉できるんじゃないかということで、この質問をしております。教えていただきたいと思っております。

- 議長（東 充洋） 総務課長。
- 総務課長（池内利昭） 一応、給油場所でございますけれども、広陵町でございますモバイル岸上石油株式会社でございます。1カ所でございます。
- 議長（東 充洋） 康村議員。
- 7番（康村昌史） 具体的な話に入るんですけども、やはり毎月ある一定の量を超えれば安くなるとか、あるいは1リッター幾らとかいう、年間契約をしているわけですか。その辺ちょっと教えてください。
- 議長（東 充洋） 総務課長。
- 総務課長（池内利昭） 一応、議員ご存じのとおり、ガソリンにつきましては、やはり値段のばらつきがございます。これにつきまして、イチネンという株式会社、カードを発行している株式会社がございますけど、その会社から一応単価的な部分で直近の単価の部分を送ってまいります。その単価に応じて給油をしているというところでございます。
- 議長（東 充洋） 康村議員。
- 7番（康村昌史） ということは、そのカードを使えば、例えば、そのモバイルとしますやんか、そのモバイルを扱っている会社ではどこでも入れられるというカードなんですか。
- 議長（東 充洋） 総務課長。
- 総務課長（池内利昭） はい。一応、カードにつきましては、その提供しております給油場では入れられますけども、上牧町といたしましては、先ほど申しましたように、広陵町の岸上石油という形で、一応この場所はセルフではございません。係員が来まして給油をするというところでございます。その場所で給油をしております。
- 議長（東 充洋） 康村議員。
- 7番（康村昌史） それでは、次に、この車の使用方法なんですけど、26台あると、事務事業で使うためにパソコンを使って予約とかを入れているのをちらっと見たことがあるんですけども、その辺のことをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。
- 議長（東 充洋） 総務課長。
- 総務課長（池内利昭） 一応、今議員おっしゃいましたように、パソコンでグループウェアで設備予約という形で公用車を管理しております。その中で、各部に対して車を配車しております。各部の筆頭課におきまして、各部の車両を管理していただいております。キーの保管につきましても、各課、各課といたしますか、各部の方で管理をしていただきまして日常業務に関します運行管理についても、各部のその管理をしている課で管理していただいている

という状況でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 確認なんですけど、ということは、26台は、もう各部課に割り当てられてると、台数が、その解釈でよろしいですね。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） はい。そのとおりでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 次の車両に係る年間予算額というのは、大体毎年同じなんでしょうか。その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 一応、先ほど申しましたように、ガソリン単価が毎年、毎年と異なりますか、その円高等の部分で変わってまいります。その部分が変わってまいりますので、毎年右肩上がりとか右肩下がりというような状況の予算、予算といたしますか決算ではございません。やっぱりその単価に応じて年間の使用料の金額も変わってまいりますので、基本的には、一応これも1台の平均当たりでございますけれども、大体約8,000キロが、だから1台につきましては年間8,000キロが、7,500キロから8,000キロぐらいが一応走行距離でございます。8,000キロといたしまして、リッター10キロといたしますと、年間のガソリンの消費量につきましては、大体800リットル、これも一応の平均でございますけれども、単価リッター当たり135円といたしまして、10万8,000円という年間のガソリンの消費量の金額がございます。それに、先ほどの申しましたように、1台にかかる車検、これは先ほど言いましたように、2年に1回ということでございますので、これは大体2分の1ということになりますと、約16万円程度の年間の維持費がかかるというところでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それで、大体の内容がわかりましたので、私の今回の目的であります車両に係る必要経費の削減方法はないのかなと、私どもはないなりに知恵を絞ったりするんですけど、実際なかったですね。で、たまたまその仕事の関係で、ある大手のリース会社の方に、一体よそはどんな管理をしているんだというふうなことを尋ねたんですね。そしたら、車1台当たりに3,000円毎月かかるんですけど、こんな豆腐1丁大ぐらいの機械を車に搭載するんだそうです。GPSを活用してパソコンとつないで、リアルタイムにその車の状況を把握できるという機械があるんだそうです。この近辺では、京都のあたりでそれを取り入れて

いるらしいです。それによって何がわかるかといいますと、急ブレーキを踏んだとか、あるいは急加速したとかのすべてのデータがその車の管理者に連絡が逐一入るんだそうです。恐ろしい機械ができているんだなと思って。それを導入することによって一体どんな効果があるのと尋ねましたら、燃費では年間で3%から5%下がったと。なぜかといいますと、急ブレーキ、急発進等が全部赤字で表示されて、運行日報も全部自動的にやってくれまして、そういう危険な運行をした場合にはすぐさまその管理者の方へメールが入るというふうな、そういう優れた物の機械がある。ぼく本当にたまげたんですけども。

そのときに私は、上牧町には何十台の車があると、それならこの車は一体本当に必要な台数なのかどうかいうことを調べることはできるのかという私は質問をしたんですよ。その適正な台数、つまりガソリン代は何ぼ安くしよう思うても、年間3%から5%しか変わらないだろうと。ところがこの車1台、2台あるいはうまいこと共有すれば10台ぐらい減らせるんじゃないかなという考えから、その業者に質問したんですけども、その業者いわくは、この機械を入れることによって、とりあえずはそのデータを取らなければならないと、それがすべてパソコンでデータを管理して、必要台数とかがもう全部一目瞭然で出てくるという、何かそういう機械なんだそうです。

そんな魔法の何か薬いうんですか、そんな機械が本当にあるのかなと思ったんですけども、現実にそういうのを取り入れている自治体があるということなんで、その辺について総務部長、どうですやろか。こういうのを導入して経費の削減というのを考えるのは、いかがですやろ。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） いろいろご意見ありがとうございます。今おっしゃった件、私も承知しております。よく使われるのが貨物業界、タクシー、それと営業関係、何百台持っている会社がございます。そのあたりでありますと、今おっしゃった形のシステムを導入すると大きな経費削減となることは確かでございます。

当町におきまして、車両の経費の削減ということなんですけども、今パソコンによる公用車の予約システムを導入しております。その中で、使用状況もすべてわかります。それと、過去の使用状況、予約状況、すべてわかるわけなんですけども、公用車に対する経費の削減、一番根本になりますのは、やはりむだな車両があるのかないのか、効率的に使われているのかないのかということだと思っております。

今の段階を見ますと、常時、いろんな車あるんですけども、ほとんど使用されている。じ

や、足りない場合はどうなのかという部分で、できるだけ増車をせずに、今ある現有の台数で効率的に使えるというシステムを考えなければいけませんで、その辺は、今課長が申しましたように、各部に配車はしているんですけども、各部の予約状況は、すべて各課で把握できますので、そのあたりになりますと、各課で融通しながら効率的な使用ができるということで、以前に比べますとむだな車、むだに増車をしなくてもという形では、まず今の段階ではほぼ達成できているのかなということでございます。

それと、自動車にかかわる経費の今いろいろご意見いただいているんですけど、もう一点、燃料費がございます。これがやはり経費の中で、もう一点大きくかかるところでございますが、今課長も言いましたように、年間的な、また期間的な中で単価の契約をしております。これはこの業者に単価契約をしておりますのはなぜかといいますと、やはり一番安いところ、単価の安いところで契約している。

それともう一点が、1か所で給油しているといいますのは、これはカード使用での安全管理ということでございます。先ほど課長が言いましたけども、カードを持てば確かにどこでもこのカードは出ます。そうなると、ひょっとして落とす場合、盗難に遭う場合、またコンプライアンスの問題等がございますので、その辺ができるんじゃないしに、できないという状態をつくるために1カ所に定めるということで、いろんな経費、安全対策等々ございまして、それを対応しておるということでございます。

今、いろいろご指導、またご意見いただいている件は、また上牧町に当てはまるところがございましたら、十分検討いたします。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。ぜひとも、経費が削減できるなら導入していただきたいと思います。

それでは、次に入ります。町おこしについてです。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、具体的な町おこしについて、私の希望、あるいは要望等を質問していきたいと思います。

まず、商業の分野なんですけれども、新町三軒屋の開発事業で新たな町おこしができます。この点に関しては、本当に非常に喜ばしいことであろうと、私はそう思います。この開発内容につきましては、今までいろいろ議論されておりますのでここでは触れません。しかし、この少子高齢化の進展でこの需要と供給のバランスが崩れて、各地方都市で特に問題になっ

ているのが、旧の中心市街地のシャッター通りの問題です。

本当にどこへ行っても、その駅前の中心街いうんですか、アーケードのある商店街がもう完全にもうさびれてしまっているという、確かに民間の問題なんですけれども、各自治体がその活性化に本当に頭を痛めています。

上牧町の場合、そこの新しいのが大きなのができることによって、片岡台のバス通りのあそこにある商店街と友絨会病院のあの周辺の商店街の活性化が必要になってくるんじゃないかと僕は思います。

そこで、どのような活性化を考えているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 具体的に今場所の設定をされたわけでございますけれども、町といたしましては、具体的にこういう形あの場所を活性化させるという具体策は持っておりません。ただ、既存の商店街につきましては商工会がございますので、そことの連携をしながら、やはりどう言いますか、商店主の考え方、あるいは体質改善、意識改革というものを商工会の方でやっぱりいろいろ協議していただきまして、対抗できるような商店にしていっていただくというのが重要ではないかなと思っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。あと、あそこがオープンするまで2年ほどですか。その間にできましたら、この旧の市街地の方の活性化の方を本当にちょっと考えていただきたいと思います。僕も何ぼ考えても、この活性化策、これについては出てこないもので、この間ちょっと用事があって地方へ行ったんですけど、本当にもう見るも無残、その中心地であったところのスーパーがつぶれているんですね。3階建の。仕方なく、それをその市が買い取っているんですね。ほんで何しているのかなと思ったら、市民に無料で開放しているんですけど、活性化には何の役にも立っていないのがもう僕の見目でわかるんですね。だから、本当にさびれた町を立て直すというのは、本当に難しいなという、これからこの自治体も一緒やと思うんですけど、何とか頑張ってくださいたいと思います。

それでは、次に教育の分野です。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 私は、この教育の分野につきましては、2つに分けて質問したいと思っております。まず、社会教育の分野で役場としてこの町おこしいうんですか、活性化のためにどのような施策を考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 生涯学習ということで、上牧町におきましては、文化教室、これを12教室開催しております。それから、この教室の卒業生を中心にいたしまして、文化クラブというのをつくってもらっていただいています。これが、52の文化クラブで活躍していただいております。

それから、家庭教育学級、それから高齢者のやよい学級、それから婦人のさゆり学級、あとジュニアリーダーといった方面で、社会教育をやっておるんですけど、生涯死ぬまで勉強だということで、1つの趣味にも突き詰めていただいて、元気に年をとっていただく、これが医療費の削減にもつながるのかなということで考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。それでは、今度は子どもたちの教育の分野で質問したいと思います。

上牧町の平成24年度一般会計予算の中で小学校費が約1.7億円、中学校費が1億円、幼稚園費が9,000万円と計上されております。今中町長がよくおっしゃられます。やはり、若い世代に住んでもらわないといけないと、私はそれもほんま、同感です。できたら若い世代が来ていただいたら活気がつくということで、逆にその若い世代がこの上牧町に住みたいと思うようなまちづくりをしなあかんということですわ。

だから、僕は自分が子どものころに、大阪なんですけれども、越境入学というのがよく問題になりました。つまり、公立の小・中学校の中にも学力の差があったんです。私も、子どもを持つ親の1人ですので、やっぱりできるだけええ学校に行かして、立派な人間になってほしいというのが、もうこれだれでも一緒や思いますねん。

そのため、子どものことも考えんと塾に行かしたりもしました。子どもたちもまた夢を持っています。だから、その夢を子どもたちが叶えるためには、やはり学力というものはどうしても必要なんですよ。ただ詰め込み教育があかんとか悪いとか、僕はそういう問題は一切ないと思うてます。学力がなければ自分の夢なんて叶えることはまず難しいと思っています。

ほんで、上牧町も町立の小・中学校も、ここ教育目標が僕本当によく見えないんです。さっき言いましたように、学力の向上をまず第一に考えなければならぬと思うんですけども、この教育目標がよく見えないので、僕はやはり上牧町立の小・中学校の学力を上げることが活性化の1つになると考えているんですが、その辺はいかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○**教育部長（竹島正智）** 確かに、おっしゃるとおり、学力の高い学校に希望される親御さんがおられるのも事実でございます。ところが、公立の義務教育というのは校区が決まっておりますので、原則として決められた学校に行かなければならないということでございますけれども、これからの子どもたちは生きる力というのを身につけるということが大事なと、なってくると思います。具体的には就業できる力、就職できる力、ちょっと就職難民という形で、そういう就職できない人たちがあふれておりますので、中学校の義務教育のときから就学できる力を身につけるということが非常に大事なと考えております。

もちろん、教育の基本法であるとか、学校教育の指導方針の範囲内ではございますけれども、各中学校、小学校の校長先生はじめ、学校教員の間で各学校の教育方針、それぞれ定められて、知恵を絞って定められて義務教育の範囲内で特色のある授業内容に取り組んでいただいているところでございます。

○**議長（東 充洋）** 康村議員。

○**7番（康村昌史）** ですから、私の言いたいのは義務教育だから、校区があるからじゃないんですよ。その学校、学校の学力のレベルアップをぼーん図ってほしいんですよ。僕ははっきり言うて。なぜかといいますと、去年でしたか、あるPTAの方といろいろ話したことがあるんですけど、塾へ行かせるために自分が働かなあかんと、学力低下がものすごく問題なんだそうです。だから、心配だから塾に行かせる、なぜそんな矛盾が生じるのかなと、この上牧の学校に預けとったら、もう極端に言うたら、西大和学園のようなああいう進学校で、もうまあ預けとったらまず大丈夫というような、そういう塾にも行かさんでもええようなそんな学力レベルアップを図ってもろたら、その若い世代の子育て世代の負担も本当に減るんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○**議長（東 充洋）** 教育部長。

○**教育部長（竹島正智）** 言っておられることはよくわかるんですけども、私学のように優秀な学生を集めてきてそして指導している学校と、それから支援を必要とするような子どもも含めまして、特別な支援を必要とする子どもも含めまして、義務教育ですからいろんな生徒がおります。それに合う学習をしなければなりませんので、私立の学校のようなわけにはいかないわけです。

それぞれの学校で、例えば第二中学校でしたら、授業始まる前、朝15分間に特別に勉強の時間、主にプリントですけど、使って学習するなど工夫を凝らして学力アップには努めているというところでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 私の言っているのは、私立の学校のように人を集めるんじゃない、人がここ上牧町に集まってくるような施策をとってほしいんです。上牧町に住んだら、上牧町の二中、上中と行けますやんか。何もせんでも。校区は別として、もうそこをお願いしたいんです。「上牧町に住みたいねん」と、「あの学校へ入れとったら子ども間違いないから、何も心配せんでもええねよ」というような、そのさっき言いましたような年間予算これだけかけている中で、その辺もっと有効に使ってもらえないかなというために、僕は今、教育委員会に対して要望しているわけですね。

なぜかという、僕、前も教育委員会について質問しましたやん。一体どこで教育委員会やってんのと、本当に閉鎖的。何も見えてこないんですよ。僕には。この上牧町の公立のこの小・中学校は一体どうなってんのかというのが、本当に見えない、何か県からのあるいは国からの言われたままに教育をやっているというんですかね。

特に一番腹立つのはこの学力低下ですね。この学力低下につきましては、ゆとり教育1980年度から実施されたそうです。2002年度から本格的に導入されて、その数年後にこの学力低下が指摘されて、文科省の言うたとおりやって、学力が低下してこれ大問題やいうて、これだれか責任取りましたか。ここまで大学生が分数でけへんとか、よう新聞に出ましたやん。これだれ1人責任取らない。上牧町の土地開発公社と一緒に思いますね。その閉鎖的なんで、外部の目が入らないからどうしようもないんですよ、これ。だから、僕が教育委員会をいつやるのか、もっと広いところでみんなの目に当たるようなところでやってほしいとお願いしているのに、まだ一向に動いてないので、こういう質問になります。

だから、その町長の言うこの上牧町を活性化するために、若い世代を呼ばなあかんのです、ここへ。集めるんじゃない、向こうから来るような、そんなまちづくりを私はお願いしたいので、この教育について質問しているわけです。だから、その辺についてもっと考えてほしいんですけど、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今後、さらに知恵を絞って頑張りたいと思います。

もう1つ上牧町独自の取り組みとして紹介しておきたいのが、小学生の英語教育に外国語講師をつけているというのも特徴ある教育かなと思います。さらに康村議員がおっしゃっておりますように学力の向上を目指して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

それでは、次に入ります。農業の分野です。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 僕、農業のことはよくわからないんですけど、現役をリタイヤされた方が、よう畑とか田んぼを耕してはるんで、僕もそのやってみたいなと思うんです。で、どうせつくるなら、この上牧町の活性化とあわせて、ほんまに素人考えなんですけど、白菜とか米とかつくってはりますやんか。そのそれも本当に大事なんですけど、もっと付加価値の高い農作物、この上牧町の気候に適した、例えば薬草、ブルーベリーというのは、植えてから実になるまで3年とかかかるいうて聞いたんですけど、その間当然収入もないでしょうし、それで実がなる保障もないというふうに聞きました。

だから、そういうところにも役場がちょっと手を貸すいうんですか、そういうところにもちょっと投資していただいて、この上牧町にはこんな名産があるようなことを考えてもらえないかないうことで、今質問させてもうてます。この近所には奈良大学もあるし、産大もあるしその辺とまたタイアップしてこの上牧の気候に合うたその薬草いうんですか、付加価値が高くて儲かるようなのを1回考えてもらえないかな思うて質問しています。どうですやらか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 本町におきましては、今議員おっしゃいましたとおり、高齢化並びに後継ぎの方々が減少しているというのが実情でございます。それと、町の現在の施策といたしましては、耕作放棄地、荒れ果てたところについてでございますけれども、この部分につきまして、貸し手と借り手というふうな形で募集をいたしまして、現在、五軒屋地区、並びに新町地区、それから下牧地区の3カ所で約20名の方々がそういうふうな農業を耕作していただいているというところでございます。

それと、新しい、申されました部分についてでございますが、現在のところ、新しくものをつくるというまでには至っていないというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 先ほどおっしゃった耕作放棄地を有効活用しているのは、私それ聞いて本当に素晴らしいなと思いました。それプラス、私がお願いしたいのが、団体補助金が24年度150万円ありましたですやんか。例えば、その耕作放棄地を借りた人たちに、こんなん植えて今までないようなもんをやってみたら、植えてみたらどうですかというような、そういう

ことを僕は役場をお願いしたかったんですけど、その辺ちょっと考えてもらえませんか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 康村議員いろいろとありがとうございます。ただ、議員がお金の換算で話されるんですけども、今やっけていただいているのは、第一線をリタイヤされた方の生きがいくつくりということで、去年あたり、おとしあたりから始めていただいたところでございます。これがもう少し定着いたしまして、町内にすべてそういう次の欲求が出てきたぐらいで進めていきたいなど、そういうように思っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

それでは、次の医療、介護の分野へ入ってまいりたいと思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 医療、介護の分野なんですけれども、つまり高齢化に伴って、毎年医療費、介護費用が増加しています。このままでは今中町長もおっしゃるように、この保険制度自体が間違いなくパンクすると思います。そこで、私としては、医療費とか介護費用を減らすための予防に本当にもう力を入れてほしいと思うんですけども、具体的に今やっていることを教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 医療、介護の分野での町おこしということでございます。

具体的な取り組みといたしましては、健康取り組みといたしまして健康上牧21計画推進事業、それと成人健康相談、いきいき教室、訪問指導事業、各種がん検診となっております。

また、介護予防事業といたしまして、上牧げんき教室、口腔機能向上教室、訪問型介護予防事業、介護予防給付啓発事業、介護予防サポーター養成講座、脳健康教室等を行っております。

以上のように、医療、介護にかからないための各種事業について取り組みを行っておりますが、今述べました事業は、他町も形を変えながら取り組みを行っておりますので、すべての事業が康村議員が言われる町おこしにつながる事業であるかどうか難しいところもございますが、その中でも、先ほど申し上げました健康上牧21計画推進事業がでございます。

この事業は、第5期介護事業計画の中の高齢者福祉計画で、健康と生きがいくつくりの促進としての取り組みも上げさせていただいておりますが、子どもグループ、成人グループ、高齢者グループ、3つのグループ、それぞれが健康づくりとしての活動をされております。子

どもグループでは、交流会、声かけ運動、成人グループではささゆりウオーク、高齢グループでのサロン、体力測定など、住民が住民のために工夫を凝らした事業を展開されております。

今後も多くの住民の方々やさまざまな世代の方々に、健康維持、増進を図れる機会の提供として各種イベント、各種活動イベントに取り組まれるようでございます。各種活動イベントには、町の職員も積極的に参加をさせていただき、ともに健康づくりの輪を広げてまいりたい。町おこしとなるような大きな事業となるよう、協力もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 生き活き対策課ですか、いろいろ本当に頑張ってはるな思いますねけど、それプラス私がお願いしたいのは、お年寄り、もう私も含めてなんですけども、何せ健康で元気で暮らしたいんです。そのために、やはりその働く場所が必要なんです。幾つになっても働くいうんですか、私もよう頼まれるんですけど、なかなか働く場所いうのを確保するというのは本当に難しい。だから、僕そのシルバー人材センターの存在いうのは、これからもっと僕は重要になってくると思います。

だから、そのお年寄りにその就労場所を確保して頑張ってはる。また、ワークシェアリングという概念も取り入れて、1つの仕事を数人で分かち合うということもやってはります。一番問題なのが働く場所がなかなかない、70になっても働きたいと僕よう頼まれますねんけども、だからその70でも働けるようなその職場いうんですか、僕、この自分なりで考えるんですけど、先ほど言ったワークシェアリングという仕事の分割、分けるんじゃなくて仕事の区別化いうんですか、差別化とも言うてもいいんですけど、僕はワークディスティンクションと呼んでいます。仕事を区別しなあかなと思いますねん。つまり、そのシルバー人材センターがやっているように、単純労働、お年寄りができるような単純労働いうのに大体、的を絞ってはりますので、だから、その草刈りとか清掃作業、ぼくはその給油作業もこの仕事に入るんじゃないかと思えますねん。ガソリンスタンドの給油。本当に単純な仕事なんで、今はそのセルフとかはやっていますけれども、働く場所を提供する上でこのガソリンスタンドをうまく活用できないかなと。そのちょうど上牧町に、ちょうどまきのは郵便局ですか、あの向かいにすべて設備投資が済んであるガソリンスタンドが閉鎖されたままです。これは、もうほとんど設備投資は要らないと僕は思っていますねん。初期のですよ、かなりか

かる。その辺をうまいこと町がバックアップして、そのシルバー人材センターがここへ乗り出すというような、この職場の確保のために一肌脱いでもらえないかなという、私は全然向こうと関係ないですよ。その持ち主とは。ただ、そういったシャッター通りになっているのは1つでも減らさなあかんというのが私はありますんで、その辺はいかがですやろ。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 難しい問題でございます。シルバー人材センターの方には町としても就労支援の場として協力を行っております。今のご提案ですけれども、そこまで実際町が援助できるのかどうか、ちょっと今のところ想像もつきませんので回答できないんですけども、また調査、それから調べてまいりたいと、検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 本当にありがとうございます。その少子高齢化の中で、ますますこの高齢化が進む中で、僕も含めてなんですけれど、年金本当にもらえるかどうかわからないんで、ということは自分も死ぬまで働かなあかんなど、だからそういう場所をこれから確保するのも役場の1つの仕事になると思っております。

それでは、次入ります。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、この⑤の上記①から④以外の分野なんですけれども、平成24年度一般会計予算の中で、林業地域で育む里山づくり事業補助金18万3,000円とありました。僕は予算特別委員じゃないので、この内容についてちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） ただいまのご質問でございますが、この事業につきましては、里山の回復と申しますか、それを復元させるという目的で県の方の補助金で行う事業でございます。

内容といたしましては、下草の処理、下草の伐採等を行いまして、広くはその整備したところに子どもさんたち等々が来ていただいて、レクリエーション的なものをしていただけるようなものにするというふうなものでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 僕はこの質問をしたのは、その林業地域で育む里山づくりと、だから、そのさっき言いました薬草とか、そういう里山とかが必要な薬草とかもあるみたいなんですよ、その山というんですか、もうとんちんかんな質問かもしれませんねけど、だから、こう

いった事業があるなら、そういうのもこの補助金をうまく活用してしてもらえないかな  
いうことで、僕はそういうことをこれちょっと期待しとったんですけれど。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） この事業につきましては、あくまで荒れておる山林につ  
きまして、その部分の先ほど申しました下草等を刈りまして、本来の山林と申しますか、そ  
こで例えばその地域に子どもさんたち、先ほど申しました風景もそうでございますけれども、  
子どもさんたちが山林に親しむとか、そういうふうな場をつくるために行う事業でございま  
して、今申されました薬草ですか、そこまではその事業の中には入っておらないというのが  
実情でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

それじゃ、最後になります。さっきから申しておりますように、僕は何せ上牧町の活性化、  
仕事場の確保、上牧町に何せもうけてほしいなど、開発公社の借金返済のために3億円もの  
金が消える、子どもたち、上牧町の子どもたちを中学校までの医療費を無料化するのに、先  
ほど幾らでしたかな、もう1億円もかからない、これから比較しても、この3億円というお  
金が本当にすごいお金だなと思います。

だから、できるだけその上牧町がもうける、もうけてその一般財源を助けるような施策を  
本当に町長にお願いしたいと、去年の4月の統一地方選挙のときに、私はアジェンダいうん  
ですか、こういったことをやってみたいということ、私は公約としては街角でいろいろ言  
うてました。

そのうちの1つが、資源ごみのリサイクルのことです。都市鉱山と呼ばれているその電化  
製品、あるいは携帯電話等に含まれているレアアース、この希少金属の回収、売却を、この  
上牧町で何とかしてできないものかと、当然、県や国の協力が必要になってくるんですけれ  
ど、そのレアアースの回収とか売却を考えていただいたら、これ絶対にもうかるんじゃない  
かと、当然上牧町1町ではできません。国や県も協力が必要でありますし、上牧町には小集  
落の改良地区の土地がたくさんあるので場所はある、で、清掃局があるので人材もいてる、  
あとは資金とやる気だけ違うかなと僕は思っているんですけど、当然、これ将来に対する僕  
は投資やと思うんですけど、その辺ちょっと考えてもらえませんか思うて質問しておりま  
す。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今のご質問でございますけども、家電につきましては、家電リサイクル法という法律で縛られております。ただ、携帯電話等レアアースの資源というのはかなり魅力的なものであると言われておるんですけども、当町では今この計画は持っておらないんですけども、今後、それについても検討していく価値があるかなというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ありがとうございます。

それでは、私の一般質問は、中には僕よく一般質問したあとでよく言われます。国会で議論するようなことを上牧町議会で康村はやっている、嫌味をよく言われますねん。しかし、今の国会を見てほしいんですよ。政党の権力争いに明け暮れとって、国民不在の国会、官僚制度と言わざるを得ない、腹立って仕方がない。だから、国民の多くは大阪の橋下市長に期待している。以前は民主党やったんですけども、どこでどう狂ったんかもう箸にも棒にもかからんような党になってしもうて、つまりその中央が完全に麻痺している。だから、僕は地方から声を上げてほしいんですよ。上牧町も、県や国の出先機関になり下がってほしくないんです。対等の立場で闘ってほしいんですよ。船中八策、上牧町八策なるものを大いに期待する私は議員の1人です。マスコミに上牧町傑作と書かれるぐらいの施策を、ぜひとも今の町長と先頭にやっていただきたいというのが私の願いで、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（東 充洋） 以上で、7番、康村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とし、2時5分まで休憩をいたします。2時5分を再開といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇服 部 公 英

○議長（東 充洋） 11番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

( 1 1 番 服部公英 登壇 )

○ 1 1 番 ( 服部公英 ) 11番、服部公英です。質問に入る前に、一般質問通告書の変更をお願いします。私、通告している2ページ目の一番最後、「その他」というように記載しておりますが、議長から一般質問にはそぐわないということで訂正させていただきます。その「その他」を「防災施策について」に変更してもらえますか。

それでは、改めまして、11番、服部公英です。昨年3月11日に起きた東日本大震災から1年が過ぎました。改めまして、被災された皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、1日も早い復旧、復興を心より願っております。私たちにできることは、少しでも被災者の皆様の手助けができるように応援していくことです。

被災地に今も積み上げてある瓦れきの山を見ると、早く何とかしてほしいと、政府と東電に叫びたくなりました。被災地の住民の方々は、まさにそんな気持ちではないでしょうか。私たちはこれからも引き続き、長く支援をしていきたいと思えます。東北が元気にならないと、日本も元気になりません。日本人の心意気を世界の人に見てもらいましょう。それでは、通告書に従い、一般質問させていただきます。

まず、1つ目、財政問題について。土地開発公社の破綻経緯の警鐘として、一連の土地の取り引きは前町長の指導のもとに行われていた。公社の役員は町の幹部職員のみで、実質何も審議をしていなかったとの外部監査報告の結果報告を受けて、責任の取り方について、法的責任、社会的責任、行政責任、道義的責任についてお答えください。再発の防止に今後取り組むということですが、原因の解明、責任の所在を明らかにしてから次に進まない、再発の防止はできないと思えます。

次に、第三セクターを利用して公社を解散する計画について、詳しい説明をお願いいたします。

大きな項目の2つ目、都市環境及びまちづくりについて、土地開発公社保有地の今後の仕分けについて、公社保有地の解散後の対応について、北上牧地区内の住環境整備事業について、ABC住宅のA棟の庭にブロックで囲いがありますが、確認済みですか、住宅の管理について説明をしてください。下牧7丁目の道路の改修の予定はありますか。焼却場の修理、改善費が、直近10年間で6億9,384万4,000円になっています。平成22年度を基準に算出いたしますと、可燃ごみ1トン当たり5万1,800円の経費が処理費用としてあるとありますが、ごみの焼却場に係る人件費も入っての金額ですか。1年間でごみ処理に幾ら使われているの

か、また今後の計画を示してください。

大きな項目3つ目、三軒屋地区都市計画街路事業について、米山新町線の委託料（設計その他）、用地費、公社（簿価）、民地、鑑定評価、工事費について、国費分、一般財源分の試算金額を入れて説明をしていただきたい。桜ヶ丘新町線、並びに関連事業についてもお願いいたします。大型商業施設の出店に伴い、町内の交通渋滞が予想されますが、現在、計画がとまっている履物団地から服部記念病院の都市計画街路はどうなっているのか、説明をしてください。

大きな項目の4つ目、福祉施策について。巡回バスが足りないという声がありました。奈良交通と交渉して、高齢者の方が町内に限り無料で利用できる制度を考えてください。町内のひとり暮らし及び老々介護になっている世帯の状況はどのように把握されていますか。成人用おむつの無料配布は今後再開する考えはありますか。

最後の項目、防災施策について。消防自動車のガソリンをなぜ広陵まで入れに行かないといけないのか、緊急自動車なので、少しでも町から離れないようにするために町内の業者を使うべきです。公用車も同じガソリンスタンドを使っているようですが、上牧にガソリンスタンドがなくなったら住民の方も便利悪いですし、上牧町に税金を納めているところを使うのが普通です。なぜ遠くまで行くのか説明してください。

以上の質問でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

再質問につきましては、質問者席に戻ってさせていただきます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） それでは、答弁、順番にお願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 開発公社の問題でございますが、それぞれ各議員の質問にお答えをさせていただいておるとおりでございます。ここで服部議員、いろいろ責任の所在を書きいただいておりますが、今、私町長としてこの問題をしっかりと解決すると。これについて今全力を挙げているところでございます。

その考え方が先ほどから回答をさせていただいている責任を感じ、また責任を取るという形でこの問題を解決していくと。いつまでもこの問題を放置することが決して上牧町住民のためにもよくないということは、皆さん方も十分おわかりいただいておりますので、そのような考え方、気持ちで取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 私、全部の町内のタウンミーティングに参加したわけではございませんが、片岡台コミュニティに参加したときの質問の中に、このような全く同じような意見を持っておられる住民の方がこういう質問を町長にされておりました。

私、なぜここでもう一度同じようなことを聞かせてもらっているかといいますと、確かにタウンミーティングで町長は頭を下げて、まず謝っておられて、各会場ですっと回っておられますが、各会場に足を運んでこられる住民の方々の数も少ないですし、この上牧町の住民の方にまずこの議会で町長の姿勢というものをここで示していただければ、まず全部の上牧町民の方々に伝わると思いまして、質問をさせていただきました。

それから、私この問題の中では、この外部監査の中で記述されていますように、「公社の問題は町の財政悪化の主な要因ではあるが、問題の本質は公社の存在そのものであるのではなく、公社を利用して行われた行為であり、その行為に歯どめをかけるべき諸機関が適切に機能していなかった点や、問題に気づきながらもそれを放置してきた組織全体の体質に問題がある」というふうに書かれているんです。全くそのとおりですので、ここでしっかりとその点についての責任を把握しているというようにわかってもらってから次に進まないで、幾ら公社を解散したといっても、上記の本質的な問題を内在する組織であれば、公社と同様の問題が形を変えて生じる、こういうふうにも書いているんですけども、私も全くそのように思います。

そういうことで、今回もしつこいようですが、財政問題から質問させてもらっています。この点についての答弁をいただきます。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、お読みいただいたのは、外部監査からの文書だということでございます。まさにそこに書いてある、それはそのとおりでございます。土地開発公社、当然事業をやるために土地を買収していくわけですが、その経緯の中で、いろんな問題が当然あるわけですが、ただ、それは前にもちょっと説明させていただいたんですが、事業に使う部分と事業に使わない部分が当然出てくると、使わない部分がたくさん出てきた結果が、今の開発公社の問題になっていると、私は認識をしております。

その使わない土地を当然なぜ買ったのかというようなことになるわけですが、当然それには経緯があるわけですので、我々としては、それを適切に処置していくと、こういうことも行政マンとしては、当然課せられているこれは職務でございますので、そういうものが財政の一般財源を捻出していくと。たくさん事業をやったわけでございますの

で、服部議員もご存じのように、小集落地区改良事業、第三小学校の建設、ペガサスホール、2000年会館、主にはこういう大きな事業をやってまいりました。その一般財源を捻出していくと。こういう部分で、どうしてもそういう部分をないがしろにしてしまったということが、今日の開発公社の一番大きな問題ではないかというふうに私はしっかりと認識をしております。

これについては、質問をされるたびに、私、お答えをさせていただいております。そういうことを二度と繰り返さないということで、当然職員の法令の遵守、法令をしっかりと守って業務を遂行していくというのは当然でございますので、今年、いろんな方からご提案をいただいております職員研修、自覚、こういうものを、しっかりとそれぞれの課、職員間でしっかりと研修をさせたいと、こういうふうに考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。時期が来ればさきの議員に答弁されたように、また総括をされるということでお聞きしておきます。

次に、12月議会でも私質問させていただきました第三セクターを利用しての公社を解散する計画について詳しい説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 解散について説明させていただきます。

まず12月ごろまでに公社の解散プランというものが必要になります。この中で、細かく言えば、まずその土地をどのような目的で取得したのか、現在まだ買い戻しせず何で残っているのか、そして、これをどのような形で処理するのか、売却するのかというふうな各土地毎にその整理をしなくてはならないと。その整理をしましたことによって、その総計、累計額が三セクの借り入れにつながっていく、これはまずやらなくてはならない。

それやってから、次に公社の理事会での解散同意、まず公社の中で解散同意を取ると。それを取りまして、今度議会の方で解散にかかわる議決、三セクを借りる、発行するという部分で流れていく予定でございます。

それで、来年の9月ごろには三セクの申請を行って、許可をいただくという流れになっております。その中で、その流れの中で三セクを10月ぐらいに借れる予定なんですけども、それによりまして、今借りている金融機関に対して代位弁済、公社では返済できませんので、町が借りて代位弁済という形になります。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 声が風邪気味で出ないんですけど、これは今丁寧に説明していただい

たスケジュールは、財政問題特別委員会の資料で手元にありましてよくわかりました。

私、前の議会で町長と一時、第三セクターを借り入れて、第三セクター等改革推進債借入額40億円、一時借入、土地開発公社短期で10億として5億円という形で、別に一部土地を残して解散をするというような考えの議論をさきの議会でさせもらったと思うんですけども、タウンミーティングに行った際に、この今回までの間になるんですけども、町長の説明の中で、ちょっとニュアンスが変わってこられ、全面的に土地開発公社は解散をさせ、その分でふえる額が5億ほどふえるんですが、年数を20年から25年に変えてでもやっていきたいというような住民の方に答弁されていたように思うんですが、その点を町長の方から説明お願いできますか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、服部議員がおっしゃられたとおりのお話をさせていただきました。

当初は、45億円を借りて20年で償還するということになりますと、毎年の公債費、借金の償還の額がふえると。途中で財政を圧迫させるようなことも起こるのではないかと。そうなりますと、また健全化団体に陥ってしまうということになりかねませんので、それをできるだけ防御したいというような考え方から、40億円を20年で一応計画をして、今の約50億円近い土地の借入額、それを24、25の2か年で5億円程度減少させたいと、こういうことから当初はそういうお話をさせていただいておりました。

しかし、議会議員の議員さんの中からでも、それをやるとまたぞろ塩漬け土地をつくるのではないかというような提言もいただきましたし、できましたら、年数を延ばすことによってその考え方ができないのかなということで、総務部長に指示をしまして、45億を20年で返す場合と25年で返す場合の試算をさせました。その結果、45億円を25年で返すという方法をとっても、今の状況の試算、財政計画、この中で十分可能ですよという試算が出てまいりましたので、この際、住民の方にまたぞろ公社が残ることによっておかしい形になるのではないかというような疑念を抱いていただくより、逆に解散させるほうが皆さんすっきりするだろうし、町としてもそれの方がいいという決断をいたしまして、今、45億円、25年間で償還をさせていただきますと、その場合の財政の中長期計画はこのようになりますということで、住民の方々に説明をしてご納得をいただくような形で、今説明をさせていただいているということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 第12回の財政問題特別委員会の資料として見せていただきました。平

成26年度から51年度まで45億、これ見るだけで気が遠くなるような数字が並んでおります。大変住民に対しての負担は大きいと思います。私も、その今おっしゃっておった一部を残してするのではなく、きちんと清算されるというのが賛成です。その形をとってもらわないと、5億円でまた膨らんできて苦しんでくると、結局同じことになります。

それともう1つここで注意しておいてほしいのは、その公社、第三セクター等改革推進債借りて先に返したとしても、公社の持っていた塩漬け土地が町が持っているっていうように変わるだけですので、今後、その土地をどのように有効利用していくのか、どういうふうにしていくのかというのはどのように考えておられるのかお願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 当然、公社の土地が町の名前に変わるだけだと。単純に言えばそうなるわけでございます。それで、町としては当然解決できない問題も引きずったまま町にしていくわけでございますので、当然その問題の解決と、それと売却できる土地、まずこれを今こんな状況でございますので、土地を売却してもそう大きな金額にはなりません。今後、右肩上がりになっていくかどうかちょっと不明でございますが、様子を見ながら売れる土地については売却をして、その売却益を元金返済に充てると、こういうまず考え方は1つでございます。

それと、40億、20年のときにも若干お話をさせていただきましたが、あと、例えば公営、町営住宅の問題等も残るわけでございますし、その他の事業に、例えば災害時の空間地でございますとか、そういう部分で残る土地を選別して計画を立てていきたい。それとあと、その町有地になった土地の隣地の方にもし買っていただけるようであれば、その土地を売却をしていきたいと、こういう形で、今のところ3つの形で今後町に残る土地について考えていきたいというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。そのように進めてもらいたいと思います。そして、町の土地になった問題を抱えている土地に対しては、今までのような手法じゃなく、オープンに解決していってもらいたいと思っています。売却益が少なかって、町民の皆さんが納得して売却できるような形をとって解決していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に。公社の保有地、どこまで……。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） これ、土地開発公社所有の土地の今後の仕分けについてというふうに質問しているんですけども、今、受け答えの中でこのような話になったように思うんですけども、答えとして用意してくれてはるんでしたら、この答弁を求めますけれども。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 開発公社の今後の仕分けについてということについてございますが、この仕分けの部分というのが、前の残すという形が引きずった形の考え方でございますので、今私が説明させていただいたような形ですべて買い取ってしまうというようなことでございますので、今後の仕分けというのはもう出てこないというふうにお考えいただいてもいいのかなと思います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。

そしたら、次の公社保有地の解散後の対応についても今の説明と同じようになると思いますので、次の北上牧地区内の住環境整備事業についての質問をさせていただきたいんですけども、どうぞ。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 引き続き、通告欄狭いですので、細かい内容について今から再質問させていただきますので。この住環境整備事業というのは、私、ここで指しているのは北上牧地区内の南の方ですね。小集落地区改良事業で、今本当に荒野のようになって、ここが道なのかというような状況のままなんですけれども、今後の整備事業の進め方について説明いただけますか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 今ご質問の、北上牧地区の南側地区の整備についての予定でございますが、この部分につきましては、小集落地区改良事業が法期限後となった後に、小規模住宅地区改良事業として15年度より行っております。それで、その区域の整備計画が平成24年度で計画切れとなることから、この新年度予算で事業計画の見直す費用を計上させていただいております。これからの整備計画をその費用をもちまして整備したいと考えております。

予定しております概要でございますが、従来の分譲住宅等の造成は行わずに、地区内の必要な道路の整備、また急傾斜地の安全な緑地とする整備、防災避難用地としての整備、加えて公営住宅建設用地として利用できる区域があるのかという検討、それから民間への売

却可能用地の整備等を行う予定でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。しっかりと進めてください。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（東 充洋） 住宅土地管理課長。

○住宅土地管理課長（松井真文） ABC住宅の庭にブロックの囲いがありますが、確認済みですかというご質問でございますが、B棟の庭にブロックの囲いがあるのを確認しております。再三にわたり撤去するよう指導しておりますが、聞き入れてもらえず現在に至っております。今後も撤去されるよう指導を続けます。

それと、住宅管理についてでございますが、ご存じのように違法駐車等がございます。それにつきましても、指導して適正な管理に努めたいと思います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 私、旧の第一分団として、第三日曜日に北上牧地区内を消防自動車で行けるかどうかのパトロールと、消火栓の紛失等ないかどうかという確認をして回っております。そのときに、そのブロックで囲いしてあるところと車が異常に駐車してある、そこを見せていただきまして、これは解決というか、もし確認しておられれば早期に整備してほしいなと思って質問をさせていただきました。大変だと思いますけれども、引き続き努力して住民の意識も悪いと思うんです。駐車のマナーに対しては、何でその駐車されるかという根本的な原因もあると思うんですけれども、その辺危険ですので、いざというときに消防自動車が通過できませんので、通れるには通れるんですけども、もう本当に緊急時の場合は本当に急いでいますので危険なんで、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 続きまして、下牧7丁目の道路の修繕の予定はあるのかということでございますが、下牧7丁目の梅ヶ丘地区の道路の修繕につきましては、梅ヶ丘地区と金富地区、これを結ぶ道路の用地買収について問題となっておりましたが、この部分につきまして地権者とおおむねの同意ができましたことから、近年中に公共下水道の整備工事が行える予定でございますが、その下水道工事の中で道路の打ちかえ工事等を行っていただく予定としております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） これ、私だれか個人的に頼まれたんでも何でもございません。下牧7丁目の旧の第一分団、今で言う西部第二分隊、第一分隊の管轄の部分でありまして、消防自動車で回っております。下牧7丁目、旧の梅ヶ丘地区内、住宅地内の舗装がまるでパッチワークのようになっておりますし、歩いていてもつまづくような状況が目にあつたので質問させていただきました。期限というか、その予定の年度というのは、今のところ出てるんでしょうか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 現在、先ほど申しましたおおむねの合意ができたということで、下水道の工事、今後の計画もございしますが、25年度から本格的に事業を開始していただけるような予定でございますので、それとあわせて舗装の方の整備も行われるということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今の答弁、下水道の整備に伴い舗装を行うと。本年度の予算委員に入れてもらったんですけども、その中に出てくる道路の舗装の予算ではないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 下水道工事を行うに当たりましては、一旦道路を掘り返して行う工事となっております。最後の方に舗装の方を再度復旧いたしますので、その際道路全面の舗装の打ちかえ工事を行うと、そういうふうな工程になっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ですと、25年度に下水道工事がかかると、そしてそのときに舗装も一緒にすると、そのような考え方でいいですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 現在の予定で申しましたのは、25年度から遅くとも事業を開始していただけるような形になっておりますので、ただ、今後、下水道につきましては、担当部署の方で費用等、国費投入になると考えられますので、その部分で事業が、例えば数年かかるかもわかりませんが、随時下水道工事とともに、舗装の方の復旧も行っていただくということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 下水道を抜きにして、あそこは住民の方の散歩コースにもなっていま

すので、舗装だけ修理するというのはむだなお金になるのでしょうか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 今申されましたように、緊急で部分的な補修というものは随時行わせていただきたいと思いますと考えますが、今申されたように全面的な部分をするとなると、現在費用を投入いたしまして、またすぐ数年でその費用、また舗装を打ちかえということは、むだな工事と申しますか、なることも考えられますので、今申されましたように、緊急を要するところにつきましては、部分的なもので対処させていただきたいというふうに考えます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。財政難ですし、そのむだな工事の仕方は極力避けさせていただきたいと、それは私も同感ですので、できるだけ早く下水道を入れてもらって、すみません。この下水道供用開始というのはまちづくり推進課の方でわかりますか。その25年度に下水道入れて、供用開始の時期というのは。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 供用開始ということでございますけれども、この件につきましては、地権者の方と平成17年ごろから交渉をさせていただいておりまして、やっと今合意に、道路担当課の方でやっと合意に達したというところでございます。今後、まず町道として町の所有物件になって、それ以降下水の普及ということになってくるわけでございますけれども、先ほど、西山課長からも話がありましたように、25年からかかるということで、これが単年度でできるものか、あるいは面的な整備もございまして、26年までかかるものであるのかということが、まだ現在の段階では確約することができませんので、26年以降ということでご理解していただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 供用開始は26年以降というように理解してよろしいでしょうか。実は、きのう予算特別委員会で北上牧地区の下水道の供用、全部できるのはあと10年後と聞いてショックを受けとったんですけども、今の話ですと、まだ26年といいますと、まだ二、三年後には供用開始ができるというような期待を持てる答弁やったと思うんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） この梅ヶ丘地区の話につきましては、先ほども言いましたように、

平成17年度当時から話を進めてきておりますので、これについては平成26年といたしましても、もう10年越しというような話にもなりますので、その辺ご理解していただきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） はい。わかりました。北上牧の方は嫌味で言ったん違いますよ。北上牧の部分も早く整備をして舗装してほしいなど。あそこも今でこぼこになっていますんで、今。あそこはだんじり倉庫の前なんで、今ちょっとでこぼこは困るんですけども、またその辺はまた違うときに言わせてもらいます。どうもありがとうございました。

次ですね。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 平成22年度を基準に算出した可燃ごみ1トン当たり処理経費5万1,800円に、これは人件費は含まれております。

今後の処理経費と計画ということでございますが、当課の担当しております款・衛生費、項・清掃費、目・塵芥処理費、この総額が服部議員お尋ねのごみ処理費経費に係る部分であるということをご理解いただいたら、過去年度におきましても、新年度におきましても、その総額がごみ処理経費ということになっております。例えば、それを人口で割っていただきますと、住民の方1人当たりのごみ処理経費が出てくるということになっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今説明いただきました予算ページの、資料しか持ってないんですけども、共産党さん提出の、これには載ってませんか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 予算書、たしか45ページぐらい。予算書はお持ちでないですか。資料には……。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 細かいことはいいです。資料、数字がわかっていたら教えてください。計算式も教えていただきましたけれども。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 平成24年度で申し上げますと、2億9,155万5,000円でございます。

これが塵芥処理費の総額でございます。ご注意くださいのは、数年前に供用済みの公社の土地の買い取りというようなことで、公有財産購入費というような部分で1億5,000万とか5,000万とか、その塵芥処理費の中に入りまして、予算総額ということになる年もございます。

1億5,000万入りますと、相当大きな金額になりまして、それを丸々例えばその年の4月の人口で割っていただきますと、処理経費がぼんと跳ね上がるということになりますので、そのように単年でそういうような予算が入っているときというのは、經常経費という見方から、その部分は除いていただいて、經常経費で割り算していただきますと、住民の方1人当たりのごみの処理経費というのは出てまいります。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） なかなかわかりやすい説明でよかったと思います。それと約3億の年間にかかるごみ処理費用経費、その中にはごみの有料化の袋の分を引いた金額というふうに思ったらいいんですか。ごみの有料化で使って、事業用ごみの使用料であり、ごみ袋有料化によって得られた金額は、その費用からは引いてないんですか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） ただいまおっしゃいましたとおり、私の申し上げましたのは歳出の部分のみでございます。歳入部分を含めるとすれば、ごみのいわば販売をして、経費を引きます。約2,500万円。一般の事業系の方も約2,500万、トータル5,000万円の毎年そのぐらいの入はあるであろうということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） そしたら、1年間のかかる費用は3億かかるけれども、入の部分も5,000万円あるというふうに考えて、住民の数で割れば、住民1人当たりの金額が出てくると。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） いえ。これ、今度また4月、5月に新年度始まりまして、毎年広報には4月ないし5月には毎年載っておるんですが、その場合は歳出の先ほど申しました2億9千何がし割る人口で載せておりますので、歳入部分は引いておりません。歳出の部分のみの割り算でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。歳入の部分は引いては伝えてないと。そして、ちょっと理解したと言ったんですけども、その3億円の中には今年予算書にも載ってきているような修理代も含めて、それは別ですか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 塵芥処理費の総額でございます。したがって、含んでおります。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 含んでいる。はい。わかりました。結構です。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 続きまして、都市計画街路事業の試算事業費について説明させていただきます。

まず、米山新町線でございますが、事業費、予定事業費でございますが3億1,300万円、うち国費が1億4,355万円、一般財源分の業者さんの負担分といたしまして、1億6,945万円でございます。

その米山新町線の内訳でございますが、工事費といたしましては1億2,000万円、うち国費が6,600万円、業者負担相当分が5,400万円、用地費といたしまして1億7,300万円、うち国費が6,655万円、業者負担相当額が1億645万円、調査設計委託料等でございますが、この部分につきましては、事業費が2,000万円、国費相当額が1,100万円、開発業者負担相当額が900万円となっております。

続きまして、桜ヶ丘新町線についてでございますが、予定事業費は3億1,200万円、国費につきましては1億120万円、一般財源分の業者負担相当額につきましては8,280万円、公社買い戻しによる簿価と鑑定価格の差額でございますが、1億2,800万円。

続きまして、その内訳でございますが、工事費といたしまして9,500万円、その国費相当額が5,225万円、開発業者負担相当額が4,275万円、用地費で、次に用地費でございます。事業費が2億円、国費相当額が3,960万円、開発業者負担相当額が3,240万円、先ほど申しました簿価との差額分が、ここで1億2,800万円という形で予定しております。

続きまして、調査設計委託料等でございますが、この事業費が1,700万円、国費相当額が935万円、開発業者負担相当額につきましては765万円となっております。

続きまして、関連事業の分でございますが、渋滞対策事業といたしまして、事業費で5,000万円、そのうち国費につきまして2,750万円、開発業者負担相当額が2,250万円、その事業の調査設計委託料等でございますが、事業費として1,000万円、その国費が550万円、開発業者負担相当額が450万円、申しわけございません。工事費が抜けておって、工事費につきましては4,000万円、国費相当額が2,200万円、開発業者負担相当額が1,800万円、もう1つの関連事業でございます。浸水対策事業といたしましては、事業費が3,500万円、その国費が1,925万円、開発業者負担相当額といたしましては1,575万円、その内訳でございますが、工事費といたしましては3,000万円、国費相当額が1,650万円、開発業者負担相当額が1,350万円、庁舎設計委託料等でございますが、事業費で500万円、国費相当額が275万円、開発業者負担

相当額が225万円と、以上のようになっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。ありがとうございます。資料を出してもらっているのにちゃんと読んでもらいまして。この開発業者負担金合計2億5,252万5,000円と関連事業費3,825万、合計で29億500万円ですか、総事業費の開発業者負担金、この部分の金額。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 試算時では、2億9,050万円となっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） この開発業者負担金、これ一般財源から全部ゼロとなっておりますけども、実際のところ、実際のところといいますとおかしいですけども、この都市計画街路に係る米山新町線、桜ヶ丘新町線、関連事業含めて、町としてお金をかける分はないんですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 先ほど少しご説明させていただいておりますが、公社から買い戻す部分につきまして、米山新町線につきましては、公社の簿価価格そのまま買い戻したお金、その部分について開発業者負担分となっております。ただ、桜ヶ丘新町線につきましては、公社から買い戻す部分、その部分の用地買収費につきましては、鑑定価格と公社の簿価との差額部分については町の方の負担となっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） その金額は幾らになりますか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 算定時では、先ほど申しましたが、1億2,800万円となっております。ただ、この部分につきましては、公社の買い戻しにつきまして期間的なものもございますので、年度いっぱいという形も計上しておりますので、最大限という形でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ありがとうございます。

渋滞対策事業とか浸水対策事業というのを説明してもらいたく思っておったんですけども、予算特別委員会に入っていまして説明を受けましたので、その部分についてはもう聞くのをやめます。時間も残り少なくなってきていますので、これはこれで結構です。どうもあ

りがとうございました。

続きまして、交通渋滞が予想されます、もうこれでいいということにして、現在とまっている履物団地から服部記念病院の前の都計道路の計画はどのようになっていくのか、それを説明をお願いします。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 続きまして、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

都市計画街路服部台明星線につきましては、平成15年度より事業認可を、変更を行いまして17年まで実施しておりました。事業実施の終期につきましては、用地補償交渉を断続的に継続的に行っておりましたが、最終的にはその交渉が決裂いたしまして、現在はその事業自体が中断しているところでございます。

また、その後、町の財政状況等の悪化によりまして、街路事業につきましては凍結状態となっておりますが、先ほどのご質問の中でもありましたが、今回、大規模店舗出店に合わせまして、都市計画街路開発業者の協力のもと、2本の事業を実施しております。当該都市計画街路につきましては、町の中心部の重要な幹線道路でありますし、2路線の街路事業が完了した後に、当然財政状況も勘案しながら、できればできるだけ早い時期に再開できればなというふうには考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） よろしく申し上げます。渋滞が予想されますので、あの道も1本通しておいてほしいなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、福祉施策の巡回バスの部分に移ってもらいたいと。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 巡回バスの件でございます。奈良交通と交渉して高齢者の方々が町内を無料利用できるようにというご質問でございますが、以前、奈良交通の方に昼間の利用客が少ない時間帯に高齢者が割引利用をできるような制度はないのか問い合わせたことがございます。

奈良交通の回答は、そのような割引制度はございませんという回答でございました。前回にもお答えいたしました、今しばらくは今現在の形で2000年号の運行を進めておりますので、そのご利用を願いたいと考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。私、これは王寺の中に通っているバスに乗りまして、王寺の年寄りのかたがぱっと乗ってこられて次の停留所でぱっとおりはって、何かパスのようなものを出しておりておられる。1区間なんですけども、やっぱりお年寄りの歩く距離というのは大変しんどい距離で、私たち若い者でしたら運動にもなるんですけども、やはり年を召された方は、1区間でもすっと乗れるような形で利用できるパスがあればいいなと思って、ちょっとネットで王寺町のことを見させてもらったんですけども、王寺町ではI C O K Aパスか王寺のそのバスの利用のシステムを導入されております。これは町の単費で行っておられるんでしょうけれども、隣町の施策ですので、やっぱりそれを知っているうちの上牧町のお年寄りの方もおられると思うんです。できるだけ、その財政というのは苦しいのはわかるんですけども、大した金額にはならないと思うので、一度そういう施策も考えていただけたらと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 確かに王寺町さんは70歳以上の方に対して、バスの無料券を配付されております。はっきり申し上げまして、今のところその上牧町のバスの方考えておりません。昨日申し上げましたけども、今の2000年号をまた形を変えて住民の方々の利用を願いたいと、その方策で進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。次、成人用おむつ。これ、私も予算特別委員会に入ってきたのう答弁をいただきました。また再開するというような予算が載っておりましたので、答弁は結構です。すみません。ありがとうございます。

それでは、最後の防災対策について、これの説明をお願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ガソリンの給油について広陵町までなぜ行くのかというご質問なんですけども、この業者選定当時したときに3つの項目がございました。まず1点が掛売が可能なかどうか、それと単価的にどうなのか、それとカード使用での安全システムがなっているのか、この3点を基本に行いました。

まず1点目、町内におきましての掛売はまずできないということでございました。それで、今広陵の方で使用しているんですけども、これは単価的なもの、先ほど康村議員からご指導いただいたんですけども、カードの安全管理、ほぼ近い形でできているというこの3つの点で、今広陵町で給油しているという状況でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 予算特別委員会のこの資料で、24年度のガソリン代と灯油代見させてもらいまして、ガソリン代が400万、灯油代が200万、合計で600万ほどの昨年、結構な売り上げなんですね。ガソリンスタンド1件の売り上げに対しては、ガソリンスタンドは大変うれしい上得意やと思うんです。上牧町にもガソリンスタンドがあるんですけども、上牧町のガソリンスタンドは掛売ができないから使っていないと。今、1件しかないんですね。私、そのこの回し者でも何でもありませんよ。上牧町の住民の方が、もし最後のあの片岡台の下のガソリンスタンドがなくなれば、どっか香芝であれ、広陵であれ遠くまで入れに行かないといけない不便な状況が起こるといふことがあるので、できるだけ上牧町の住民の方の利便性も考えて、先ほどの議員ではないですけども、上牧町のガソリンスタンド、幾らかでも支援できるような形を公の役場の施策としてもとっていただきたいなというふうに考えておりますので、その点について最後に。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） いろいろご意見ありがとうございます。これは基本的に掛売ができないという部分が、まずございましたので、広陵町で入れているという状況でございます。また、いろいろそういう条件が整いましたら、今いただいたご意見検討いたします。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） どうもありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、11番、服部議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



### ◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時05分

# 平成24年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第3号）

平成24年3月14日（水）午前10時開議

### 第1 一般質問について

3番 辻 誠 一

2番 長 岡 照 美

8番 富 木 つや子

6番 木 内 利 雄

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公栄	12番	東充洋

欠席議員（1名）

9番 芳倉利次（午前11時から退席）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	土地開発公社 常務理事	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭
まちづくり 推進課長	西山義憲	住宅土地管理 課長	松井真文
環境課長	田中雅英	生き生き対策 課長	吉川師郎
教育総務課長	為本佳伸		

---

職務のため議場に出席した事務局員

局 長 下 間 常 嗣 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点を十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇辻 誠一

○議長（東 充洋） それでは、3番、辻議員の発言を許します。  
辻議員。

（3番 辻 誠一 登壇）

○3番（辻 誠一） 3番、辻誠一でございます。皆さん、おはようございます。きょうはしばらく練習をやめておったウグイスがまた歌を練習し始めるような温かい日差しとなりました。ただいま、議長の許可が出ましたので、一般質問通告書に従ってお尋ねしたいと思います。

まず、3.11の東日本大震災には多くの貴重な人命をなくし、さらに行方不明者も多数あり、

心より哀悼の意を表します。と同時に、この尊い犠牲を教訓としてしっかりと後世に残していかなくてはならないと考えます。

私の質問は2つからなっております。1つ目は防災について、2つ目は子どもの通学服についてです。

1つ目の防災につきまして、地震につきましては、まだまだ東北関東地方では継続的に発生しております。幸い奈良では大きな揺れを感じていません。西日本の方はのど元を過ぎたら何とやらで、時間の経過とともに意識が希薄になっているのを懸念します。ところが、最近になりまして小さい規模ですが、和歌山県の北部を震源とする地震が幾つか発生しました。また、九州熊本でも最近やや強い地震がありました。西日本にもやや前ぶれと思われるような動きが気になります。また、意識は多少希薄になるとおられますので、あえてこの上牧町が地震に関しまして過去どのようなようであったか、若干お話ししながらお聞きしたいと思います。すなわち昭和11年、戦前でございますが、2月21日、マグニチュード6.4という震源地が王寺と斑鳩と河合、このあたりと思われる地震がございました。また、滝川沿いに上牧断層というのが走っているということは報告書にもあります。詳しくは後でまたやります。

さて、上牧町の防災計画書も何度か県とやりとりをしてほぼでき上がっていると聞いております。そこで上牧町の防災について、1、防災について町の基本的な考え方、2、消防団とその地域の自治会長との連携、3、自主防災組織の活用、4、防災士の活用、5、防災訓練についてお聞きします。

2つ目は、子どもの通学服についてです。ことしの寒さは例年になく非常に厳しいものでした。また、インフルエンザも猛威を振るいました。さて、子どもたちの通学を見ていると、半ズボンやスカートに白いロングの靴下という制服ふうの学校と、それとは違ってトレーナーやジャンパー、長ズボンというような自由な服装の学校があります。半ズボンとスカートの父兄の方は辛抱させているというのが現状のようです。また、保護者からカイロを持たせていくというような声も聞きました。中学生にはせめてマフラーをとという声もありました。一方、学校側は長ズボン等は届け出でオーケーだそうです。しかし、特異性を好まぬ児童もいることでしょう。もう少し踏み込んだ温かい思いやりが教育界に望まれますが、現状をどのように把握されているのか、また何らかの手だてを考えておられるのか、お聞きします。

再質問につきましては、質問者席で行わせていただきます。理事者側の皆様には明瞭、端的なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それでは、1番について町の基本的な考え方をお願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、1点目の防災についての町の基本的な考え方についてお答えさせていただきます。

町の防災計画の中でも重要視しております。やはり一番大事なのは自助、共助であると思っております。これは町長も各会議の中でいろいろ機会あるごとに自助、共助の必要性を説明しております。大きな災害が発生した場合、情報、インフラ等、寸断された状況での体制づくりが整わない公助よりも、まず自助、自分自身の命は自分で守るということ。そして、地域住民での初動活動による救助活動等々がございます。この報告につきましては、過去にいろんな災害が起こりまして、いろんな報告が出ております。その中でも一番大事なものはやはり隣近所での救助、初動活動、これによって多くの人々が救われたという報告もございません。その細かい数字の中では、神戸の大震災におきまして救出活動が行われました。その中で、実際の数値が出ております。当日、救助された救出者の生存率80%でございましたが、5日目には1.7%まで生存率が下がっているという報告がございます。1時間でも早い救出が救出者の生存率に大きく影響するということがございますので、やはり自助、共助、これが最大の基本ではないかなと思っております。よって、今いろいろ活動していただいております自主防災組織、これが公助の前に大きく役立つ、また活動をする中で一番重要な組織ではないかなと。また、それと地元の消防団との連携等々がございますが、やはり自助、共助、これが基本であると思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） まさしくそのとおりで、阪神淡路大震災の方で9割以上、それから最近も皆さん、自助、共助ですね、とにかく皆さん、生き残ってください。今、部長のおっしゃられたこと、これは町民に伝えていただきたいと思うんです。といいますのは、一般の町民の方はまだ何かあったら役場がやってくれるん違うかとか、あるいは消防団の方がやってくれると思っている方がいらっしゃるわけです。そうじゃないんだよと、今、部長がおっしゃられたようなことをもう少し町民の方に浸透させていくようなことをお願いしたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） その手始めという形なんですけども、町長が過去タウンミーティン

グでその辺のはしりの説明をしております。今後、防災計画もできますので、できるだけ住民に周知したいと思っております。この辺はさきの東日本大震災でもそうなんですけども、やはり命が一番大事でございますし、その辺の周知徹底がこれから一番課題であると思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ぜひお願いします。私もことあるごとに役場、行政というのは生き残った人を何とかしてあげようと。これから先、仮設住宅だとか、そういう後追いと言ったら失礼ですが、発生してから生きた人、助かった人を何とかしていただける。それまでは自分たちで生き延びてくださいということを、ぜひとも強調してやっていただきたいと思います。

次へ移らせていただきますが、同じ質問ですみません。先ほど壇上でお話した過去の地震、認識されておられるかどうか。ちょっとここで用意させていただいておるんですが、これは東京大学出版会より日本の活断層という資料なんですけど、ここに先ほど申しました昭和11年にあそこの大和川のどうも斑鳩とかあのあたりじゃないかと思えるところにマグニチュード6.4という地震があり、なおかつその下に、ここに上牧断層と明記されている。短いけど、滝川沿いだと思われまして。この資料は私が去年、香芝市女性会議で講演依頼を受けまして、女性と防災ということでお話させていただいたんですが、そのとき、これは香芝市なんですけど、これだけ断層が確認されていますね。それで信貴山からずっと山があって、ここは香芝市さんですね。上牧にも断層があるんですよ、こんなものほどこにでもありますよと、同じところにあるんですが、この辺の認識はされておられますでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 断層につきましては、その点はすべて周知しております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それで、必要以上に心配させることなく、でもあるということね。上牧断層が非常に短いといいますか、地質学者に聞きますと、活断層というのは長いと非常に怖いけど、距離が短ければさほど心配しなくてもいいよというようなことが言われております。そんな意味で、上牧断層のことは認識されているけど、さほど長くないな。でも、これがずっとつながると、中央構造線からあっちの紀の川からずっと上がってきて葛城山とか二上山に上がってくる。ずっとありますので、その延長上にあるんじゃないかなとは思われます。いずれにしても、そういう認識さえしておれば、結構かと思えます。

次にすみません、もう1つ、最近、東日本大震災を踏まえまして、私も奈良県の勉強会に

課長なんかとご一緒に行かせていただきます。そこで、兵庫県立大学の木村玲欧先生という方が、最近の地震に関しましていろいろ教えていただいております、これは先生の資料なんです、今回の地震というものは、ご承知のように広域に、同時にあちこちで海洋型地震が発生したと。マグニチュード6以上です。7なんていうのが3つも4つも広域になっています。それが重なり合って大きくなった。ですから、東京ではすごく長い間揺れていたというようなことがテレビで言われていましたね。これにつけ加えまして、先生が心配されるのは内陸型が同時に連動して発生していると。ここは長野県、山梨とか、あるいはこういうぐあい動くんですが、これが動くと内陸型も非常に大規模なものが発生する。そして、一番我々が関心がある南海東南海沖地震、これが同時に発生すれば東日本よりもっと大きな地震になる。その後、一番我々、ショッキングなことは奈良県には助けにすぐに来てくれないのではないかと。沿岸地方の被害が莫大であるから、静岡県から愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県というところが恐らく被害が甚大だから、奈良県に来るのは、先生が言うのは7日ぐらいは自力でやって、その後じゃないでしょうかと、こういう警告を発しておられます。私も今までは三日三晩は何とか持ちましようと言っていたんだけど、少し考え方を変えていかないかんのじゃないかなと。非常に少ない確率かもしれませんが、東日本の大震災を踏まえまして教訓を学ぶとしましたら、奈良県は逆に被害があったって助けにいかないかん方に回らないかんかもしれませんね。この辺の認識について、部長、何かありましたら。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今回の東日本大震災での一番の教訓は、やはり全国的にも防災意識が高い地方でございました。その防災意識が高い中で施設に対していろんな耐震、または災害に備えてされました。それが逆に意識の中で耐震のいろんな施策を講じたことによって、基本的な防災意識が薄くなった。基本は逃げるということが意識的に薄くなったということで、人災が大きく起こっております。今おっしゃっている部分、そのほかの地方で大きな地域で災害が起こった場合、公助はゼロです。先ほども言いましたように、やはり自分自身の命は自分で守る、これが基本になりますので、まず施設に頼らない、その中でどういうふうな形で自分を守るかということでございますので、まず命を守る。それから公助の中で調整をしながら復興、復旧等が始まるのかなと思っておりますので、まず公助はないと。大きい規模での災害が起こった場合は、公助はほとんどないという考えがいいのかなと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 全くそのとおりだと思いますので、そのとおり進めていただきたいなど。

同時に、先ほど申しましたように、町民の方にこういうものですよということの認識を浸透させていただきたいなと思います。1番に関しては終わります。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 次に、消防団との地域の自治会長との連携ということでお答えさせていただきます。

消防庁より平成15年3月に新時代に即した消防団のあり方についてという指針が示されており、その中で、自主防災組織との関係というところで十分な訓練や経験を積んでいる消防団は、自主防災組織や住民に対するリーダーシップをとることが必要と示されております。よりまして、自治会長や自主防災組織の連携は当然必要であります。それともう1点、消防団の基本理念でもありますみずからの地域はみずからで守るということからも、まず自治会との連携が最重要であると考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） まさしくそのとおりだと思うんですが、具体的に屯所を自治会にもう少し解放して、あそこに自治会の道具を入れさせていただくとか、理念、概念はいいんだけど、実際の運営面で消防団の屯所の中にもう少し自治会長さんが入っていきやすいようなことをやるとか、あるいは一緒になって何かのイベントを何でもいいですから防災に限らず、もう少し積極的に消防団と自治会長さんがドッキングできるような手だてがあればいいと思うんですが、すぐにはちょっといくことがないかもしれんけど、防災、防災と言わんと、一緒になって地域の楽しみ、焼き肉大会でもいいだろうし、何かそんなことがあればコミュニケーションが広がっていきますし、消防団のその辺の指導、自治会長さんとね。こちらで言うたら総務課さんと、それから秘書課とか別々になっていちゃ、これはいつまでもこっちやこっちや言うてるけど、それを一緒になって何かやるようなことはお考えはありませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃっている件、以前から町長からも指示を受けております。

あくまでも屯所は消防団だけじゃなしに、災害が起こったときの備蓄等も検討して、今おっしゃったように自主防災組織との連携を図って共有できるものにしないといけないという形で考えておりますので、消防の担当の方もその調整を行っております。

また、それともう1点、自主防災組織を立ち上げているところと立ち上げていないところ

がございますので、その辺の調整もこれからやっていかななくてはならないと考えています。基本的には消防団だけではなしに、災害のときの備蓄等も考えての屯所の考え方は町長の方から指示を受けているという状況でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番に入らせていただきます。3番に関しましては資料をまとめていただきまして、どうもありがとうございました。自主防災組織の結成の表を見ますと、組織率70%ということで、県でも平均よりちょっと上を行っているかなと思ひます。ただし、お隣では100%とかのがあって、もうちょっと上げてモチベーションを高めていただきたいと思ひますが、資料を拝見しますと、自主防災組織が実際には活動していながらここに登録されていないかなと思われる地域がございます。特に旧村という言い方は失礼かもしれませんが、南上牧、五軒屋、新町ですか、実際にはちゃんとしたことをおやりだと思ひますよ。あとは届け出か何かすれば自主防災組織なんてもうやっているから書類さえつくればできるんじゃないかと思われる地域があるのと、それからほかの新しいところでも実際に自治会さんが見えている、しかしまだここには未結成となっている部分があるんだけど、この辺はいかがでしょうか。実際、実態、ちょっと書類こさえれば結成率は上がるんじゃないかな、その辺はいかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ちょっと今おっしゃった件、どこの自治会か把握していないんですけども、その辺は担当の方で自治会と十分検討してお話させていただいていると思ひます。それと、もう1点問題になりますのは、自主防災組織を立ち上げたからといって活動がどうなるかという今は問題となっております。実際の活動ができていない部分がございますし、今おっしゃったような形で自主防災組織という正式な形でなくても、活動していただいているのであれば一番理想的な部分でございますので、それを登録していただいて横の連絡もとっていきたくと思ひます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 確かに名前だけでという部分もございますが、要するにモチベーションというか、意識なんです。うちの自治会はここへ入っているということになったら、やっぱり意識も違ふと思ひます。県の方も国からも指導をしているわけですから、それに従つて、いや、上牧町は90%ですよとか、それぐらいになってモチベーションを上げていただくのが1つの防災であると思ひますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） そのとおりだと思います。町の方からつくりなさいというのはなかなか言えない部分がございます、あくまでも、ご存じのように自主活動でございますので、その辺の温度差がなくなった状況で設立されるのが一番理想的かなと思っておりますので、これからも継続して啓発いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 予算書にも自主防災40万ほど上がっていたんかな。ああいうことで、どんどんいろいろ結成していただくように働きかけていただきたいなと思っております。

次にいかせていただきます。防災士の活用。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 防災士の活用につきましては、ご承知のように防災士は地域防災組織のリーダー的存在として位置づけされております。その活動の中で個人、自治会、そして公的機関との調整ということで、その辺の活動でお願いできるというふうに期待しております。また、消防団や自主防災組織の連携の中で、初動活動の中での体制づくり、これにも参加していただけるのかなと思っております。実際、災害が起こった場合、情報が錯乱いたしますので、その辺の整理、消防団、自治会との連動が一番大事な部分でございますので、その辺でご活躍いただけるのかなということで期待しております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今、部長のおっしゃられた情報の錯乱ということで、こういう防災士とか消防の方がまさしくその辺で活躍されてくるんじゃないかなと思います。それで、これで費用をいただきまして、全部で防災士さんは31名いらっしゃる。地区別にも出していただきました。ゼロのところ、あるいは1、大字で1というのは非常に少ないなと。やっぱり防災士さんは複数が、僕はベターで望ましいと思うんですが、多いところでは米山台、服部台、桜1、桜2、片2、あとは1かゼロ。今回予算で防災士の補助ですか、何ぼかあったと思うんですが、これはどのように募集をされるのか。昨年度でしたら、自主防災を立ち上げたところにご案内を差し上げたと記憶しておるんですが、今回この防災士の援助に対しまして、どのようなお考えか、お聞きします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 一応予算につきましては、今、辻議員のおっしゃったような額を予算計上いたしております。内訳でございますけれども、自治会10名ということで、消防団5

名、それと町の職員の5名ということで、合計20名を予定いたしております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それはどこへご案内するのでしょうか。公募をするわけですか、それとも今年度のように自主防災組織を結成したところにご案内するのか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 自治会につきましては、一応自治連合会の総会等がございますので、その場で紹介をさせていただきたいとは考えております。消防団につきましては、町の方で本部役員会とかございますので、その中で紹介すると。職員につきましては、各担当課の方へ紹介をいたしまして5名を募るところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今のご答弁で自治会にもご案内させるということで、これは自治連合会か何かの場でお話されるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 昨年につきましては初めての試みといいますか、予算化をさせていただきましたので、自主防災組織の中での案内という形をとらせていただきました。これらにつきましては、できれば広い範囲内で自治会ということで10名ということを考えておりますけれども、一応紹介という場を考えますと、やはり自治会の総会、またはそういう定例の場の中での紹介をさせていただけたらなどは考えています。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。できるだけ一般に広くにずっとこの防災士の育成をやっていたきたいと思います。ありがとうございました。

もう1つ、すみません。防災士活用で、防災士さんね、非常に消防団の方と一緒に非常に熱い心をお持ちの方なんです。4日間も試験を受けに行くんです。飛び飛びで10月2回、11月2回とか最後は試験を受けて、防災士、そこまでやって地域の防災に頑張ろうという人たちなんです。そこで助成していただいた方のご意見で、防災に関しまして、私はこういうことをやりたいという意見を持っておられるんです。だから防災士の試験を受けたんだと、こういうことをやりたいというご意見をちゃんと持っておられます。それをすくい上げて、防災士同士のコミュニケーションを図る何か連絡会みたいなものを音頭をとっていただくと、非常にまたさらに進展していった意識の高揚につながるんじゃないかなと。コミュニケーションについて、先ですね、すぐにじゃなくてもいいんだけど、何かお考えがまし

たらお願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） いろいろご意見ありがとうございます。一番、今考えておりますのは、まず自主防災組織の中で防災士の方がリーダーシップをとっていただいて、防災意識の向上、まずこれが一番の役目かなと思っております。その中で今おっしゃったような形、各自治会を飛び越えての組織づくり、これは今後の課題になると思いますので、十分また検討いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ぜひともお願いしたいと思います。近隣でもまだそこまでというところと、あるいは同じ考えてというのは、例えば河合町ですけど、何とかやりたいということをおその担当の方はおっしゃっておられましたが、これを広げて、その次は町を越えて、お隣の町とかさらに発展していったら非常にいいんじゃないかと思います。部長のご答弁のようによろしくどうぞ、前向きに進めてください。4番に関しまして終わらせていただきます。

5番をお願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 防災訓練についてお答えいたします。

さきの12月議会でお答えいたしましたように、まず災害発生時に一番に立ち上げなくてはならないのが、災害対策のかなめであります対策本部であると思っております。現在見直し中の防災計画の最終の調整が町の組織の機構改革等によりまして行っておりまして、すべて完了いたしました。新しい防災計画での組織に沿った招集訓練の実施をしたいと思っております。その次に、平成10年に策定いたしました防災計画から現在作成中の防災計画での組織の再編、細かいところがいろいろございまして、各部で所管する部分が少しずつ変更になっております。この辺の各部が所管する災害応急計画に基づいての周知徹底、これをまずやってその中で検討する部分、課題等がないのかということをしてできるだけ洗い出して、今後の訓練に結びつけたいと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 前にもお尋ねしたと思うんですが、今招集訓練をやってみようということで、ぜひ早い機会にね。その前には、部長がおっしゃられたように組織がここで見ると違うから、そいつをできてからということは、これは十分わかるんですが、まずやるということが大事だと思います。くどいようですが、東日本の教訓はやっぱり何らかの形でやっておい

たところが助かった。あるいは知識のあった方が助かった。例えば、津波でもそこにいなかった人、町の方から来て10年、20年たって移り住んだ方、余り知識がないもので犠牲になられた。ご先祖様が言ったことを守ったところが助かったとか。天川村も近いですね、おじいちゃんがあそこが危ないときはこうしなさいと。やはり何らかのことをやっておくこと、そしてまた忘れがちなことをまた何回も繰り返していつてあげるのが防災につながると思います。ぜひとも防災訓練、近々におやりになられてどうであったのかとご報告願えたらありがたいと思います。防災に関しては終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） なぜ、この議題として取り入れたかということで、私事で恐縮なんですけど、最近ちょっとある事情で娘を朝、王寺駅まで車で送っていくんですが、そこで、その時間帯に上牧の二小の小学校と、それから河合の二小がちょうどそこを同時に見てまいります。壇上で申し上げましたように、上牧町の子がたまたま同時に撮った写真で、これは上牧ですね、ポケットに手を突っ込んで非常に寒そうに下向いて歩いています。これは河合ですね。下から上がってくるんですけど、サティのところ、ざくざくって感じで頭を上げて通学しているんですよ。これも上小でございますが、非常に朝寒い中この2つの景色を見ますと、これは何か申し上げないといかんじゃないかなと思って。ご父兄の方がちょっと遠慮されておられるようなので、そういう事情がありまして、きょうはお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 子どもの通学服についてのご質問でございますけれども、上牧町の各小学校の制服や標準服につきましては、各学校が保護者の意見を聞いて服装に関することを決めております。町内3校とも寒い日や児童の体調の悪いときは手袋、防寒着等の着用は認めております。それから、辻議員がご指摘の中学生にはせめてマフラーをとということでございますけれども、両中学校とも生徒会の申し合わせ事項で服装について定めており、マフラーの着用についてはしないことになっておりましたけれども、今年度からネックウォーマーにつきましては着用可ということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 制服問題に関しましては、別の場所で議論されておられるということで伺っておりますし、日本人の悪い習慣というか、一度決めたことはあんまり直そうとしないんです。予算特別委員会やったかな、別の委員の方、木内委員やったかな、失礼ですが、や

はり悪いところは、決めただけ直すべきだというご意見。それから、私の尊敬する先生の方も日本人というのは決めたらなかなか変えがらない。制服が何だろうと聞いたら、ある方のご意見によりますと、あれは現在の昭和天皇が小さいみぎり、学習院の制服を着ておられた、あれがいいからあれにしようと思ったとか、そんなことで決まったようなんですけど、これはたしかかどうかわかりませんが、一度決めちゃうとなかなか変わらないんです。こっただけ寒くなったら子どもによってもまちまちやし、いろんな価値観があつて何だけど、もう少し実務的に温かく、もうちょっとご指導していただけたらなど。例えば、決まっています決まっていますじゃ、それはいいんですよ。だけど、それが実際現場は反映されていないんです。やっぱり僕だけ長ズボンはくのは嫌だとか絶対出てくると思いますし、見ておりましたら、河合は一小が制服ですか、二小、三小が自由。上牧では上小が自由のようですね。あそこは長ズボンが多いですね。それから三小は短い。だけど、三小は学校へ行くと長いトレーナーに着がえるとか。何か朝寒いのに半ズボンで行って、中へ入ってからトレーナーを着てるなんて、ちょっと不思議だとかあるんだけど、もうちょっと踏み込んだ温かい思いやりが、来年の冬に関しまして思うわけでございますが、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 辻議員はいつも地域の中で子どもたちを温かく見守っていただいていることに対しまして感謝申し上げます。確かに制服につきましては一度決めますとなかなか変更というのは難しいと思います。ただ、防寒とかに関しては常に保護者、PTAの意見を聞きながらちょっとずつ改善、改良を加えておられるところになります。先ほど、第三小学校は学校へ行ったらトレーナーに着がえているということでございますけれども、第三小学校は今芝生化をいたしまして、できるだけスポーツをする機会をふやそうということで、普段から体操服を着せるような指導をしていると聞いております。今の段階で学校と保護者で取り決めをされておりますので、教育委員会からこの服装に関して何か指導するという予定はございません。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、またインフルの資料をありがとうございました。去年は皆無だったのに、ことしはインフルが非常に多かったですね。薬がいいんですかね、治ってもまた出てきちゃうからまたもう1回やったとかね。来年に向かつてまた寒さも非常に厳しいのが予想されますし、温かいご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、3番、辻議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたしまして、11時から再開いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員は11名です。芳倉議員の方から体調不良、病院に行きたいということの申し出がありましたので、許可いたしました。

それでは、引き続き一般質問に入ります。



◇長岡照美

○議長（東 充洋） 2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。議長のお許しいたいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、申しわけございません。質問用紙の6行目、7行目、8行目と変換ミスがございます。6行目に関しましては洋式トイレの洋式です。また7行目は非難は避けるの避難でありまして、7行目は、これはあらずの非でございます。また質問の相手のところの脳脊髄液減少症についてのところの担当課長、担当部長、申しわけございません、上下になっております。訂正、よろしくお願いいたします。

それでは、1項目、1項目でございますが、災害時の避難所になります学校施設の防災対策について伺います。昨年3月には東日本大震災、そして9月には地元奈良県南部において紀伊半島大水害が発生し、甚大な被害をもたらしました。学校施設は地震、台風、豪雨という災害発生時には児童、生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急

避難場所となっております。東日本大震災をはじめとする近年発生した大規模地震等においても、学校施設が避難場所として利用され、地域の防災拠点として評価される一方で、実際避難場所として利用された状況から、防災機能についてさまざまな課題が指摘されております。学校施設の整備とあわせ、防災機能の強化を図る必要がございます。

公明党は昨年8月に、全国の女性議員を中心として女性防災会議を立ち上げ、女性の視点からの防災行政総点検を行い、またこのたびは災害時の避難所になっている学校施設の安全性と防災機能に関しての我が地域の防災総点検ということで、上牧小学校、上牧第二小学校、上牧中学校、上牧第二中学校4校をお伺いさせていただきました。教育委員会をはじめ、学校の皆様にはご協力をお願いいたしましてありがとうございます。その調査結果に基づきまして質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1つ、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段について。2、学校施設において洋式トイレ、シャワー、災害時要援護者避難に備えた場所の整備について。3、学校施設における非構造部材の耐震状況についてお伺いいたします。

2項目めに脳脊髄液減少症についてでございます。この脳脊髄減少症は交通事故やスポーツ障害などで体に強い衝撃を受け、脳と脊髄を循環する脳脊髄液が髄膜の弱い部分などから慢性的に漏れ続ける病気でございます。大脳や小脳の位置が安定せず、また神経が引っ張られることにより激しい頭痛、吐き気、めまいをはじめ、視力低下、睡眠障害、全身倦怠感、さらには思考力低下などさまざまな症状が現れるものです。国内には約30万人の患者がいると言われ、潜在的には病名も知らず苦しんでいる方は100万人を超えと言われております。10年前にこの病名が認知されるまでは、単にむち打ち症と診断されることが多かったようでございます。なかなか治癒しない難治例の一部は脳脊髄減少症だったのではないかと推測され、ブラッドパッチなどの治療法によって症状が改善する例が相次いで報告されています。しかしながら、診断治療が可能な医療機関は少なく、医療機関でも医師の経験やこの病気の知識がないと見つけにくいとされています。現在においては脳脊髄液減少症の認知は極めて低く、外見が健常者と変わらないことが多いことから、職場や学校において周囲から理解されず、誤解を生み苦しんでおられる方がいらっしゃいます。

そこで3点についてお伺いいたします。1、上牧町ではこのような病気でのご相談、また患者さんは把握されておられますか。2、平成19年5月に文科省から学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について各学校へも通知が出されています。これを受けてどのような対応をされたのか、また教職員、養護教員等の関係者の研修等はされたのか、お伺

いたします。3、保護者への周知でありますとか、また小・中学校に子どもの脳脊髄液減少症の小雑誌やDVDを置いての活用についてお伺いいたします。

次、3項目でございます。自転車の安全通行対策についてお伺いいたします。自転車は私たちにとってとても身近な乗り物として日常生活に根づいています。通勤や通学、買い物など近場の移動には最適な乗り物です。健康増進をはじめ、節約や二酸化炭素排出量の削減などの効果が期待され、自転車が近年大きく取り上げられています。さらに、昨年3月11日の東日本大震災の公共交通機関の乱れで利用者は増加しております。自転車利用者の急増に伴い、夜間の無灯火運転や自転車乗車中の携帯電話利用などが原因となった自転車事故が相次いでおり、死傷者も後を絶たない状況になっております。警察庁の調べによりますと、交通事故の総件数は平成11年から10年間で0.87倍に減少しているにもかかわらず、自転車対歩行者の事故は約3.7倍にふえております。警察庁は10月25日、良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進についてとする、自転車に対する総合計画を打ち出しましたが、自転車の車両であるとの位置づけを明確にし、車道走行を促す対策に乗り出しましたが、現状の車道の多くは自転車が走行することを考慮に入れた設計、構造になっておらず、車道を走る環境ではありません。だれもが安心して走行できる安全対策についてお伺いいたします。

1、上牧町の皆さんの自転車の利用状況、また自転車事故の状況をどのように把握されておりますか。2、自転車と走行車の事故やトラブルがふえております。高額な賠償を請求されるケースもあり、自転車の交通安全指導の状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。3、自転車が安心して走行するための環境整備をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。4、安全な自転車走行のルールとマナーの周知についてお伺いいたします。

再質問につきましては、質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） まず1項目目でございます。今回の震災でも明らかになったように、避難場所としての学校の防災機能が十分であったかどうかを検証する必要があると言われております。文部科学省においては、7月に東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についてと題する緊急提言が取りまとめられました。提言の内容は学校施設の安全性の確保、地域の拠点としての学校施設の機能の確保、電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策となっております。大震災で明らかになったさまざまな事情を教訓に、避難場所としての学校施設の整備、防災機能の確保が提言されております。これを受けて、上

牧町での避難所である学校施設の防災機能の整備についてお伺いいたします。

まず防災倉庫、また電力確保のための自家発電設備、また緊急通信手段についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現在、公立学校の施設には備蓄倉庫や自家発電設備の整備は行っておらないのが現状でございます。今後、まず備蓄倉庫につきましては、学校によっては空き教室等を利用しながら防災担当者と協議して整備していきたいと考えております。それから、自家発電設備につきましても、学校での自家発電設備はまだ未整備でございます。これにつきましても、国等の補助制度を精査しながら財政当局と協議して進めてまいりたいと考えております。

それから、緊急通信手段でございますけれども、これにつきましては中学校では平成20年度から、それから小学校におきましては平成22年度から保護者に対しての緊急通信手段の整備を行っておるところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 最後の分の保護者に対しての緊急通信手段というのを説明いただけますか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） これは大雨洪水警報とか発令時に学校が休校になるというような場合、一般的には警報が何時に出たら学校が休校やということは決まっているんですけども、緊急に保護者に通知しなければならないという事態がございますので、メールによる配信によりまして、保護者と学校が緊急に連絡をとれる体制をとっております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。先ほども壇上で申し上げましたが、上牧町で4校、今回調査させていただきました。今、言わせていただきました備蓄倉庫でありますとか電力確保の自家発電、また緊急通信手段ということで、これは衛星通信はどうかということでお伺いさせていただきましたが、上牧町の場合はこの3つとも今のところないという回答でありました。この備蓄倉庫でございますけれども、大規模な地震等の災害発生時、避難所は地域の住民のための応急的な避難場所ともなる大事な役割を担っております。先ほど空き教室等を整備しておっしゃいましたが、本当にいつ来てもおかしくないと言われております災害でございますので、そのために耐震をやっていただいておりますが、耐震性の確保だ

けではなく、また食料や生活の必需品等の必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な機能を備えることも求められていると思います。しかし、このたび東日本大震災をはじめ、過去の大規模地震の際にも避難場所は多くの住民を受け入れましたが、防災機能の整備が不十分なため、7月の緊急提言のその中の事例としまして、想定をうわ回る避難者を受け入れることによって、食料や飲料水、医療、また毛布等の備蓄物資の不足が生じたという報告等もございますが、本当にこれらの状況から多くの避難者が生活を送るためにさまざまな物資が必要となつてまいる学校の避難所でございますので、1日も早くというか、早急に備蓄倉庫を確保するというごことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 議員がおっしゃるとおりだと思います。避難場所となりましても、食料とか毛布、その他の備蓄物資がなければ機能しないわけでございますので、防災担当者と十分協議いたしまして、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次に、災害時の避難場所である電力の確保についてでございますが、上牧町の場合は今のところ何もしていないということなんです、本当に施設の電源が失われた場合、また避難してこられた場合に携帯電話などの電源、避難場所で充電ができないと、持っている携帯電話が使えないということで大変不自由な思いをされたと、今回の震災でのご意見が多くございました。ある程度時間がたちますと、電話会社等が災害用電話を設置されて避難所の方々の便宜を図っているということもお見受けしましたが、今の携帯電話は電話帳にもなっているということで、自分の身がここにいるよということ自体、またそれぞれいろんなところに連絡をとりたい場合に、電源が切れておりますと役に立たないということで、携帯電話の充電ができる程度の発電機等の設備が必要なのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） そのとおり、発電機等は必要な設備だと考えております。これにつきましても、防災倉庫を整備した時点でそういった発電機の整備についても防災担当者と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それではよろしく申し上げます。調査の中で小・中学校には太陽光パネルの設置がございますかということがございました。上牧町は3校、太陽光パネルの設置が

ございます。これを活用できたら、災害時に本当に有効なものではないかなと思うんですが、実際、災害時にこの太陽光パネルは使えないということですので、活用するとしましたら費用はどのぐらいかかるのか。また、どのようにこの太陽光パネルを活用との考え等はございませんか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 実際に見積もりをとっておるわけではないんですけれども、現在の状況では太陽光パネルで起こした電気を使うことはできない。夜間でしたらバッテリーも必要ですし、それからどこまで整備するかにもよると思いますけれども、今後は太陽光発電を災害時に緊急に使えるように整備していくということも視野に入れていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 費用も結構高くつくのではないかなと思っているところではありますが、災害時の電力供給がストップした場合は本当に重要な設備でありますし、また非常時に有効活用ができれば本当に頼もしい存在になると思いますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） わかりました。今後、研究して進めてまいりたいと思います。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それから、先ほどもありました緊急通信手段についてでございますけれども、先ほど教えていただきましたのは、保護者との緊急、子どもたちに関してのということでお伺いさせていただきました。この衛星通信電話というの、オンラインや携帯電話が不通になった場合、通信手段として非常に有効であると言われております。また、今回の震災でも外部との連絡がとれなくなって、テレビで見たんですが、学校の校庭に必要なものとか、そういうのを書いてそれをヘリコプターが見つけて物資を届けたということでありましたので、こういう際には衛星通信電話があれば一刻も早く対応ができたのではないかと考えさせられたところなんです。災害時の優先電話の指定はあるということで各学校ともお伺いしましたが、この衛星通信の電話であるとか、またほかどういう手段で今対応されているのか、お伺いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 衛星電話の整備につきましては、奈良県庁と上牧町役場の間には衛

星通信が整備されておりますけれども、上牧町役場と各避難所となる学校との間につきまして、衛星電話の整備は未整備でございます。上牧町は非常に町域が狭いので、今現在ある防災無線、これは携帯用の無線もあるんですけれども、これで町内はすべてカバーできるものと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） わかりました。私は上牧小学校、上牧中学校と行かせていただきました。対応してくれたどちらの学校の先生も町役場はそこにありますからおっしゃっていました。本当に必要なところには必要な整備等をしていただきたいなと思うところです。

では、次の項目をお願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 学校施設における洋式トイレでございますけれども、この洋式トイレの整備につきましては、今後進めてまいります耐震補強工事や大規模改修工事に合わせて随時計画的に整備していきたいと考えております。

それから、シャワーでございますけれども、シャワーにつきましては各学校、保健室には整備しておりますけれども、避難所となる体育館に整備されておるのは新築いたしました上牧中学校のみでございます。今後もシャワーにつきましては、補助金等を活用しながら財政局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

それから、3番目の災害時要援護者避難に備えた場所の整備についてのご質問でございますけれども、上牧町の防災計画では災害時要援護者の避難場所として2000年会館を指定されております。災害の規模にもよりますけれども、避難者が2000年会館だけでは使用できないというような場合は、当然学校にも押し寄せることも考えられますけれども、そういった場合、一般の避難者と同じ体育館でいいのかという問題が出てきます。そういった場合は保健室等の開放も考えていかなければならないと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、シャワー、洋式トイレ、また災害時の要援護者避難に備えた場所の整備ということでお伺いさせていただきまして、これはあるよということで回答もいただいたところであります。

まず、その中でやはり震災で停電とか、また断水ということで水洗トイレが使用できなかったところが今回の震災でもたくさんあったと聞いています。また高齢者であるとか、また障害をお持ちの方がなかなかしゃがんで和式トイレを使うということが難しい状況とい

うことで、今トイレの整備を段階的というか徐々にしていくというお話でしたが、洋式トイレはあるというお返事をいただいたんですが、和式トイレの方が数がやっぱり多いかなと思います。その辺、今後整備される場合はどのようなトイレを考えてられるのか、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 先ほど来、部長が言いましたように、大規模工事をするときには学校の方から、子どもたちが今は自宅でもほとんどが洋式なんだということの声も聞いておりますので、洋式のトイレに変えていく方向で考えているところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。本当に多くの方が災害のとき避難してこられる、また車椅子の方であるとかもいらっしゃるの、そういう対応もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点なんです、トイレが使えないという場合、マンホールトイレということでもお伺ひさせていただきましたら、マンホールトイレは用意はしていないというお話がありました。その設備というか、マンホールトイレのものさえあれば、上牧町の避難所である体育館、また学校施設等は使える状況なんでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 一部、まだ浄化槽で処理している学校がございますので、すべての学校でマンホール型トイレが使える状況ではございません。随時、公共下水道に切りかえをしていかなければならないと考えております。水がとまればトイレが使えないということでございましたけれども、各学校にプールがございますので、プールの水を流せば水洗トイレとしては使えるという状況でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、マンホールトイレは使えないというは上牧小学校になるのでしょうか。どこになるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧小学校と第二中学校でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） やはりこういった時期でもございますので、できる限りしていただきたいという要望でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 続きまして、学校施設における非構造部材の耐震状況についてでございますけれども、現在、建物の構造体の耐震化を進めている一方で、近年起こっておる大規模な地震では天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生しているのが現状でございます。建物の本体である構造体の被害が軽微な場合でも非構造部材の被害は見受けられ、新耐震基準施行以前に建築された建物に限らず、新耐震基準以降に建築された建物の場合も非構造部材に被害が生じる可能性があり、また学校施設は地域住民の応急避難場所となることから、非構造部材の耐震対策を行うことは非常に重要な課題であると考えております。

今後ですけれども、今現在計画しております耐震点検に合わせて非構造部材の点検も実施していきたいと考えております。この点検によりまして、緊急性の高いものについては大至急整備していく考えでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、これから整備していただけるということですが、本当に天井が落ちてきたりとか、また照明器具が壊れてけがをされたという事例等もございましたので、よろしくをお願いいたします。

1点なんです、上牧の第一体育館でしょうか、タウンミーティングのときに天井がはがれているというお声がございましたが、それについてはその後、いかがでございますか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 第一体育館の場合は布でございますので、布がちょっと破れて垂れ下がっているという状況でございます、地震によってそれが落下してけがをするというような状況ではございません。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） じゃ、点検をしていただいて、住民さんが心配なくそこで利用できるということよろしいですか。今回調査をさせていただきました、学校が避難場所として指定されているわけですが、やはり防災機能を今後ともしっかりと整備していただきたいという感想でございますので、よろしくをお願いいたします。

避難場所の運営というのは本当に難しい。予定というか、すぐその場での行動になるかと思えます。災害時の避難場所の運営を図面等、またカードを使って模擬体験するハグというゲームといいますか、これはHUGでハグと読むんですが、Hは避難所、Uは運営、Gはゲ

ームということで、これは静岡県が開発されて、机上で避難場所に見立てたカード250枚なんです。性別や家族構成、被害状況などの個人情報を書いたカードを次々と読み上げるんです。それと同じカードをそれぞれテーブルの上に置きまして、1人の方が今足の悪い方が入ってこられましたと、赤ちゃんが入ってこられましたという形で、次々と避難所となる教室や体育館などの整備というんですが、じゃ、子どもたちはこの場所とか、高齢の方はこの場所、お体の悪い方はこの場所、トイレはとか、そういう形で指示を自分たちで決めていくという模擬体験ゲームと言われているんですが、これは阪神淡路大震災などは実際に起きた災害の避難所での経験をもとにしてつくられたというものであります。この体験をされた方は本当にいざというときに迅速な対応を学べたという感想等も寄せられましたが、このハグという、これは聞いたことございますか。またどのようなものかご存じでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いや、今初めてお伺いしたという状況でございます。いずれにいたしましても、避難所開設に当たりましていろんな場面を想定した訓練というのは今後必要になってくるかと考えておりますので、町の防災担当者とも協議しながら、そういう先進事例を参考にしながら訓練を実施していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） またどんなものかというのを見ていただいて、もしそれが活用できるようでしたら教育関係の方とか、また自治会の方とかと使って行って、本当にいざというときに役立てていただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 今の教育は終わったということなんですか。

長岡議員。

○2番（長岡照美） 次に行きたいと思いますが、もし今の件、言っていただきましたもんね。

○議長（東 充洋） 次、脳脊髄……。

○2番（長岡照美） はい。脳脊髄の減少症の分でもよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 脳脊髄液減少症につきましては、平成19年6月に奈良県教育委員会の保健体育課から脳脊髄液減少症に関することについて通知がありまして、町内各小学校に通知をしております。本町におきましては、この病気の診断を受けている児童、生徒はいないという報告を受けております。また、この病気は朝、頭痛で起きることができず、立ちく

らみやめまい等の症状が出るため、心因的なものと誤解されやすく、学校では不登校という判断をされがちと言われております。こういうことも十分認識しながら対応していくところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今お伺いしました、上牧町ではこの病気の患者さんであるとか、そういう生徒さん、またご相談等はなかったということでございます。今、部長の方からもお話がありました、脳脊髄液減少症というのは本当に余り知られていない病気かと思えます。でも、いつでもだれでも日常的な出来事で起こる大変な病気だということです。また、この病気に関しては検査や治療を行う病院は限られているということで、子どもを診断する、または治療するお医者さんというのはさらに少ない状況ということで、全国的にもこの病気と診断された児童、生徒が少ないというのがありますが、それでもやっぱり診断されて300余名の子どもの患者さんがいるということで報告されているところであります。

今、部長が言われましたように、そういう病気でありながら、それがわかってもらえなくていじめとか不登校になってしまうということも言われております。そういう意味で、上牧町でも不登校のお子さんがいらっしゃるということで、昨年12月の議会で22年度では23名、23年度では9名ということでお伺いしたところでありますけれども、今後、不登校の子どもたちを把握する際に、この病気のこと意識に置いていただいて子どもたちの状況を把握していただきたいと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） おっしゃるとおり、今まで単に不登校という扱いをされておった、非常に勝手、わがままな子どもというふうな扱いをされておった生徒が、実はそういう脳脊髄液減少症という病気であるということが段々わかってきたわけでございます。当然、養護教諭等はそういった生徒がそういった病気じゃないかということを常に気にかけて、そういう疑いがある場合は指定された病院を紹介するなり、保護者に受診するよう勧めるというような体制をとっております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） そういう対応でよろしくお願ひしたいと思ひます。また、先ほど文科省からの各学校の通知があつたということですが、これを受けてどのような対応をされたのか。養護教諭の方はそういうのをわかつて子どもたちに対応していただひているということですが、その他の関係者、教職員でありますとか、そういう研修というか、周知はしていただひ

ているのでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 昨年の8月に学校養護教諭等を対象に開催されました学校保健安全会の研修で、脳脊髄液減少症の内容について情報提供されました。それから、奈良県教育委員会事務局から各学校においてスポーツ外傷等の後遺症への対応についての研修が行われ、その中で医学的な解明が進められている段階ではありますけれども、スポーツ外傷との原因で起こるかどうかも含めまして、いまだ定まった見地や治療法が確立されてはいませんが、各学校の児童、生徒に事故が発生した後、先ほども言いましたけれども、頭痛やめまい等の症状が見られる場合には安静を保ちつつ医療機関を受信する、また保護者に連絡して、このような疾病がある等の情報提供を行うなど、適切な対応をしているところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） その点、よろしく願いいたします。

3つ目の分なんですけど、保護者への周知でありますとか、小・中学校に子どもの脳脊髄液減少症の小冊子とか、またDVDがあるそうなので、ぜひこういうのを活用していただきまして町民の皆さん、また学校関係の皆さんにそういう病気があるという周知をしていただき、また患者さんや家族に対する相談体制等もしていただきたいなと思うところです。また親御さんも、こういうのを知ることによって日ごろの我が子の行動であるとか、ちょっとしんどそうやなど、いつもとちょっと違うなという場合には、やはりこういうのを周知しておりますと、またその手当等も早くできるということですので、その点よろしく願いしますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現在、児童、生徒の保護者等への周知、それから小冊子やDVDの活用については行っていないのが現状でございます。現在、医学的な解明が進められている段階であり、国や県の動向を見ながら検討を進めていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それではよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次、自転車安全走行の対策についてお伺いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 1点目の自転車の利用状況と事故の発生状況についてお答えいたします。

自転車の利用状況につきましては、車のような登録制がございませんので、区市町村別の詳しい統計的な数値はございませんが、全国的には車の保有台数に近い概算で7,000万台という報告がございます。それと、事故の発生状況につきましては全国的な数値では、交通事故全体での自転車にかかわる事故が20.9という報告がございます。ちなみに上牧町におきまして、自転車にかかわる交通事故につきましては平成22年度で6件、平成23年度で今8件と聞いております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、部長の方からご答弁いただきましたが、本当に今自転車と歩行者の事故が増加しているということであります。また、自転車は身近な乗り物でありますけれども、その利用実態と申しますか、それがほとんど把握されていないのが実情かと思えます。今おっしゃっていただきましたように、自動車の保有台数が2008年に7,800万台に対して、同2008年では6,900万台という保有台数がありますが、自転車による事故対策、また走行環境の整備がまだまだ進んでいないというのが現状かと思えます。また、これから進めていくという段階かと思えますが、そういう意味での自転車の利用実態をまず把握して、今後の整備を進めていただきたいと思えますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） わかりました。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしく願いいたします。

それと、2点目でございますが、警察庁によりますと、全体の交通事故の発生件数は減少しているということですが、やはり自転車対歩行者の件数は2000年が1,827件だったのに対して、2010年は2,760件という1.5倍も増加しているということです。そこで、自転車の交通安全指導について上牧町内でどのような取り組みをされているのか、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 2点目の交通安全指導についてお答えいたします。

これにつきましては、県の方からも指導がございます。県の子ども子育て応援プランというものがございまして、その中で子どもの交通の安全を確保するための活動の推進というものがございます。その主な内容が就学前園児、小学生、中学生につきましては、学校現場で警察や交通安全協会の協力を得ながら交通安全教室として交通規制の教育や実践的な走行に

ついて指導を実施しております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、交通安全指導が行われていることということでお伺いさせていただきましたが、近年高齢者の方の事故が急増しているということで指摘されているところでありまして、高齢化率が低かった時代にはけがや、また亡くなるというケースまではいかなかったということで、今日のように社会問題化しなかったということで分析されているところではありますが、小・中学校などの教育現場での交通安全教育ももちろんなんですが、やはり子育て中のお母さんであるとか、また高齢の方々を対象にした交通安全教育を実施することも必要ではないのかなと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったとおりと私も思っております。小学生、中学生、これの教育につきましては、将来その方たちが親になる、その中でまた子どもを教育するという流れがございますので、まず子どもを教育して、そのマナー、またはルールの向上を図ると。今おっしゃった部分、高齢者についても、その辺の周知については広報等で基本的な部分を啓発していきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） その点、よろしく願いいたします。

歩行者との事故で自転車側が高額な賠償を請求されるというケースも今ふえているということで、報道等で聞くところでもありますけれども、例えば夜間に携帯電話を見ながら無灯火で自転車に乗っていた女子高校生が歩行者と衝突して歩行者に後遺症が残った事故で、横浜地裁が自転車に乗っていた女子高生に対して5,000万円の支払い命令を出した。また、自転車で信号無視して歩行者をはねて死亡させた事故でも、自転車の女性に5,400万円の支払い命令が出たという事例がございました。今、自転車保険ということも大手コンビニチェーンでありますとか、または大手損害保険会社等が自転車向けの保険ということで販売しておりますが、なかなか意外と知られていないというのが現状かと思っております。アンケート等がありまして、自転車の保険に加入しているというのが16.5%に対して、自転車保険自体を知らないという方がやはり54.9%に上がっているというデータもあるそうでございます。上牧町におきまして、自転車の事故に備えた各種の保険への加入についてのさらなる啓発であるとか、また啓蒙、周知が必要かと思っておりますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったご意見、4番のルールとマナーの周知についてという部分にも重なるわけですが、先ほど言いましたように、学校での交通安全教育を充実することによって将来の基本的なマナー、ルールが向上すると考えております。それと、先ほども言いましたように、もう1点、高齢者の方、または成人の方については、今言われたように基本的な保険対応等々がございますので、その辺の周知も広報等でできたら啓発したいと思います。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） その点、よろしく願いいたします。

それでは、3番の自転車事故の約7割が交差点で発生していると言われておりますので、交差点の改善やまた自転車レーンの設置等の環境整備のお考え等をお伺いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 現況の道路では車両ということで自転車が道路を走るというのは非常に危険が伴っております。交通法で車道を走れということでございますけれども、現状では歩道を走行しているのが現状でございます。ということで、当町としてはどうなんだということでございますけれども、現在のところ自転車の専用の整備計画はたゞいまはまだ持っておりません。ただし、将来的に町道の下牧高田線が商店等の増設によりまして、さらなる交通量の増大が予想されるということでございまして、歩道というのも非常に危険が伴うということで、滝川のサンシャイングリーンベルトの対岸でございますけれども、今普通の更地でございます。これは県の滝川の管理用道路として堤でございますけれども、これは県との協議でございますけれども、将来その堤を自転車道として利用できないものかというような検討も今行っているところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） どこの地域を見ても、本当に自転車の走行できる、まず最初の計画段階からそういうのがないようなことかと思えます。これからだれもが安心してというか、走行できるようなまちづくりを進めていただきたいなと思うところでありますので、よろしく願いいたします。

それで、最後の安全な自転車走行のルールとマナーの周知についてでございますが、自転車は長年にわたって歩行者寄りの存在ということで位置づけられておりました。運転免許も必要ないということでありますけれども、法律によるルールがあるという、実際ルール違反は罰則規定もある明確な犯罪ということでございますので、自転車の法律違反というか、絶

対だめですという、そういうキャンペーン等、またマナー、ルール等の周知をしていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひますが、最後によろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） わかりました。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇富 木 つや子

○議長（東 充洋） 8番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（8番 富木つや子 登壇）

○8番（富木つや子） 8番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして一般質問を行ってまいります。よろしくお願ひいたします。

はじめに、東日本の大震災から1年を迎えました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、津波、原発事故で帰る家を失い、今なお避難生活が続いている被災者の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

では、質問に入ります。今回は3項目についてお伺ひいたします。1番目、公共交通の役割について、住民が地域社会に参加できる機会をふやし、日常生活の利便性を高めるために現在、2000年会館を中心に町巡回バスが運行されております。本町をはじめ、全国どこの地

域においても少子高齢化、人口減少という時代が進んでおり、高齢者を中心に車に頼った生活ができない方がふえています。最近町内でもいろんな店舗が出店してきており、来年は大型店も出店の見込みです。このように町並みや地域の様子が変わっていく中で、日常生活における公共交通の役割を考えたときに、だれが何の目的で必要としているのか、また必要になるかを考えていかなければなりません。巡回バスの今後の考え方と計画についてお伺いをいたします。

2番目、発達障害児への支援として通級指導教室の質問です。通常学校における特別支援教育の推進に当たって重要なのが通級指導教室です。通級指導は吃音や言葉のおくれ、難聴、自閉症などの情緒障害のために学習や社会生活に適応できない児童、生徒、幼児に対して障害による学習上、または生活上の困難を克服するために各障害に対応した教育指導が行われています。その充実した教育により、障害の軽減がされたり、障害の性質や程度を改善するなど、学校や社会への適応を高めるために全国に設置をされております。しかし近年、全国的に新しい通級指導教室の設置や通級指導を受ける児童、生徒がふえる傾向にあります。上牧町の小・中学校の通常学級に在籍する発達障害の児童、生徒が通級指導により障害に応じた必要な教育を受けられる環境、体制にあるのかをお伺いいたします。

3番目、介護保険制度についての質問です。平成24年度の介護保険制度改定では、できる限り住みなれた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、福祉サービスなど、在宅を基本とした連携で切れ目のない生活の継続を目指すとしています。内容は24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護、看護サービスは地域包括ケア体制構築や単身要介護者でも在宅を中心とする介護と看護を一体的に利用できる新しいサービスが創設されました。平成24年度の介護保険制度改定による上牧町の介護保険事業への転換についてお伺いをいたします。

以上が私の質問でございます。再質問は質問者席で行ってまいります。理事者側におかれましては、ご答弁よろしくお願いを申し上げます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） それでは、1番目の公共交通の役割でございますが、質問は現行の巡回バスの運行、また現状についてお伺いをいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 現在の巡回バスの運行の状況でございます。現在、上牧町の巡回バスは2000年会館を始点、終点といたしまして、朝8時20分から夕方16時55分まで1日3

回の各乗り場での発車、到着という形で4つのコースを運行いたしております。車は10人乗りのバスが1台、万が一すべて乗車できない場合はもう1台の10人乗りの応援車が参ります。運転はシルバー人材に委託でございます。1日の利用者は平均50人、月約1,000人の利用者でございます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今言っていたんですけれども、壇上でもお話ししましたとおり、全国どこでも、今、地域においては少子化ということで民間バスの廃止であるとか、そういうふうな地域に強いられているということで、デマンドバスを使用したりとか活用したりとかいろんなことを考えておられます。今、お聞きしましたけれども、運行されている現状の中でいろいろとご意見等もあると思いますが、生活交通を取り巻く課題について、町はどのように認識をされているか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 先ほど申しました、現在は2000年号として運行しております。昨年、その前、ことし、タウンミーティングの中でいつもバスの要望というのはどこかの会場で出るという大きな要望になっております。今の2000年号という形では、やっぱり住民の方々の利用度としてはかなり低いと考えております。今後改善が必要かなと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ちょうど上牧町においてもいろいろな少子高齢化ということと、それから住宅地が今建ってきている。それから、大型店の進出である、またそのように町並みがどんどん変わってきている、地域が変わってきているということで、そういうふうに見直しの時期がちょうど来ているのではないかなと、このように思うんです。今言われたように、利用頻度が今の状況では活用というか、低いのではないかなということで、活用される方の行動範囲もちょっと制限されているような、そんな感じです。

タウンミーティングにもありましたとおり、2000年会館行きなのに、バスに乗ったら文化教室のスタートに間に合わないというような声もタウンミーティングでいろいろお聞きをされたかと思えます。私たちも要望をお聞かせいただいたことがあります。今言いましたように、日常生活における公共交通の役割を考えたときに、今ちょうど見直しの時期が来ていると思いますが、今後考えていきたいということを部長の方からありました。その点で、今後の運行の取り組みと財源についてどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今後の運行につきましては、環境の変化に伴いまして当然奈良交通のバス路線も変更されるものと考えております。また、新たな道路も完成いたしますので、その路線に合わせたルートを考えていかなければならないと考えております。その時点でバスの台数、1日の本数、バスのルート、時刻表等、全体の見直しが必要ではと考える。何回も申し上げますけれども、現在のバスは2000年号でございます。2000年会館を起点、終点といたしましております。そのため、途中で下車された場合は乗車地点に戻ることは巡航コースが合わないと難しいと思います。できれば巡回型にすれば乗車バスに戻ることも可能となりますので、今後は2000年号ではなく、コミュニティバスとして町内を巡回する町バスとして買い物、通院等利便性の形のあるバスとして検討すべきと考えております。ただ、そうなりますと、バスの増車が必要となります。また、運転手の費用も発生してまいります。24年度中の検討と考えておりますが、財政面も見ながら、また庁舎内で十分協議、審議を行い調整してまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 24年度中に運行できるように検討していくということなんですが、財政が一番大きな問題になってくるかなと思うんですけども、その点については予測というか、どれくらいの財源を確保すればというところら辺までは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まだ具体的な金額等は検討はしておりませんが、今、塚部長が言いますように、今の考えではまず2000年会館号ということでございますので、その中での範囲が限られているという状況がございます。町長もよく申しますように、町全体でどうするのか、また商業施設も来ますので、他のバス等の交通機関の利用、またそのルートで町での対応をどうするのかという判断を、これから調整しながら考えていきたいなと思っております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。

では、次なんですが、運行実施に向けた具体的な検討を、今ルートであるとか、それから増便、バス停の位置であるとか、そういうことも検討していかなければならないと思いますけれども、その検討方法、またどういうふうに行っていくのか。また町民の意見を聞く、そういうふうな調査であるとか、町民さんからの意見を聴取するというようなことも考えて

おられるのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 計画といたしましては、平成25年度からの新たな運行実施という検討をするわけですが、やはり住民の利便性が第一でございます。どういう形になるかは未定でございますが、アンケート的なものになるのか、また広報等で住民の声を聞かせていただくのか、いずれにしましても、何らかの形で住民の方々の意見、要望を聞かせていただき、それを反映した形となるように進めてまいりたいと考えております。また、その他の具体的なコース、バス停等の決定、これにつきましても2000年号ではございませんので、役場関係課により検討協議を行った上で慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 住民への情報の聴取については、アンケートか広報かどのような形になるかはわからないと。だけれども、最終的には皆さんの意見は取り入れて、そして役場の担当課関係でその意見を取り入れた上での検討をしていくという理解でよろしいですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおりでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。運行については新しいニーズに対応していくということが大事なまちの活性化に、皆さんのご意見が反映していく、またできることできないことがあると思いますけれども、できる限りの住民へのサービス、それからまた活性化につながるような取り組みをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。答弁はいいです。

では次、行きたいと思います。2番目の発達障害への支援としての通級指導教室についてなんです。ちょっと待ってください。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、壇上でもお話をさせていただきました。通級指導教室なんですけど、2007年度から特別支援教育が本格的に開始されました。その中で通常学級における特別支援教育推進に当たって、大きな重要な役割の部分が通級指導教室、特別教室なんですけれども、その点について、上牧町では通級指導の教育が必要な児童、生徒さんはどれくらいいらっしゃるのかというのをお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧町で現在、通級指導は町内にはないんですけれども、平群町の

言葉の教室に上牧町から現在10名の方が通級されております。それから、来年は8名の予定でございます。それから、言葉の教室以外にもう1つ、情緒の教室ということでステップ教室というのがあるんですけど、これも上牧町内では未整備でございます。これについては通常の教室に普通に授業されておりますので、人数というのは把握しておりませんが、通常教室に最大6%程度の方、対象者がおるという統計もでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 平群町の方に10人行かれていますということなんですけど、まずはどれぐらいいらっしゃるって、あとは行ってないけれども、そういうふうな傾向がある子どもたちがどれぐらいいるのかということをお聞きしたかったんです。

次に、私の質問で、児童、生徒さんというのは現在どこの通級教室に通っているのかということをお聞きしたかったんですが、先に部長が言っていただいて、平群町まで行っているということによろしいですね。遠くまで10名の方が通っているということで、平群町まで結構遠いんですよね。学校終わってから行かれるんですものね。そうすると、やっぱりどんなときもありますし、平群町まで何で行かなあかんのかなと、ちょっと私、思ったんですね。保護者さんはいろんなときがあると思うんですけども、通うのに大変だと思います。週に何回程度で、また通うに当たっての保護者さんのご意見というか、そういうようなお声というのはあると思うんですけども、その点についてお願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 通級するのは大体週1回程度でございます。保護者の方からは当然、平群町は非常に遠いので、もっと近くの学校でそういう通級ができないかというご意見、また町内でなぜできないのかという意見を多数聞いております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 当然、週1回といっても、長い間に通わなあかんということで、行きたいけれども、そんなん遠かったらやめとくわというような、保護者さんも子どものためといっても車がなかったり、おじいちゃん、おばあちゃんを介護したりとか、いろんな状況の中で家庭事情の中であると思いますので、そんな方はやっぱりやめておこうということでやめられた方もいらっしゃると思うんです。

次なんですけれども、近隣もどのような体制になっているのかお聞きしたいんです。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 奈良県内では言葉の教室が8学校で8学級、それからLD、一般に

はステップ教室と言われているんですけれども、7学校7教室でございます。近隣ということでございますけれども、言葉の教室は今申し上げました平群町に行かせてもらっております。それからステップ教室につきましては、近隣では香芝、高田、田原本ということになるんですけれども、いずれも自分の市・町でいっぱいという状態で、他市町村からのステップ教室の生徒は受け入れできないという現状でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 先ほども申しましたとおりに通級指導教室が新たに設置されて、また教育を受ける子どもさんが多くなっているにもかかわらず、奈良県というのは全国的に設置がおくれているという状況なんです、その辺の認識というのはおわかりですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 保護者からの要望もありますので、上牧町といたしましても、上牧町に新たに県の専任教員の配置を要望しておるんですけれども、いまだに実現されておらないというのが現状でございます。北葛には1つもないということでございますので、北葛の拠点として上牧町にぜひ置いてほしいと、今後もさらに要望していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 部長は早速、答弁で今言っていたんですけど、私、これは何が問題かということと言いたかったんです。何が問題であるかということ私に思っているのは北葛に1つもないと。王寺はちょっと調べさせていただいたら、香芝と負担金を出してしているということで、王寺はそっちに行かれています。じゃ、上牧町から香芝に行けるかといったら行けない、遠い田原本はいっぱい、それで平群に行っているという状況だと思うんです。この現状というのは北葛に1つもないと、上牧町だけでもこっだけおられるというあたりを考えると、やはりこのような特別な充実した教育を受けることが不自由な環境、体制にあるということは、教育の格差があるのではないかなというふうに思うんです。その点を考えていながら、先ほどおっしゃいましたように、この現状の中で上牧町にないということで、近隣にもない。そうすると、1つしっかりと北葛の中にそういうふうな教室を設置していただきたいという思いがあるんです。いろいろと聞かせていただいたんですけども、子どもの必要とする教育に格差が生まれるということは、第一にあってはならないということと、それから不自由でいろんな状況の中で、受けやすい体制にしていきたいというのがあります。この件についてなんです、上牧町にも通級指導教室の設置に向けての努力をしていただきたいという要望がありますので、その点について、今もおっしゃいましたけれども、

教育長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

かねてからこの北葛の4町の中にそういう場所がないということで、北葛で立ち上げられないかというふうなことを県に向かって要望もしておるわけなんですけれども、先般も教育長が集まりました会合で、北葛として何とかやっぺいこうじゃないかという呼びかけもさせていただきました。きょう、あすですぐにできる話ではないんですけれども、いろいろ克服しなければならない課題もあるようですけれども、今後、上牧が北葛の拠点となってこれを立ち上げられることができたかなという願いを持っております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、教育長からいろいろと前向きに進めていただいているというお話を聞かせていただきました。また、本当に上牧町の子どもたちも、それから近隣の子どもたちも、こういうふうな大事な教育については不自由なく教育を受けられるように、またご努力をいただきたいと思います。また、私たちが県の方にも申し入れをさせていただきました。そういう意味では、また連携をとりながら、ともに子どもたちの将来を考えて私たちも取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回、24年度の介護保険制度、24年に改正になりました。内容的なこととは骨子だけは、ポイントだけは私もわかっているつもりなんですけど、介護保険制度の改正について、町について把握をさせていただいている改正のポイント、それから保険者の役割について、まずお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 介護保険制度は高齢者の暮らしを支える制度として定着しておりますが、今後の急速な高齢化の進行に伴いまして、利用ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が近々の課題となっており、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が必要となっております。このため、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護等の新たなサービスの創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員によるたんの吸引等の実施、介護療養型医療施設の転換期限の延長、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取り崩し、介護福祉士

の資格取得方法の見直しの延期、有料老人ホーム等における利用者保護規定の創設、市民後見人の育成の推進等々の改正が行われました。また、保険者、地方公共団体は被保険者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活の支援のための対策を医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するよう努めなければならないとされております。

以上が主たる改正部分でございますが、保険者の役割といたしましても、改正部分をしっかり反映し、また計画の基本となります介護予防、介護サービスの推進、健康と生きがいくくり、マンパワーの育成、地域ぐるみのサポート体制、これらを中心といたしまして、すべての高齢者やその家族が健やかに安心して生きがいを持った生活ができるまちづくりを目指すことは、さらなる大きな役割であると考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ポイントを今言っていたんですけども、要は高齢化が進展する中で、2025年が75歳以上の人口が約2,200万人とされているということで、要介護者も急増することが予測されている。今回、厚生労働省が25年を目指した上でのシステムを完成していくということでは、今おっしゃったポイントなんですけれども、できる限り住みなれた地域で高齢者の方が自立した生活ができるように、医療、介護、予防、福祉サービスなどの在宅を基本とした連携で、切れ目のない生活の継続を目指していくということで、その中でいろいろ24時間の巡回型とか随時対応とか地域包括ケア体制であるとか看護サービスであるとか、いろいろ入っているんですけども、そのような形と私もとらえております。

それで、次なんですけれども、この改正の状況の中で、上牧町の利用者の方、事業者への影響というのはどのようなものなのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 利用者、事業者への影響でございますが、利用者にとりましては、地域包括ケアシステムのもとでの生活は、地域の人たちに支えられ、施設に入所しなくてもサービス付きの住宅や24時間の訪問介護、介護サービスがあり、介護だけでなく、そのほかのサービスの積極的活用も図られて、先ほど申し上げました改正部分も含めまして、安心安全の生活ができることとなっております。また、新たな任意事業の充実といたしまして、家族介護の支援、それと見守り等も兼ねた配食等の取り組み体制づくりも検討いたしております。

それから、事業者への影響でございますが、大きくは介護報酬の引き上げでございます。それと、介護サービスの質の向上取り組みといたしまして、給付の適正化、要介護調査の適正化及びケアプランチェックの実施等、介護保険事業の適正化を推進いたしております。また、地域密着型サービス事業者に対しましては、地域の身近な保険者としての機能を生かして、必要に応じて指導を実施するとともに事業者の指定を更新制とし、良質なサービス提供の確保を行います。これらの指導介護によりサービス提供者の質の向上、また利用者に対しては適切な介護サービスの提供確保がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） この介護保険制度というのは大変難しい制度で、たくさんいろんな事業と、それからサービス、予防に分けて地域支援事業であるとか、とにかくちょっとわかりにくい、理解しづらいというような制度なんですけども、今回、要は更新年では改定率が1.2引き上がっているんですが、これについては在宅介護の1.0と、施設0.2が引き上がっているということで、だけど、それに反して介護職員の処遇改善交付金が今回廃止になりますので、その分が2.0がだめになるので、1.2上がっても結局は0.8のマイナスというような判断も介護保険というか、そういうふうな関係者、それから新聞報道でもそういうふうにありました。デイサービスがあるとか、それからあと医療の面については少ししっかりとした事業をしていく、サービスをやっていくということでは頑張っていかなければならないということで、訪看であるとか、そういうあたりはしっかりとらえて、上牧町でも皆さんが安心して介護を受けられるような体制をとっていただきたいなと思います。

だから、そういう意味では町内の事業者、それから利用者に対してのサービスが適正に行われるというあたりも上牧町の保険者の役割であると思いますので、そのあたりもどうかということをお伺いしたいんですが。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今回、さきの予算でも計上いたしましたが、質の向上、管理体制ということでケアマネジャー1名雇用した形で体制も整備いたしております。これにのって進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） しっかり取り組んでいただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

次に、保険制度を受けた上での上牧町の第5期保険事業計画についてなんですが、どのような展開をしていくのかということをお聞きします。まずは、保険料と充実したサービスなんですけれども、その中の質問では、保険料は今回5万8,800円、月額4,900円が基準額になっております。この保険料の上昇幅の抑制というか、なるべく保険料は上がらないようにという、そのような取り組みというか、抑制についての対応という意味もあったかとも思いますが、その辺についてお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 金額の抑制でございますけれども、保険料につきましては、平成24年1月の国の介護報酬の決定及び地域区分の見直し、県の財政安定化基金の取り崩しによります交付額を考慮し積算をいたしました結果基準額は5,023円となりました。そのため、第5期計画での所得段階は被保険者の負担軽減を考慮したしまして、前回の所得階層8段階をさらに細分化した10段階と設定いたしました。その結果、基準額を4,900円に抑えることができたということでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 市町村によって保険料というのは随分違った形になるんですが、うちは保険料としては高い方、普通、安い方、どちらですか。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） 各町いろいろでございますけれども、当町につきましては少し高い部類に入っております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 高い方だということなんですが、内容に見合ったサービスをしっかりとしていただきたいなということを今思いましたので、よろしく願いいたします。

それから、次へ行きます。第5期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画がありますけれども、これのニーズ調査をされていると思います。上牧町のニーズ調査の結果から、上牧町の高齢者像というものがどのようなものだったのか、また問題点についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 日常生活圏域ニーズ調査の結果、3,824人の回答分析を行い、地域の課題及び高齢者の実態把握が明らかとなりました。またその結果を第5期事業計画を作成する上での課題整理とすることができました。その1つとして、高齢期に至るまで早期の健康づくりの取り組み。2つ目は地域住民同士のふれあい強化。3つめは要支援、要介護認

定の予備軍となります2次予防事業対象者の介護予防の充実。4つ目は高齢者への負担軽減に向けた介護給付費の適正化対策の強化。最後に在宅生活の充実に向けての対策。以上、5つの取り組みが調査からの課題となり、第5期計画で取り組むことといたしました。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 保険料含めたニーズ調査を受けての今回の課題点と、それから次に向けてのものが見えてきたということで、第5期介護保険事業に反映をしているということでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） そのとおりでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 適正にサービスが行われる、また相談業務であり、またいろんな包括支援センターであっても、住民の皆さんの実態がどうかという現場の把握もしっかりしていただきたい。それから、あとどこまでも介護予防が大事であるということが見えてきていると思いますので、またその点についても、次の保険料がもっと高くなったとかそういうことにならないように、なるべくそのような抑制であるとか、ただ数合わせをするのではなくて、介護予防にしっかりと取り組んでいただいて結果が出たというあたりで保険料が安くなったとか、そういうふうなことが一番大事でありますし、それが基本的な考え方だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおりでございます。2次予防、1次予防、事業対象者を介護予防の充実、それに尽きると思います。それに向けて努力をしたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 次に行きたいと思います。最後、これは今回の介護保険の大きなポイントといたしますか、そのように受けとめているんですが、地域包括ケアシステムの構築なんです、この導入についての背景をどうつかんでおられるかお聞きしたいのと、それからまちの現状をお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 地域包括ケアシステムということでございますけども、これは地域住民が住みなれた地域で安心して尊厳のある、その人らしい生活を継続することができ

るように介護保険制度による公的サービスのみならず、そのほかのフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援をすることでございます。その柱といたしまして、現在は5つの項目が挙げられております。1つは医療との連携強化。2つ目は介護サービスの充実強化。3つ目は介護予防の推進。4番目に生活支援サービスや権利擁護事業等。最後に高齢者住まいの整備でございます。地域包括ケアシステムの構築は町の責務でございますが、その中心的役割が地域包括支援センターに求められております。現在もその構築といたしまして、平成23年度の日常生活圏域ニーズ調査により、高齢者の現状把握に努め、第5期介護保険計画に反映をし、関係者で構成されております介護保険策定委員により協議がなされたというところでございます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 何か複雑にいろいろと入り交じっているのが難しい判断だと思いますが、地域包括ケアシステムの導入については、今までは皆さんにとっては医療、介護、サービスというのはそれぞれ対応しなくてはならないだけけれども利用しにくいというような、ばらばらのものであったと。今回、24時間ということで、365日、常に居宅の中で病院を退院された方が家に帰っても生活ができない状況の方以外は、ちゃんと自立ができるように向けていくということで、1年365日、24時間体制ということでなっています。例えば、何でそんなになったかということ、要介護の高齢者が病気になったりして入院して退院すると、家に帰れない、在宅介護ができないという方が次の入所する介護施設を探さんとあかんのです。ほんで、なかなかその施設を探さんとあかんねんけれども、なかなか施設も入所できない、何百人待ちとかそんなんがあつて、全国で特別養護老人ホームの入所待ちは現在42万人ということで多くの方が在宅介護で受けざるを得なくなるということで、1年365日、いつでも医療と介護と生活支援の各種サービスを合体した形のサービスを、今回地域包括ケアシステムという名前で受けていくということで対応していくということだと思います。やっぱりこうなったときの事業の展開なんですけども、上牧町の事業展開の計画はどうなっていますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 先ほどちょっと1つ、現状についてお答えが漏れておりました。町の状況でございますけれども、住民ニーズを踏まえた新たなサービスの検討を行い、地域包括支援センターにおいては現在も行っております権利擁護や介護予防ケアマネジメント、また包括的、継続的ケアマネジメント、さらに総合相談事業を活用して、地域包括ケア

のコーディネートを実施しているという状況でございます。個々には医療との連携強化につきましては、町医師会とケアマネとの協議、介護サービスの充実といたしまして、ケアマネによる訪問活動、予防推進といたしましては出前講座、認知証、転倒予防等、自立支援の取り組み等で、できることから取り組みを進めている状況でございます。

ただ、24時間対応の在宅医療、訪問看護や24時間対応の定期巡回、随時対応サービスといった取り組みは関係者の協力が重要でございます。すぐに取り組めることではございません。今後、県、近隣町村と調整しながら推進をしてまいりたいという現状でございます。

それから続きまして、事業の展開ということでございますけれども、今後ふえ続ける高齢者のためにも地域包括ケアの普及啓発を図り、地域の持つ力を高めていく必要がございます。それには、現在ネットワークに加わっている関係者の理解と協力、ケアマネジャーを通じての要介護者への支援、家族介護者も含めた要介護者以外の支援などをさらに有効に行い、かつネットワークの外におられる地域住民や社会支援に対する働きかけを行っていくことを検討してまいりたいと考えます。地域包括ケア、5つの視点による取り組みが包括的に行えるよう、まず体制づくりを目指したいと思っております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 3年間で、今期、5期でつくり上げていくという理解でよろしいんですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） できれば1年目から活用するようにしたいんですけども、目標としては3年以内に何とか達成できたらと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 少しでも早いこと確立、構築していただきたいんですが、これは大きな問題があるんです。人材確保ということが事業者も大変ですし、かといって、人材確保は休みない24時間いつもということで、夜となく朝となく昼となくと。そういうような受け入れてくれる事業者があるのかというあたりも問題点かと思いますが、その辺をどのようにもっていかれるのか、ちょっとお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 確かに協力者、それから人材、資格、それが必要でございます。包括支援センターが中心となって声をかけていき、またケアマネ、医師会とも関連機関と協

力をしながらお願いをして進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回の改正に当たっての保険者の役割、上牧町の役割をしっかりと果たしていくためにも、包括支援センターを中心にさまざまなネットワークにどれだけアプローチをしていって、そういうような体制づくりをやっていくかが一番大きなかぎになると思うんです。本当にすぐあつという間に1年、2年たちますので、まだ構築はされていないというようなことにならないように、ひいては上牧町の高齢者の方々が施設に頼らずというか、そうじゃなくて自立した自分の家で、住みなれたところで生活ができるように、暮らしができるような体制に努力を上牧町もしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。答弁いただけますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） わかりました。頑張ります。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（東 充洋） 以上で、8番、富木議員の一般質問を終わります。

2時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

---

◇木 内 利 雄

○議長（東 充洋） 6番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（6番 木内利雄 登壇）

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

きます。

質問事項は次のとおりでございます。その1点目、まちづくりに関して、3点についてお伺いをいたします。その1点目は、奈良県消防の広域化について。その2点目は、空き家対策について。そして3点目は、孤独死、孤立死対策について。それぞれお伺いをいたします。

次に、上牧町に対する損害賠償請求事件についてお伺いをします。

3点目は新焼却場施設計画について、以上に関してそれぞれお伺いをいたします。

それでは、早速ではございますが、質問の内容に入らせていただきます。まずは、奈良県消防の広域化についてお伺いをいたします。1月19日の奈良新聞は消防本部、県内一元化ならずとの見出しで、次のように報道をしています。生駒市は1月18日、県消防広域化協議会会長である仲川元庸市長あてに協議会から離脱する文書を1月17日付で送付したと発表した。県が支援する形で進めてきた県内13消防本部の一元化は生駒市のほか、仲川奈良市長も離脱の意向を示しており、これまで目指してきた1消防本部体制はとんざすることになった。ただ、荒井正吾知事は同日の定例記者会見で、他の市町村には一元化を望む意見が強いとして、残る11消防本部の広域化を後押しする考えを示したと報道されています。そこでまずは、県消防広域化協議会の進捗状況及び本町の考え方、方針について答弁を求めます。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。このことに関しましては、2011年9月の一般質問でもお伺いをいたしました。今回は角度を変えて、質問提言を行わせていただきたいと思います。私は本年2月20日、奈良県地域住宅協議会及び奈良県一般社団法人住まいまちづくり担い手支援機構が主催された既存の郊外住宅地の再生フォーラムに参加させていただきました。講師はお2人で、そのお1人は都市プランナー、葦原計画事務所の葦原敬氏、もうお1人は立命館大学教授、一般社団法人移住・住みかえ支援機構代表理事である大垣尚司氏のお2人でした。移住・住みかえ支援機構これは略称でJ T Iと言われているんですが、移住・住みかえ支援機構J T Iは郊外分譲地などでの空き家の増加、また地域の高齢化、そして不便を感じながら住み続ける高齢者と子育て世代人口の減少等々、こうしたことを解決する手段としてJ T Iがマイホーム借り上げ制度の導入をしたところであります。そのマイホーム借り上げ制度の仕組みを簡単に申し上げれば、住みかえを希望しているシニア世代のマイホーム借り上げ、賃貸物件を借りたい子育て世代などに貸すというものであります。シニア世代には今住んでいる家を売却することなく資産化する道を開き、移住・住みかえを支援するというものであります。

なお、奈良県知事とJ T Iは2011年5月24日、協定を締結し、県はJ T Iへ1,000万円の基

金を出資したところであります。荒井知事は奈良県は住みかえ、移住の典型、事業協定を通じて、高齢者の住宅地のあり方を検証したいとコメントされています。そこで、本町も近年空き家が増加しているところであり、J T I の借り上げ制度を住民に周知し活用を図り、空き家、そして人口減少傾向に歯どめをかけるなどの施策とすべきではないかと提言するものであり、町当局の見解を求めるものであります。

次に、孤独死、孤立死対策について伺います。まことに残念で悲しいことではありますが、近年、全国各地で親子などが人知れず亡くなっていく孤立死が相次いでいます。最近でも東京立川市で続いて2件、発見されたところであり、そこでまずは本町の孤独死、孤立死をどう防ぐかについての見解、施策について答弁を求めます。

次に、上牧町に対する損害賠償請求事件に関して、その後の裁判、公判などの進捗状況をお伺いいたします。

次に、焼却場施設計画に関して、その後の進捗状況と今後の課題について、まず町当局の答弁を求めるところでございます。

質問事項の内容は以上でございます。再質問に関しましては質問者席で行わせていただきます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、1点目の奈良県消防の広域化に関して、その後の進捗状況とということでお答えさせていただきます。

県消防広域化協議会の進捗状況なんですけれども、広域化協議会の中に各部会がございます。消防の広域化にかかる必要性、メリット、課題等について調査研究、またさまざまな協議が行われてきました。しかし、広域化協議会の設立の一番の目的であります広域化消防運営計画というのがございますが、それがまだ策定されておられません。この運営計画につきましては、平成23年度の当初に策定するという計画でございましたが、スケジュールの変更によりまして23年度の末となりましたが、いまだ策定されておられません。加えまして、先ほど木内議員もおっしゃった、広域化の中核団体であります奈良市、生駒市が離脱いたしました。このことによりまして、計画も大きく軌道修正しなくてはならないという部分が出てきております。この辺につきましては、より広域化に向けたハードルが高くなったなど感じております。それと、本町につきましては消防の広域化は必要な改革であると思っております。また、西和消防組合の構成町におきましても統一的な見解は変わらないところなんですけれども、まださまざまな検討課題は十分に議論されていないという状況でございますので、広域化は

まだ難しい状況かなと。今現在の感想でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それと、また本年1月14日の読売なんですが、囲み記事でお読みになったかはわかりませんが、全13消防統合足踏みという見出しで、両市というのは奈良市と生駒市に追随する動きもあると。香芝広陵消防組合消防本部の管理者、梅田香芝市長は人の配置や財政負担の試案が中途半端だ。慎重に判断しないといけないが、離脱も選択肢として持っているというふうに述べて、無線のデジタル化は単独で行うという記事が載っております。こういって足並みが乱れると本当に難しいんじゃないかなというふうな思いですね。私、前も申し上げたかも知れませんが、広域化するメリットとしては、本当に今やったら7分間かかるところが3分間で到着するといったような地域メリットも当然出てくるんです。それが歯抜けになれば、そういったメリットも縮小されるというか、小さくなってきます。だから、本町というか、西和消防もこうなったら慎重に対処をしなければならないかなと思っていますし、なかんずく財政面が奈良市とか生駒市のようなところが抜けるとなると、財政面のしわ寄せが至るところに噴出する。そういったことで、慎重にお取り組みいただくと同時に、こういった情報に関しては議長をはじめ、議員にスムーズに情報提供をしていたくように求めておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） わかりました。基本的な負担金算出のルールが全然まだできていないという状況がございますので、その基本的な部分が確定いたしましたら議会の方にもまた報告させていただきます。

○6番（木内利雄） それじゃ、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 空き家対策についてでございますけれども、これにつきましては民間での活動というような理解をしておったわけでございますけれども、今、木内議員からいろいろとご提案をいただいて、地方自治体が深く関与している事業であるということを再認識いたしました。違う観点から、人口の減少あるいは空き家住宅の解消の1つの手だてかなというように今感じております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 壇上ではふれませんでした。奈良県をはじめ、青森県、また神奈川県、青森市、八戸市、弘前市とか千葉県流山市、神戸市、また宝塚市、さいたま市、品川区、板

橋区とか、ずっと東京の区が結構入っていますね。それから群馬県、福岡県、愛知県、それから札幌市、秋田市、和歌山市等も制度の導入に加わっている自治体です。今一部だけ読み上げましたけども、これは国の基金も入っていますので、半ば認められた存在かなというふうには思っているんです。ただ、私、詳細は知りませんねんけども、壇上で申し上げたように、過日このフォーラムに行ってきたして、近くでは森川県会議員も今井光子県会議員もご出席なさっていらして、国会議員の秘書も結構来られていました。県会議員も結構来られていましたし、市長さん議員も十五、六名、それから県の職員とか業者とかたくさん参加して盛況で、結構時間も長かったフォーラムなんですけども、結構おもしろく内容があったなど。そこで、こういった内容は私、初めて知ったんですが、部長はいかがだったんでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まことに恥ずかしいことなんですけど、初めてでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 初めて知ったと私も申し上げているんですけどね。それで、結構使い勝手はいいかなと思っておるんです。シニア世代の貸す側、借りる方のメリットからいうと、JTIのパフレットというか、ご案内というやつなんですけど、貸す方は空き家のときも賃料収入が見込める、万一に備えて国の基金が導入されておるから安心だと。3年ごとの契約見直しでマイホームに戻ることもオーケーなんだということです。ほんで、借り手側、要は子育て世代など、その家を借りたいという人がメリットとしてはこういうふうに書いてあるんです。良質な住宅を相場より安い家賃で借りられます。賃料はここにもう少し詳しく書いてあるんですが、賃料は相場の約80%から90%、つまり10%から20%安く貸しますよということになっておるんです。敷金とか礼金は必要ありません。だから、例えばマンションを借りたり、一戸建て借りるのに50万とか100万とか敷金みたいなのを用意する必要はないということも書いてあります。3年ごとの再契約なので3年たったら出ていってもよし、更新するのもよしという話で、この案内には書いてございます。そこで、以前にも質問させていただいたんですが、結構空き家もふえていますので、こういったことを部長が知らなかったんやから、一般住民の方も多くの方はこういったことをご存じないかと思うんですよね。ほんで、町として、これはしっかりとこの会社というか、一般社団法人ですけれども、この社団法人は県に聞くか、そちらで調べていただきたいんですよ。その上での話なんですけど、住民各位にこういった制度があることを周知させる、していただくためにこの業者というのか、社団法人を招いて説明会とか、そういったものを開催されてはいかがかなと思うんですが、

いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、冒頭に奈良県がJ T Iと出資の協定契約をされたということをおっしゃっておりますので、奈良県の多分住宅課だと思っておりますけども、そちらの方にもよく聞かせていただいて、いろいろな調査を行った結果、これはメリットがあると思えば住民の方々にも周知をしたいという形で、最終的にはそういう機構の方の説明会もしていくというような形になるかなと思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） これは去年、2011年の5月26日の奈良新聞、ネットでとったやつですけども、荒井知事とJ T Iの責任者が握手しているところの写真が載って、県が1,000万円出したという記事が5月26日付の奈良新聞に掲載されています。そういったことですっかりお調べいただいた上で、住民の皆さん方にこういったこともありますよと。選択するのは、当然マイホームを持っておられる皆さんがいいと思えばここと契約されたらいいわけですから、説明会ということをやってあげて、やるやらんは住民の皆さんが当然お決めになることですから、積極的なお取り組みをされて、空き家の解消、そして人口減の解消を図っていただきたいと思いますので、強く求めておきたいと思います。

それでは、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 孤独死、孤立死対策につきまして、私たちの子どものころには他世代の同居等が比較的一般的でありましたが、核家族や高齢化の進行に伴いまして、最近では単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加をいたしております。こうした世帯の高齢者等の中には有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅に住みかえ、みずから孤立しないようにしている方もおられるものの、社会から孤立する世帯も増加をいたしております。また、会社のリストラによる失業や離婚など社会関係の変化を契機に孤立する中年層も増加をいたしておるようでございます。それで、上牧町としての取り組みでございますが、高齢化対策の孤独死、孤立死の予防対策につきましては、高齢者の方はできるだけシルバークラブや教室などに参加をしていただいて、仲間をたくさんつくっていただくことや緊急通報装置を利用いただいて、万が一の場合の対応ができるようアドバイスをさせていただいております。また、介護保険のサービスを受けておられる方はケアマネジャーと連絡を密にとっていただくようにアドバイスをさせていただいております。そのほかに民生委員さん、当町の保健師、友愛活動

訪問などにより重層的にかかわるようにさせていただいております。ただ、今申し上げました部分は、残念ながらすべて65歳以上の方が対象となっておりますので、町内の全世帯を対象とした取り組みではありません。以上が取り組みの現状でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それでは、まずお聞きしたいんですけれども、本町でこういった亡くなられ方、いわゆる孤独死、孤立死といったものが近年あったのかいなか、まずお尋ねをいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 本町の孤立死につきまして、過去の状況を確認いたしました、昨年平成23年に1名、66歳の女性、一昨年平成22年度に1名、64歳の男性がおられます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私も存じ上げなかったんですが、やっぱり本町でもあるんですね。そうであればしっかりした対策を取り組まなければならないと思うんですが、別に65歳以下でも孤独死、孤立死はあるわけなんです、とりあえずひとり暮らしの高齢者、つまりこれ、この間のフォーラム行ったときにも講師がおっしゃってたんですが、さっきの話に戻りませうけれども、今65歳を高齢者と呼ぶのはおかしいという話もされておりました。周りを見渡して、この議会議員の中でも私が63か64なんですけれども、本当に全部元気ですよ。ご近所でも70になっても75になってもお元気です。せやから、65が高齢者だと位置づける定義もおかしいのかなと。そういう時代なんですけれども、とりあえず今は65歳ということになっておるので、ひとり暮らしの高齢者、65歳の数は上牧町はいかがになってますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 65歳以上、ひとり暮らし世帯数は現在586世帯、586名でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、先ほど答弁あったように、22年度も23年度もそういった孤独死があったわけですから、それに対して、先ほど答弁あったような施策しかやっていないというのはちょっといかなのじゃないですか。今後どういったことをおやりになられるとかみたいなこともないんでしょうか。あとで私の方からも申し上げますけれども。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 現在の上牧町の取り組みでは、町内全世帯を網羅して訪問する

のは物理的に困難でございます。民生委員さんの見守り活動につきましても、65歳以上の高齢世帯ということで、1人住まいで持病等をお持ちの方は住民本人から緊急通報装置の貸与等、援助の申し入れをしていただく、またその他近隣住民との連絡を取り合う等、本人の働きがないと難しい状況かと考えます。

町といたしましても、現在の取り組みをさらに強化いたしますが、やはり地域の力が一番大事な部分ではと考えております。幾ら呼んでも出てこられない、家の電気が夜中でもつき放しなどといったちょっとした異常に気づかれ通報いただくことも重要な部分ではと考えます。改めまして、自治会、また民生委員さん等、地域の協力もお願いしながら、またパンフ等の作成によりシルバークラブ、また各種団体等の協力も願い、防止につながるよう努めてまいりたいと今考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 孤独死とか孤立死とかされる方は、そんなに自治会活動に参加されているとか何かのサークルに積極的に参加されているとかいう方は、そんなに1カ月もたつてから見つかるとかみたいなことはないと思うんですよ。ですから、結局はあんまり近所とのコミュニケーションがない方が多いのではないかなと思うんです。

それで、これは名古屋市と豊田市の間に位置する、面積が18.03平方キロメートル、人口が約4万1,000人のまち、東郷町なんですけれどもね。ここでひとり暮らし登録というのをやっておられるんです。これ、ネットの資料でいろいろ探しておるんですが、東郷町というところは、町が行っている見守り支援ということで、その内容は、町はひとり暮らし高齢者の方々に緊急時の親族への連絡などのために町へのひとり暮らし登録をお願いしている。そして、この東郷町ではひとり暮らし高齢者世帯総数は816世帯、そのうちの約4分の1が登録をされているというふうに書かれておるんです。ひとり暮らし登録をしているところに対しては、きちっと担当職員が定期的に電話をしたりお伺いに行ったりしていると。あとの残りはどないするねんやと言うたら、そこまで手突っ込まれへんみたいなことで東郷町も悩んではるんです。だけど、そこら辺も含めてきちっとやられる方がよろしいかなと思うんです。

私、あるときに消防自動車がうちの家に来まして、ピンポンと鳴らすものですから、ご近所のAさんはおひとり暮らしなんですけど、現在お元気にお暮らしでしょうかと尋ねられたんです。ほんで、西和消防ですよ。消防自動車で来て、二、三日も元気にしてはりましたし、娘さんも時々訪ねてこられていますから、お元気ですよという話はしておったんですがね。そういったことはどうなんですか、あるんですか。ひとり暮らしって知ってましたよ。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 先ほど部長が説明いたしましたように、独居老人に対しての通報システムがございます。多分それで過去に使われたのかもわかりません。それで、その辺のパトロールに行ったときに訪問したということだと思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） わかりました。ありがとうございます。

それで、戻りますよ。こういった東郷町のような取り組み、いわゆるひとり暮らし登録をいただければ、その3分の1になるのか全員がされるのかは別にしまして、もうちょっときめ細かなことができる。ほんで、残った人に対する対策は、私はまだ念頭に思い浮かばないんですが、やはりその方たちのことも考えて、今高齢者は65歳以上のことだけ話しておるんですが、当然全住民に対してもどうやっていくかの施策もやっていかなければならぬかなと思っているんですが、とりあえずはひとり暮らし登録に関してはいかがお考えですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 貴重な意見だと考えております。上牧町といたしましても、今後、社会福祉協議会等、関係機関を含めまして、今おっしゃった東郷町さんですか、その他団体でもライフセーフティーネットといった形で取り組んでおられる団体もあると聞いております。また、確認させていただいて役場、福祉関係、社協とともに、またその取り組みを聞かせていただいて、参考にさせていただいて取り組みをさせていただきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） ほんでね、東郷町のこれがベストだと言っているんじゃないですよ。ただ一例を申し上げただけなので、もっとやっぱり上牧町としてはそれを抜くような、またバージョンアップしたような取り組みをしっかりと、孤独死、孤立死対策に力点を置いて全町でお取り組みをされるように強く申し上げておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） わかりました。

○6番（木内利雄） それじゃ、次お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 損害賠償事件についての説明をいたします。

各議員よりさまざまな観点でご協議いただきました和解案についての総意を、平成24年1月10日の第14回口頭弁論で町の顧問弁護士より和解には応じないという意思表示を行いました。それによりまして、2月13日の第15回口頭弁論で、原告より被告の主張の整理に対する最終の準備書面が提出されまして、法廷での審理が終了したという状況でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それじゃ、もう公判はとりあえず終わったという理解でよろしいですか。ほんで、あとはどういうふなことになって判決がいつごろなんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったように法廷での審理がすべて終了しておりますので、次は判決ということになります。24年3月27日に判決が下されます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それじゃ、議会はそのときには終わっておりますので、どのような内容だったのか議長をはじめ、議会の方に速やかにお知らせいただくということはよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） わかりました。

○6番（木内利雄） それじゃ、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 焼却場施設の進捗状況でございますけれども、昨年の7月に再度、町長、議長、ごみ処理問題特別委員の皆様全員で香芝市を訪問いたしました。その後、11月に開催されましたごみ処理問題特別委員会におきましていろいろと議論をしていただく中で、民間委託も視野に入れて進むというような方向性で本年24年、斑鳩町さんが民間委託を開始されるということもございまして、その動向を注意深く見守っていくということで現在まで至っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） これ、6月26日の読売なんですけれども、民間業者を活用する動きもあると、斑鳩町は老朽化した焼却施設を来年3月に閉鎖し、三重県伊賀市の業者に委託することを決めたという記事が6月28日の読売に載っておりました。本町としては斑鳩さんみたいに民間委託もお考えになっているんでしょうか。そこのところはいかがなんでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず第1点でございますけれども、先に申し上げましたように、香芝市、王寺の美濃園さんの方へ組合の方へ入れていただきたいという申し入れもやっております。その中で、現在の香芝市長さんが次期選挙には出ないというような発言をされまして、この5月に選挙があると思っておりますけれども、それで一旦市長の考えがどうなのかということも聞き合わせまして、今後の方向が決まっていくのではないかというような思いを持っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） あそこは何という名前やったかな、美濃園、香芝王寺の焼却場、これは本町が入っても余裕はあるんでしょうか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 香芝市の担当者及び香芝市にお邪魔させていただきましたときには、処理能力がかなり落ちておると。150トン炉ということでございますが、処理能力はかなり落ちておって、大規模改修で乗り切るか、新設に行くかというところを決めかねておるという状態でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） これ、あそこは75が2基ですよ。私は香芝市の市議会議員さんともそんなに詳しくはない、立ち話程度で、どうやねんというような話をしていると、やっぱり地元が厳しいですよ。当然あそこも何年までやという話も建設当時されておったみたいで、やっぱり地元は厳しい。その話はなるんでしょうか。要は、香芝王寺のところへ上牧町が入れるというのはあり得る話なんじゃないでしょうか。私、周辺で聞いていますと、かなり厳しいものがあるかなという雰囲気は持っておるんですけどね。市長にお聞きしたことないんですけど、いかがですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 7月に訪問したときには梅田市長さんが外交辞令もあると思うんですけども、好意的な話でございましたけれど、まず市がオーケーしても、今、木内議員がおっしゃったように、地元白鳳台の住民の同意が得られなければ、これは無理だという話になると思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それで、その話はその話でお進めになったらいいかと思うんですけどね。私は何回もこの話をするときには申し上げているんですが、5年10年煮詰めていってやっ

めどが立つ程度のことなんですよね。あのまま本町の焼却場を置いておっていいものかどうかというのも疑問ですし、経過的な措置として斑鳩町さんみたいに民間への委託もやむを得ないかなと。そのうちに周りの環境もいろいろと変化は生じてくるのではないかなというふうに私は思っておるのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 毎年地元説明会に課長以下、担当者と行っておるわけですがけれども、即撤去という要求でございます。町長もタウンミーティングの中で五、六年ぐらいが限度で考えていかなきゃならないというように上牧町民の皆様には説明しております。

その中で、我々担当者といたしましても毎年大きな修理費等をかけながらやっておるので、今議員がおっしゃったような方向で進めばと思うんですけども、これまた委託することによって大きな処理費が必要になってまいります。今、焼却場の現業職員、正規で21名おりますけれども、非常に若い職員が多うございまして、50歳代が4人除くと、あと32歳ぐらいの平均年齢でございますので、その処遇というのもいろいろ考えなければならないという形で、今財政との協議の中で25年から大きな借り入れもやるということで、足踏みをしている状態かなというところでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） しっかりと方向性を早く決めんと、今先ほど申し上げたように、5年、10年という年月はすぐにたちますよ。私はごみ特の委員長をやらせていただいてから久しい、当初は河合町と長期な期間がたっておるわけですがけれども、一向にらちがあかなかつたと、それがとんざしたと、次にまた考える。だから早いこと方向性をきちっと決めて、それに向かって準備を整え着地しなければならないと思っています。だから、しっかりしたお取り組みをされるように強く申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 6番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問も終わります。



◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時46

## 平成24年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成24年3月15日（木）午前11時開議

- 第 1 予算特別委員長報告について
- 第 2 議第17号 平成24年度上牧町一般会計予算について
- 第 3 議第18号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議第19号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議第20号 平成24年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議第21号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 7 議第22号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議第23号 平成24年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第 6号 上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第14 議第 7号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第12号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第16 議第15号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第17 議第24号 寄附の受納について
- 第18 意見書案第1号 都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書（案）
- 第19 文教厚生委員長報告について
- 第20 議第 3号 上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 2 1 議第 4 号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議第 9 号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議第 1 0 号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議第 1 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 5 議第 1 3 号 平成 2 3 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 2 6 議第 1 4 号 平成 2 3 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 2 7 議第 1 6 号 平成 2 3 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- 第 2 8 意見書案第 2 号 公的年金の充実を求める意見書（案）
- 第 2 9 意見書案第 3 号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）
- 第 3 0 上牧町財政問題特別委員会（第一次）中間報告について

#### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 0 まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	土地開発公社 常務理事	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭

---

職務のため議場に出席した事務局員

局長	下間常嗣	書記	山下純司
----	------	----	------

開議 午前11時00分

◎開議の宣告

- 議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎予算特別委員長報告について

- 議長（東 充洋） 日程第1、予算特別委員長の報告について。  
吉中委員長、報告願います。  
吉中委員長。

（予算特別委員長 吉中隆昭 登壇）

- 4番（吉中隆昭） 4番、吉中です。

予算特別委員会の報告を申し上げます。

3月5日の本会議で当委員会に付託されました議第17号 平成24年度上牧町一般会計予算について、議第18号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第19号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第20号 平成24年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第21号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第22号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計予算について、議第23号 平成24年度上牧町水道事業会計予算について、以上7議案について、3月8日、9日、12日の3日間にわたり予算特別委員会を開き、慎重に審議いたしました結果、議第17号について、石丸委員から、子どもの医療費無料化が小学校3年生まで拡大され、これまで県の基準であった所得制限がなくなりました。子育て支援としては一歩前進であるとの賛成の討論があり

ました。採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第18号について、石丸委員から、平成24年度当初予算には計上されていないが、保険税の引き下げが予定されている。今議会では条例改正が行われ、9月議会で補正されるとの報告も受けている。高い上牧町の国民健康保険税を引き下げてほしいという被保険者の声に一定の部分でこたえたものといえとの賛成の討論がありました。採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第19号について、石丸委員から、後期高齢者医療保険料は3回目の改定が行われ、平成24年度、平成25年度の保険料は決定しましたが、年収80万円で10%の値上げ、また168万円では7.6%の保険料の値上げとなった。この後期高齢者医療制度は、75歳以上の最も病気になりやすい人たちだけを別枠にする制度であり、医療費が伸びると自動的に保険料にはね返る制度である。後期高齢者医療制度の制度自体に問題があるとして反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第22号について、石丸委員から、下水道使用料に消費税が加算されている。生活にかかわる最低限のところには課税すべきではないとの理由で反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第23号について、石丸委員から、水道料金に消費税が加算されている。生活にかかわる最低限のところには課税すべきではないとの理由で反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議第20号、議第21号については、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

### ◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第2、議第17号 平成24年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成24年度上牧町一般会計予算について、賛成の討論を行います。

平成24年度予算は、総額約71億円で、前年度に比べ5.3%の増額となっています。特徴は、投資的経費が前年度に比べ、3.5倍の約10億円です。この要因は、大型店舗出店などによる都市計画街路事業が約5億円、土地開発公社からの供用済み土地の買い戻しが約2億円となっているためです。

今予算では、子どもの医療費無料化が小学校3年生修了まで拡大され、県の制度に合わせていた所得制限がなくなります。若い世代や子育て世代の支援策として有効です。大いに評価したいと思います。今後さらに対象年齢の引き上げを検討され、子育て応援の町となるよう求めるものです。

以上をもって、賛成の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、議第18号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成24年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、賛成の討論を行います。

この3月議会では、国保税率改正の条例改正が提案されました。平成24年度の国民健康保険税が医療給付費分の所得割が8.3%から8.0%に、資産割が50%から20%にそれぞれ引き下げられる内容です。当初予算には計上されていませんが、9月議会に補正予算で対応される予定です。県下で2番目に高い上牧町の国民健康保険税を引き下げて欲しいという被保険者の声に一定の部分においてこたえたものと言えます。約2億5,000万円の基金を活用し、均等割と平等割についても引き下げの検討をされるよう求めるものです。

以上をもって、賛成の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第4、議第19号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

上牧町平成24年度後期高齢者医療特別会計予算に対して反対の討論を行います。

後期高齢者医療保険料は3回目の改正が行われました。均等割は8.3%の引き上げで年額4万4,200円に、所得割は5.2%の引き上げで、所得割率は8.1%です。高齢者の医療費が伸びれば保険料の引き上げにつながります。最も病気にかかりやすい75歳以上の人だけを別枠にする後期高齢者医療制度は廃止すべきです。

この点を指摘いたしまして反対の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（東 充洋） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第5、議第20号 平成24年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第21号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第6、議第21号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第22号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第7、議第22号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成24年度下水道事業特別会計予算に対して、反対の討論を行います。

平成24年度下水道会計におきましては、平成22年から24年間、3年間の公債費適正化計画により公債費の削減の努力が行われております。また、下水道事業についても計画的に行われている点は大変評価をいたしますけれども、下水道使用料に消費税が加算されています。生活に最低限必要なところには加算すべきではなく、また、消費税は所得が低い方ほど負担の重い不公平な税制であります。

この下水道使用料への消費税加算というところをもって、反対といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（東 充洋） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第23号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第8、議第23号 平成24年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成24年度上牧町水道事業会計予算に対して、反対の討論を行います。

平成24年度の水道事業会計におきましては、給水タンクの耐震診断を含む今後の地域水道ビジョンの策定など重要な施策が盛り込まれており、企業努力もされているところは大変評価をするところでありますけれども、下水道会計と同じく水道使用料において消費税が加算されているという点を指摘をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（東 充洋） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎総務建設委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第9、総務建設委員長報告について、芳倉委員長の報告をお願いします。  
芳倉委員長。

（総務建設委員長 芳倉利次 登壇）

○9番（芳倉利次） 総務建設委員会の報告を申し上げます。

3月5日の本会議で当委員会に付託されました議第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議第7号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第12号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第15号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第24号 寄附の受納について、意見書案第1号 都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書（案）、以上9議案について、3月7日午前10時から全委員出席により、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第10、議第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第11、議第2号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第12、議第5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第13、議第6号 上牧町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第14、議第7号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第15、議第12号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第5回）に

ついて、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第16、議第15号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第24号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第17、議第24号 寄附の受納について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第18、意見書案第1号 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(案)、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎文教厚生委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第19、文教厚生委員長報告について、石丸委員長、報告願います。

石丸委員長。

（文教厚生委員長 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

文教厚生委員会の報告を申し上げます。

3月5日の本会議で当委員会に付託されました議第3号 上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第11号 公の施設の指定管理者の指定について、議第13号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第14号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第16号 平成23年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、意見書案第2号 公的年金の充実を求める意見書（案）、意見書案第3号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）、以上10議案について、3月6日午前10時から全委員出席により慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第20、議第3号 上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第21、議第4号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第22、議第9号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第23、議第10号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第24、議第11号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第25、議第13号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第26、議第14号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第

3回) について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第27、議第16号 平成23年度上牧町水道事業会計補正予算(第1回)

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



**◎意見書案第2号の質疑、討論、採決**

○議長（東 充洋） 日程第28、意見書案第2号 公的年金の充実を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



**◎意見書案第3号の質疑、討論、採決**

○議長（東 充洋） 日程第29、意見書案第3号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎上牧町財政問題特別委員会（第一次）の中間報告について

○議長（東 充洋） 日程第30、上牧町財政問題特別委員会（第一次）中間報告について、上牧町財政問題特別委員長から中間報告をしたいとの申し出がありましたので、これより報告を受けたいと思います。

財政問題特別委員長の発言を許します。

辻委員長、報告願います。

（財政問題特別委員会委員長 辻 誠一君 登壇）

○3番（辻 誠一） 3番、辻誠一でございます。

上牧町財政問題特別委員会の第一次中間報告をさせていただきます。お手元に配付された資料を読み上げさせていただいて、報告とかえさせていただきます。

平成24年3月15日 上牧町議会議長 東 充洋 様。

提出者 上牧町財政問題特別委員会委員長 辻 誠一。

上牧町財政問題特別委員会（第一次）中間報告。

平成23年5月12日、第2回上牧町議会臨時会において上牧町財政問題特別委員会が設置された。平成19年9月19日から平成23年3月2日まで開かれた財政問題特別委員会は、町議会議員改選のため54回で終結した。この委員会で、平成23年3月16日に開催された上牧町議会

本会議において、財政問題特別委員会の最終報告が行われ、全議員によって採択された。最終報告書にて申し合わせが行われており、内容は、改選後の新たな議題で財政問題特別委員会を設置し、下記の課題についてやり遂げるべきとした。

- 1) 第三セクター等改革推進債を借り入れるため、事業用地の仕分け。
- 2) 第三セクター等改革推進債を借り入れる金額の決定。
- 3) 土地開発公社が財政破綻していることから、責任問題を含めた議論をするために100条調査委員会等の設置が必要。
- 4) 町有地または公社保有地の維持管理における事務処理の整理が必要。
- 5) 土地開発公社会計及び用地買収状況や買収金額等についての個別外部監査を実施すること。
- 6) 長期財政計画の策定。
- 7) 上牧町基本構想の見直し。

当委員会は、申し合わせのあった課題について、今日まで10回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきた。よって、平成24年3月15日の平成24年第1回上牧町議会定例会本会議において、今日までの調査・研究の経過を第一次中間報告として行う。

なお、以後、文中「第三セクター等改革推進債」を「三セク債」、「上牧町土地開発公社」を「公社」、「上牧町財政問題特別委員会」を「委員会」と記す。

委員会構成。

平成23年5月12日に第2回上牧町議会臨時会において選任された財政問題特別委員会委員は以下のとおりである。

委員長 辻 誠一。

副委員長 芳倉利次。

委員 堀内英樹、委員 長岡照美、委員 石丸典子、委員 吉川米義。

#### 1、財政問題特別委員会の調査・研究日程

第1回財政問題特別委員会（平成23年5月23日）。

議題1、今後の進め方について。

第2回財政問題特別委員会（平成23年6月8日）。

議題1、公社保有地明細表について

議題2、中長期財政計画（5カ年）について。

議題3、公有用地デジタル化の状況について。

議題 4、小集落地区改良事業の購入用地について。  
第 3 回財政問題特別委員会（平成23年 7 月 7 日）。  
議題 1、中長期財政計画（5 カ年）について。  
議題 2、小集落地区改良事業用地（6 カ所）について。  
第 4 回財政問題特別委員会（平成23年 8 月 8 日）。  
議題 1、小集落地区改良事業用地の現地調査。  
議題 2、現地調査の確認事項について。  
第 5 回財政問題特別委員会（平成23年 9 月 20 日）。  
議題 1、新町・三軒屋地区周辺の現地調査。  
議題 2、都市計画街路の経過及び状況について。  
議題 3、中長期財政計画（10 カ年）について。  
第 6 回財政問題特別委員会（平成23年10月26日）。  
議題 1、三セク債の償還期間について。  
議題 2、中長期財政計画（10 カ年）について。  
議題 3、公社用地のその後の仕分けについて。  
議題 4、大型店舗住宅開発に関連する公社用地について。  
第 7 回財政問題特別委員会（平成23年11月24日）。  
議題 1、中長期財政計画（10 カ年）について。  
議題 2、大型店舗・住宅開発に関連する公社用地について。  
議題 3、土地開発公社保有地のその後の仕分けについて。  
第 8 回財政問題特別委員会（平成23年12月16日）。  
議題 1、中長期財政計画（10 カ年）について。  
議題 2、土地開発公社保有地のその後の仕分けについて。  
議題 3、その他（個別外部監査報告について）  
第 9 回財政問題特別委員会（平成24年 1 月 24 日）。  
議題 1、中長期財政計画（10 カ年）について。  
議題 2、土地開発公社保有地のその後の仕分けについて。  
議題 3、公社保有地のその後の対応について。  
議題 4、その他（個別外部監査報告について）。  
第10回財政問題特別委員会（平成24年 2 月 6 日）。

議題 1、中長期財政計画について。

議題 2、土地開発公社保有地のその後の仕分けについて。

議題 3、その他（個別外部監査報告について）。

2、委員会の進め方。

平成23年5月23日、第1回委員会において、今後の進め方について委員会の方針をまとめた。

町は、公社を解散、縮小するために三セク債を借り入れるとしており、委員会は以下の調査・研究を平成24年度中に行うこととした。

- ①現在、公社保有の土地で、町が将来事業を行う予定とした事業用地の仕分け。
- ②公社用地の面積の確定。
- ③町の中長期事業計画の検討。
- ④三セク債借入金額と償還期間を調査・研究により決定。
- ⑤長期財政計画の調査・研究。

現在、それぞれの調査・研究を進めているが、今後事業用地から「特定土地」に振り分け、塩漬けとなった理由を明らかにする作業や、面積確定が急がれる。

3、三セク債借り入れのための事業用地の仕分け。

三セク債を借り入れるためには、公社保有土地で町が将来事業をするための用地として153筆4万3,235.09平米、簿価32億9,767万894円が事業用地として現在残されており、再仕分けと実測面積確定が急がれている。町の計画では、公社保有土地のうち、約5億円分の土地を三セク債借り入れの対象外の事業用地として町営住宅建てかえを計画しようとしている。しかし、三セク債借り入れから5年後の平成30年までに財源を確保することができるのか、建設計画の諸条件である建設戸数等々をすべて計画できるか、慎重な調査・研究が必要である（資料6－3参照）。もし、安易に事業用地として公社保有土地を残し、再度、塩漬け土地となれば、町の財政健全化計画や三セク債借入根拠が根底から崩れるおそれがあることを念頭に調査・研究を進めている。

4、三セク債借入金額の決定。

公社の借入金が民間金融機関からのものであり、公社の財政が破綻しているため、公社を解散、縮小して、債務負担行為を行っている町が整理しなければならない義務を負っている。整理を行うためには、三セク債を借り入れる必要がある。町は約40億円を借り入れ、20年間で償還する計画を示している。しかし、事業用地の仕分けや特定土地の売却いかんでは、借

入金額が変動するため、調査・研究が重要となる。現在、町の財政計画は、約40億円を借り入れることを前提としているが、40億円を上回ることも視野に入れなければならない。その場合、実質公債費比率や将来負担比率に対して、どのような影響を及ぼすか議論が必要となるため、平成24年度の早い時期に借入金額の確定が望まれる（資料1、資料5、資料6、資料7を参照）。

#### 5、個別外部監査実施。

平成23年3月16日に行われた改選前の委員会最終報告において、計54回開かれた委員会の調査・研究結果について誤りがないか、議会が個別外部監査を求め、町が個別外部監査を行い、平成23年11月30日個別外部監査報告書を議会が受領し、監査結果においては、改選前の委員会の調査結果とほぼ同じ結果が得られた。また、個別外部監査人から、公社の財政破綻の原因について、問題の本質は公社そのものにあるのではなく、公社を利用して行われた行為であり、その行為に歯どめをかけるべき諸機関が機能しなかった点や、問題に気づきながらも、それを放置してきた組織全体の体質に問題があったとし、歯どめをかけるべき諸機関として、公社の内部である監事の監査、町の監査委員による監査、議会の監視が機能しなかったことを指摘している。

この指摘に対し、議会は、今後あらゆる情報を町民の皆様と共有し、公正で公平な行政運営が図られているかの監査機能を発揮するとともに、住民の信頼が得られるよう議会改革を推し進める必要がある。町においても監査報告について謙虚に受け止め、町民に対し、謝罪等のけじめをつけるよう求めておく。

#### 6、今後の課題。

中間報告以降の委員会において、以下の課題について調査・研究を行うこととする。

##### 1) 公社解散、縮小プランの策定。

策定には、以下の3つの作業が必要である。

①三セク債借入対象土地とするため、現在塩漬けとなっている公社保有土地の取得目的を1筆1筆明らかにする。

②事業計画に基づき、町が公社に対して買収したにもかかわらず買い戻しできなかった理由を明らかにする。

③公社保有土地の土地利用及び処分計画について、1筆1筆の整理。

##### 2) 三セク債の借り入れ金額及び償還期間の確定。

公社解散、縮小プラン策定後、三セク債の借り入れ金額及び償還期間を確定する作業につ

いて調査・研究を行う。

3) 中長期財政計画の調査・研究。

三セク債の借入金額及び償還期間と関連するが、実質公債費比率及び将来負担比率の動向について調査・研究を行うこと。

4) 公社解散、縮小プランに伴うスケジュール。

公社解散、縮小プランに伴うスケジュールに沿って調査・研究を行う（資料4参照）。

以上、上牧町財政問題特別委員会の第一次中間報告とする。

なお、7ページから8ページまで添付資料がございますが、これは省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 以上で、財政問題特別委員会報告が終わりました。

過日、議長の諮問機関である議会改革検討委員会が設置されました。議会改革検討委員会の委員を申し述べます。

委員長 議席1番、堀内英樹。

副委員長 8番、富木つや子。

委員 2番、長岡照美、委員 議席番号3、辻 誠一、委員 議席番号5、石丸典子、委員 議席番号9、芳倉利次、委員 議席番号10、吉川米義、委員 議席番号11、服部公英。

以上を、議会改革検討委員として任命をいたします。

報告を終わります。

また、町長より、上牧町土地開発公社の平成24年度予算書及び事業計画書が提出されました。お手元に配付しておりますので、ご報告させていただきます。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



### ◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫君 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決をいただきましてありがとうございます。この議会中に皆さん方から出していただきました意見、提案についても、これからしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

それで、ちょっと時間をいただいて、これからどんなまちづくりをしていくのかを、ちょっと理念だけをお話をさせていただきたいというふうに思います。

今、まちづくり基本条例を住民参画のもとでおやりをいただいております。この基本条例が来年3月に一応でき上がるというふうに報告を受けております。当然これができあがりましたら、これがまちづくりの基本というふうになるわけでございますので、そういう考え方のもとで、これからまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えております。ただ、これにつきましては、協働と参画が絶対の条件でございます。そういうことで、それをしっかりと踏まえて、住民の方々に参画をしていただくものについては、しっかりとそういう考え方で、これから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そういうことを踏まえまして、キャッチフレーズ的になるかもわかりませんが、住民の方々に愛着と誇りを持っていただけるまちづくりをこれから進める必要があるし、進めていきたいというふうに考えております。

そして、また、今議会でもまた、皆さん方から意見を出していただきました社会保障費の削減、それと高齢者孤独死、孤立死をどのように防いでいくのかと、これも大きなこれからの問題になるわけでございますので、社会福祉協議会の役割を24年度、しっかりと見直したいというふうに考えております。ここでしっかりと集約をした役割で福祉を進めていく必要があるのではないかと。今、分散をしておるわけでございますので、例えば、高齢者の見守りについてもシルバークラブ、民生委員、自治会、それぞれ個々になっております。この窓

口を一本化すると。それぞれの団体にもいろんな意見を出していただいて、それぞれが動くのではなく、一体的なものの考え方でこれからはやる必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、社会福祉協議会の役割も24年度、しっかりと計画を所管で立てさせて、25年からしっかりと働けるように見直してまいりたいというふうに考えております。

それと、職員の問題でもございますが、資質の向上についてもしっかりと24年度取り組んで、住民の皆さんから信頼が得られるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思いますので、まず24年度は、そういう年度にしたいというふうに考えております。25年度からしっかりと住民の方々にも信頼をしていただいて、愛着と誇りが持てる上牧町にしていきたいと考えておりますので、議員皆さん方のご指導、ご協力、ご理解を引き続きお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。



○議長(東 充洋) これをもちまして、平成24年第1回上牧町議会定例会を閉会いたします。  
どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 東 充 洋

署 名 議 員 吉 川 米 義

署 名 議 員 服 部 公 英